

善通寺市国民健康保険
第3期 データヘルス計画（案）
第4期 特定健康診査等実施計画（案）
令和6年度（2024年）～令和11年度（2029年）

令和6年3月
香川県善通寺市

目次

第1章 基本的事項	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 標準化の推進	2
4 計画期間	2
5 実施体制・関係者連携	2
第2章 現状の整理	3
1 善通寺市の特性	3
(1) 人口動態	3
(2) 平均余命・平均自立期間	4
(3) 産業構成	5
(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）	5
(5) 被保険者構成	5
2 前期計画等に係る考察	6
(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察	6
(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察	7
3 保険者努力支援制度	12
(1) 保険者努力支援制度の得点状況	12
第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出	14
1 死亡の状況	15
(1) 死因別の死亡者数・割合	15
(2) 死因別の標準化死亡比（SMR）	16
2 介護の状況	18
(1) 要介護（要支援）認定者数・割合	18
(2) 介護給付費	18
(3) 要介護・要支援認定者の有病状況	19
3 医療の状況	20
(1) 医療費の3要素	20
(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率	22
(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率	26
(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率	29
(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況	31
(6) 高額なレセプトの状況	32
(7) 長期入院レセプトの状況	33
4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況	34
(1) 特定健診受診率	34
(2) 有所見者の状況	36
(3) メタボリックシンドロームの状況	38
(4) 特定保健指導実施率	41
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	42
(6) 受診勧奨対象者の状況	43
(7) 質問票の状況	47

5	一体的実施に係る介護及び高齢者の状況	49
(1)	保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成	49
(2)	年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況	49
(3)	保険種別の医療費の状況	50
(4)	前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率	51
(5)	後期高齢者の健診受診状況	51
(6)	後期高齢者における質問票の回答状況	52
6	その他の状況	53
(1)	重複服薬の状況	53
(2)	多剤服薬の状況	53
(3)	後発医薬品の使用状況	54
(4)	5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率	54
7	健康課題の整理	55
(1)	県全体の健康課題と標準事業	55
(2)	健康課題の全体像の整理	57
(3)	わがまちの生活習慣病に関する健康課題	59
(4)	一体的実施及び医療費適正化等に関する課題	59
第4章 データヘルス計画の目的・目標		60
1	健康課題の整理まで	60
2	取り組む分野、計画全体の目的	60
3	分野別の目標設定	61
4	目的・目標を達成するための戦略	62
第5章 保健事業の内容		63
1	課題解決のための保健事業	63
(1)	一次予防	63
(2)	発症予防	66
(3)	重症化予防	69
(4)	健康づくり	73
(5)	適正服薬・医療費適正化	77
(6)	一体的実施	81
第6章 計画の評価・見直し		84
1	個別事業計画の評価・見直し	84
2	個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し	84
(1)	評価の時期	84
(2)	評価方法・体制	84
第7章 計画の公表・周知		84
第8章 個人情報情報の取扱い		84
第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項		85
1	地域包括ケアの構築に向けた取組み	85
2	KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出	85

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画.....	86
1 計画の背景・趣旨	86
(1) 計画策定の背景・趣旨	86
(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向	87
(3) 計画期間	87
2 第3期計画における目標達成状況	88
(1) 全国の状況	88
(2) 善通寺市の状況	89
(3) 国の示す目標	94
(4) 善通寺市の目標	94
3 特定健診・特定保健指導の実施方法	95
(1) 特定健診	95
(2) 特定保健指導	97
4 その他	98
(1) 計画の公表・周知	98
(2) 個人情報の保護	98
(3) 実施計画の評価・見直し	98
参考資料 用語集.....	99
疾病中分類別単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患.....	102

第1章 基本的事項

1 計画の趣旨

平成25年「日本再興戦略」の重要施策である「健康寿命の延伸」の実現のため、全ての健康保険組合にデータヘルス計画の実行が求められ、その後、平成26年度末には、国保保険者についても策定が求められた。「データヘルス」とは、「レセプトや健診データ情報から医療費分析を行い、明らかになった課題から保健事業を決定し、PDCAサイクルで効果的・効率的に検証するもの」であり、これを受けて、本市では平成28・29年度を第1期、平成30年度から令和5年度を第2期としたデータヘルス計画を策定し、エビデンスに基づく保健事業を実施している。

一方、国民健康保険を取り巻く環境も変わりつつある。平成30年4月から県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、また、令和2年度からは高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するための枠組みが構築され、人生100年時代を迎えた疾病予防・健康づくりが強化された。さらに、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症が流行した影響もあり、最新のテクノロジーを活用した保健事業や健康情報のデジタル化の動きが加速化している。

このような中、第2期計画が令和5年度で満了し、これまでの保健事業の取組みや、国における標準化の動き、国民健康保険制度改革の進展を踏まえ、本市の「第3期データヘルス計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

国民健康保険においては、幅広い年代の被保険者が存在するため、KDBデータやレセプトデータから、これらの年代の身体的な状況等に応じた健康課題を的確に捉え、データヘルス計画により課題に応じた保健事業を実施し、PDCA管理を行うことで、より効果的に健康の保持増進、生活の質（QOL）の維持及び向上を図る。また、この結果、医療費の適正化にも資すると考えられる。

本計画は、健康増進法に基づく基本方針を踏まえるとともに、第2期香川県国民健康保険運営方針及び第4期医療費適正化計画等、他の法定計画と調和のとれたものとし、第4期特定健康診査等実施計画については、一体的に策定することとする。

特に、本計画で実施するポピュレーションアプローチについては、「いきいきキラッと☆善通寺（第2次）健康日本21善通寺計画及び善通寺市食育推進計画」における施策と重なることから、計画策定時から連携して効率的に事業化する必要がある。

3 標準化の推進

県下の市町では、第2期計画中から継続して健康課題の見える化作業を行ってきたほか、第3期計画の策定に当たっては、県の方針により、県域での標準化（現状把握、課題の抽出、目標値・指標の設定、評価等の一連の流れの共通化）を行い、県下共通の健康課題に対し、全市町が同じ目的の事業を実施、同じ指標での経年的評価を行うこととした。また、他の市町と比較することで、本市の客観的な状況が把握でき、より効果的な事業実施が期待できる。さらに、標準化によりPDCA管理を共通化することで、本市の業務負担を軽減化することができ、人材が不足する場合であっても県・香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）等の支援を受けやすくなる。

なお、標準化は、保険者の健康課題を効果的・効率的に解決するために行うものであり、地域の実情に応じて、把握すべき情報や評価指標を加えることにより、本市の特徴を踏まえる必要がある

4 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

5 実施体制・関係者連携

本計画の実施に当たっては、保健課が主体となり、関係部局との情報交換や相互の連携を図り、保健事業を効率的・効果的に推進するとともに、高齢者に対する取組みについては、香川県後期高齢者医療広域連合や介護保険部局と連携を密にして一体的に取り組むこととする。

また、個別事業の実施に際しては、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会等の保健医療関係団体に協力依頼するとともに、評価に際しては、国民健康保険運営協議会、国保連及び国保連が事務局である香川県保健事業支援・評価委員会等の外部有識者の協力も得て実効性を高めることとする。

さらに、本計画は、被保険者の健康の保持増進が最終的な目的であり、その実効性を高めるためには、被保険者自身が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって自らの健康状態を自覚するとともに、主体的・積極的に健康増進に取り組むことが重要である。そのため、既存の地域組織や地域リーダー（健康推進員・食生活改善推進員）に協力を求めることや、地域に密着した企業などとのコラボレーションも検討する。

第2章 現状の整理

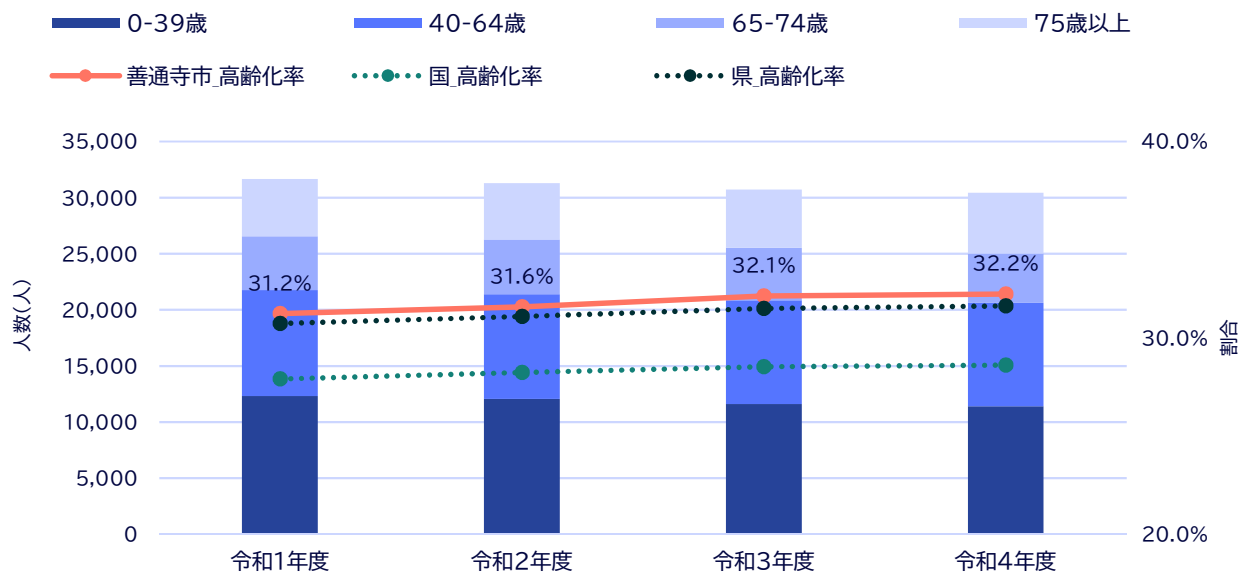
1 善通寺市の特性

(1) 人口動態

善通寺市の人口をみると（図表2-1-1-1）、令和4年度の人口は30,431人で、令和元年度（31,647人）以降1,216人減少している。

令和4年度の65歳以上人口の占める割合（高齢化率）は32.2%で、令和元年度の割合（31.2%）と比較して、1.0ポイント上昇している。国や県と比較すると、高齢化率は高い。

図表2-1-1-1：人口の変化と高齢化率



	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
0-39歳	12,305	38.9%	12,058	38.6%	11,593	37.8%	11,402	37.5%
40-64歳	9,456	29.9%	9,335	29.9%	9,243	30.1%	9,219	30.3%
65-74歳	4,797	15.2%	4,856	15.5%	4,675	15.2%	4,378	14.4%
75歳以上	5,089	16.1%	5,020	16.1%	5,191	16.9%	5,432	17.9%
合計	31,647	-	31,269	-	30,702	-	30,431	-
善通寺市_高齢化率	31.2%		31.6%		32.1%		32.2%	
国_高齢化率	27.9%		28.2%		28.5%		28.6%	
県_高齢化率	30.7%		31.1%		31.5%		31.6%	

【出典】住民基本台帳 令和元年度から令和4年度

※善通寺市に係る数値は、各年度の3月末時点の人口を使用し、国及び県に係る数値は、総務省が公表している住民基本台帳を参照しているため各年度の1月1日の人口を使用している（住民基本台帳を用いた分析においては以下同様）

(2) 平均余命・平均自立期間

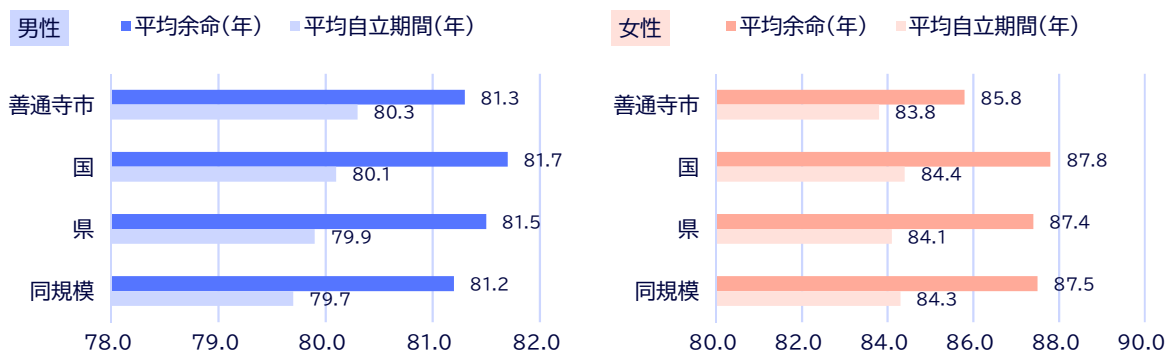
男女別に平均余命（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均余命は81.3年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.4年である。女性の平均余命は85.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-2.0年である。

男女別に平均自立期間（図表2-1-2-1）をみると、男性の平均自立期間は80.3年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2年である。女性の平均自立期間は83.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.6年である。

令和4年度における平均余命と平均自立期間の推移（図表2-1-2-2）をみると、男性ではその差は1.0年で、令和元年度以降ほぼ一定で推移している。女性ではその差は2.0年で、令和元年度以降縮小している。

※平均余命：ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、下表では0歳での平均余命を示している
 ※平均自立期間：0歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間

図表2-1-2-1：平均余命・平均自立期間



	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
善通寺市	81.3	80.3	1.0	85.8	83.8	2.0
国	81.7	80.1	1.6	87.8	84.4	3.4
県	81.5	79.9	1.6	87.4	84.1	3.3
同規模	81.2	79.7	1.5	87.5	84.3	3.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（KDB帳票を用いた分析においては以下同様）

※表内の「同規模」とは、人口規模が同程度の市町村を指す。区分は以下の通り

同規模区分		区分	
指定都市		1	
中核市・特別区		2	
特例市		3	

同規模区分		区分
[人口]		
以上	未満	
~50,000		4
50,000~100,000		5
100,000~150,000		6
150,000~		7

同規模区分		区分
[人口]		
以上	未満	
~5,000		8
5,000~10,000		9
10,000~15,000		10
15,000~20,000		11
20,000~		12

図表2-1-2-2：平均余命と平均自立期間の推移

	男性			女性		
	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)	平均余命(年)	平均自立期間(年)	差(年)
令和元年度	80.2	79.2	1.0	86.6	84.3	2.3
令和2年度	80.8	79.7	1.1	86.4	84.2	2.2
令和3年度	80.9	79.9	1.0	86.5	84.3	2.2
令和4年度	81.3	80.3	1.0	85.8	83.8	2.0

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

(3) 産業構成

産業構成の割合（図表2-1-3-1）をみると、国と比較して第一次産業比率が高く、県と比較して第一次産業及び第三次産業比率が高い。

図表2-1-3-1：産業構成

	普通寺市	国	県	同規模
一次産業	6.2%	4.0%	5.4%	10.7%
二次産業	23.7%	25.0%	25.9%	27.3%
三次産業	70.1%	71.0%	68.7%	62.0%

【出典】KDB帳票 S21_003-健診・医療・介護データからみる地域の健康課題 令和4年度 累計

※KDBシステムでは国勢調査をもとに集計している

(4) 医療サービス（病院数・診療所数・病床数・医師数）

被保険者千人当たりの医療サービスの状況（図表2-1-4-1）をみると、国と比較していずれも多く、県と比較していずれも多い。

図表2-1-4-1：医療サービスの状況

（千人当たり）	普通寺市	国	県	同規模
病院数	0.5	0.3	0.5	0.4
診療所数	5.3	4.0	4.5	3.4
病床数	129.5	59.4	76.2	65.8
医師数	21.9	13.4	15.6	9.4

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

※病院数・診療所数・病床数・医師数を各月ごとの被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである

※KDBシステムでは医療施設（動態）調査及び医師・歯科医師・薬剤師統計をもとに集計している

(5) 被保険者構成

被保険者構成をみると（図表2-1-5-1）、令和4年度における国保加入者数は5,813人で、令和元年度の人数（6,441人）と比較して628人減少している。国保加入率は19.1%で、国より低い、県より高い。

65歳以上の被保険者の割合は50.8%で、令和元年度の割合（51.4%）と比較して0.6ポイント減少している。

図表2-1-5-1：被保険者構成

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
0-39歳	1,305	20.3%	1,238	19.4%	1,192	19.4%	1,179	20.3%
40-64歳	1,826	28.3%	1,800	28.3%	1,740	28.3%	1,683	29.0%
65-74歳	3,310	51.4%	3,331	52.3%	3,217	52.3%	2,951	50.8%
国保加入者数	6,441	100.0%	6,369	100.0%	6,149	100.0%	5,813	100.0%
普通寺市_総人口	31,647		31,269		30,702		30,431	
普通寺市_国保加入率	20.4%		20.4%		20.0%		19.1%	
国_国保加入率	21.3%		21.0%		20.5%		19.7%	
県_国保加入率	20.2%		20.1%		19.6%		18.8%	

【出典】住民基本台帳 令和元年度から令和4年度

KDB帳票 S21_006-被保険者構成 令和元年から令和4年 年次

※加入率は、KDB帳票における年度毎の国保加入者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

2 前期計画等に係る考察

(1) 第2期データヘルス計画の目標評価・考察

第2期データヘルス計画の中長期目標及び短期目標について、下表のとおり評価した。

【評価の凡例】										
○「指標評価」欄：5段階										
A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難										

	項目名	開始時	目標値	実績値						指標評価
				平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
中長期目標	1人当たり医療費（外来） 単位：円	-	減少	—	192,803	188,622	204,821	214,095	—	D
	1人当たり医療費（入院） 単位：円	-	減少	—	156,740	159,639	183,553	175,885	—	D
	平均自立期間（要介護2以上）：男性	-	延伸	—	79.2歳	79.7歳	79.9歳	80.3歳	—	C
	平均自立期間（要介護2以上）：女性	-	延伸	—	84.3歳	84.2歳	84.3歳	83.8歳	—	C
	特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群該当者の割合	-	減少	—	19.9%	22.0%	23.2%	21.6%	—	C
	特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群予備群の割合	-	減少	—	11.2%	11.0%	10.6%	11.5%	—	C
短期目標	特定健診受診率	42.4%	60.0%	42.7%	43.7%	38.3%	40.5%	40.9%	—	C
	特定保健指導実施率	26.7%	60.0%	56.6%	66.7%	43.8%	24.6%	23.2%	—	D
振り返り① データヘルス計画全体の指標評価の振り返り										
<p>生活習慣病予防及び重症化予防のため、まずは特定健診の受診率向上に力を入れ取り組んできた。特定健診受診率や特定保健指導実施率については、国の目標値に沿って、本市も目標値を設定していたが、その目標には届かない状況であった。その他重症化予防事業等については、実績値が前年度よりも増加することを目標数値とした。新型コロナウイルス感染症による影響もあり、全体的に受診率や実施率の上がり下がりがある。特定健診未受診者勧奨やハイリスク者へのアプローチなど、取り組みに対する効果は見えているものもあるが、データヘルス計画全体の指標評価をみると伸び悩みがみられる。</p> <p>医療費も右肩上がりになっており、取り組みの効果がみられていない。</p> <p>平均自立期間（要介護2以上）でみると、女性は横ばい、男性は年齢の上昇がみられている。</p>										
振り返り② 第2期計画全体をとおしてうまくできていた点										
<p>ハイリスクアプローチなど、アプローチを行った層の効果はみられている。他の検診との同時実施を行ったこと、他の事業での対象者の拾い込みを行ったことなどは、実施率等に効果がみられていると考えられる。またポピュレーションアプローチと併せて実施したことは、ひとりでも多くの方にアプローチすることができたのではないかと考えられる。</p>										
振り返り③ 第2期計画全体をとおしてうまくできていなかった点										
<p>ハイリスク者にアプローチを行ってきたが、実績の伸び悩みがみられる。前年度に引き続き保健指導対象者となった対象者の継続実施が困難なことも一つの例である。疾病の重症化予防や医療費適正化の観点からも、単発の実施だけでなくフォロー体制の確保も必要であると考えられる。</p>										
振り返り④ 第3期計画への考察										
<p>生活習慣病ハイリスク者へのアプローチ（ハイリスクアプローチ）と広く多くの方へのアプローチ（ポピュレーションアプローチ）についての再検討が必要。</p> <p>対象者が行動変容に繋がりがやすいような対象者への介入を再検討していく。</p> <p>評価指標について「前年度より増」「継続実施」としているものが多く、評価しにくい評価指標となっていた。「前年度よりの増」が目標だとしても、数値化すること必要である。</p>										

(2) 第2期データヘルス計画の個別事業評価・考察

第2期データヘルス計画における個別事業について、下表のとおり評価をした。

<p>【評価の凡例】</p> <p>○「事業評価」欄：5段階 A：うまくいっている B：まあうまくいっている C：あまりうまくいっていない D：まったくうまくいっていない E：わからない</p> <p>○「指標評価」欄：5段階 A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらない D：悪化傾向 E：評価困難</p>

① 一次予防

事業名	事業目標	具体的内容								事業判定
特定健診受診率向上対策事業	特定健診受診率を向上させ、未受診者を減らす。メタボリックシンドローム該当者・予備群の早期発見に繋げる。	・他の検診とあわせて受診できるように、1月中旬に検診希望申込書を送付。5月中旬に人間ドック申込者には、人間ドック用の受診券、その他の場合は、個別健診用の受診券を送付している。健診受診が確認できない対象者に対しては、通知等による再受診勧奨を行う。								C
アウトプット										
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
特定健診受診率	42.4%	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%	D	
		実績値	42.7%	43.7%	38.3%	40.5%	40.9%	—		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
特定健診未受診者の割合	57.6%	目標値	前年度より減						C	
		実施率	57.3%	56.3%	61.7%	59.5%	59.1%	—		
振り返り うまくいった要因					振り返り うまくいかなかった要因					
特定健診未受診者のうち、対象者の受診行動パターンを分類し、受診効果が見込める対象者を選定し、受診者勧奨を行ったことで受診に繋がった。また、がん検診との同時実施を可としていることや、他の事業とあわせて勧奨を行ったことによる効果もある。					健診受診に繋がりにくい層もある。受診率全体をみると伸び悩みがみられる。新型コロナウイルス感染症による影響も否定できない。					
第3期計画への考察及び補足事項										
健診受診効果の見込める対象者とその他対象者のグループ分けを見直し、それぞれの層にあったアプローチを行っていく。ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチをあわせて行うことで、受診率向上への効果を見込む。										

② 発症予防

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定
特定保健指導実施率向上事業	特定保健指導実施率を向上させ、未利用者や中断者を減少させる。 前年度のメタボリックシンドローム該当者・予備群のうち、当該年度非該当となった方の割合が増加する。	・委託医療機関での実施、直営での個別及び集団にて特定保健指導を行う。特定保健指導未利用者へのアプローチを行い、実施率の向上に努める。							C
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
特定保健指導実施率	26.7%	目標値	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	-	C
		実績値	56.6%	65.2%	40.1%	23.3%	23.2%	-	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
メタボ群該当者の割合		目標値	前年度より減						C
		実績値		19.9%	22.0%	23.2%	21.6%	-	
メタボ予備群の割合		目標値	前年度より減						C
		実績値		11.2%	11.0%	10.6%	11.5%	-	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率		目標値	前年度より増						C
		実績値		21.1%	18.4%	19.6%	15.7%	-	
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因						
直営での集団と個別、委託での特定保健指導を並行して行うことで、特定保健指導未利用者へのアプローチを行うことができた。また、CKD予防保健指導など他の事業にあわせて介入することで、実施に繋げることができた。			特定保健指導未利用者に対しアプローチを行うが、保健指導の実施に繋がりにくい。健診受診後から、特定保健指導へのアプローチするタイミングまでの期間の長さも要因と考えられる。						
第3期計画への考察及び補足事項									
特定保健指導介入のタイミング及びフォロー体制について検討が必要。また、他の事業とあわせて実施することについて、継続的な取り組みが可能となるため継続していく。									

③ 重症化予防

事業名	事業目標	具体的内容	事業判定						
糖尿病性腎症重症化予防事業	人工透析導入者・割合の抑制 勧奨を行うことで対象者の重症化を予防する。 受診勧奨レベル対象者を受診に繋げる。	・糖尿病・歯周病・CKD（慢性腎臓病）などのハイリスク者に対し、保健指導及び受診勧奨を行う。歯科保健指導及び受診勧奨については、歯科医療機関にて実施、CKD予防保健指導は、専門職による保健指導を実施する。 ・国保出前講座：国保事務担当者と保健師が各地区に出向き、生活習慣病の現状（糖尿病等）について講話を行う。	B						
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
KKDA・CKD予防保健指導 実施率	—	目標値	前年度より増						B
		実績値	64.1%	57.6%	57.6%	16.3%	27.5%	—	
KKDA・CKD受診勧奨 受診率	—	目標値	前年度より増						C
		実績値	67.2%	55.6%	55.6%	60.5%	49.2%	—	
KKDA・歯科保健指導 実施率	—	目標値	前年度より増						D
		実績値	40.0%	16.7%	16.7%	14.3%	20.6%	—	
KKDA・歯科受診勧奨 受診率	—	目標値	前年度より増						D
		実績値	12.9%	12.1%	22.2%	22.2%	10.0%	—	
KKDA・糖尿病受診勧奨 実施率	—	目標値	前年度より増						C
		実績値	38.9%	19.2%	9.3%	9.3%	24.1%	—	
国保出前講座 参加者数	238人	目標値	全8地区実施 参加者数が前年度より増						B
		実績値	5地区 199人	6地区 180人	2地区 58人	3地区 75人	8地区 225人	—	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
人工透析患者数	31人	目標値	前年度より減						C
		実績値	—	29人	32人	32人	30人	—	
人工透析患者率 ※人工透析を受けた患者率	—	目標値	前年度より減						D
		実績値	-	0.5%	0.5%	0.6%	0.6%	-	
振り返り うまくいった要因		振り返り うまくいかなかった要因							
CKD受診勧奨については、約半数が医療に繋がっている。保健指導については、個別介入を行うことで、継続実施にも繋がっている。		各対象実施率の伸び悩みがみられる。かかりつけ医に受診したとしても、受診勧奨票の提出がされていない場合も考えられる。							
第3期計画への考察及び補足事項									
各対象者へのアプローチするタイミングの検討が必要。 保健指導実施におけるフォロー体制の充実が必要。									

④ 健康づくり

事業名	事業目標	具体的内容							事業判定	
健康づくり推進事業	対象者が健康的な生活習慣の必要性について知り、また取り組むことができる。	・市民の健康の維持増進のため、健康相談や健康教育を実施。生活習慣病予防などについて、教育を行う。あわせて健診（検診）の受診勧奨を行うことで、健診（検診）の受診率向上にも繋げる。							C	
アウトプット										
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
国保健康教室	223人	目標値	継続実施							A
		実績値	173人	180人	122人	202人	311人	—		
特定健診受診率	42.4%	目標値	60%	60%	60%	60%	60%	60%	C	
		実績値	42.7%	43.7%	38.2%	40.5%	40.9%	—		
健康づくり講座参加者数	285人	目標値	継続実施							C
		実績値	182人	181人	169人	41人	48人	—		
健康相談実施者数	3,610人	目標値	継続実施							C
		実績値	4,061人	3,932人	2,836人	4,584人	3,359人	—		
アウトカム										
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価	
内臓脂肪症候群該当者の減少率	—	目標値	前年度より増							C
		実績値	—	21.4%	18.1%	20.3%	18.6%	—		
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	—	目標値	前年度より増							C
		実績値	—	21.1%	18.4%	22.1%	15.7%	—		
振り返り うまくいった要因			振り返り うまくいかなかった要因							
ひとりでも多くの方が健康づくりや健診の必要性について知ってもらえるよう、各事業での周知や教育を取り入れたことで、広く周知することができた。			新型コロナウイルス感染症により、健康相談や健康教育の実施体制の変更を試みたが、利用者の低迷がみられた。							
第3期計画への考察及び補足事項										
ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチをあわせて行い、各事業を通して、健診（検診）受診率向上につなげていく。様々な事業を通して、対象者にあったアプローチを行っていく。										

⑤ 適正服薬・医療費適正化

事業名	事業目標	具体的内容	事業判定						
ジェネリック医薬品の使用推進事業	ジェネリック医薬品の使用率が向上することで医療費の抑制に繋がる。	・20歳以上の者で、ジェネリック医薬品を使用することで100円以上の差額が生じる者に対し通知を行う。 ・国保出前講座にてジェネリック医薬品への切り替えを促す。	C						
重複・多剤服薬者対策事業	重複・多剤服薬者の服薬状況が改善する。	重複・多剤服薬者を医療費データベースから対象者を抽出し、被保険者本人の服薬情報を通知する。	C						
アウトプット									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
ジェネリック医薬品使用促進通知件数	3,159	目標値	継続実施						C
		実績値	1,104	972	818	768	570	422	
重複服薬者介入率(%)	—	目標値	前年度より増						
		実績値	5	37.5	14.58	10.71	16.67	—	
国保出前講座実施回数	5地区 238人	目標値	8地区実施						A
		実績値	5地区 199人	3地区 118人	2地区 58人	3地区 75人	8地区 225人	—	
アウトカム									
評価指標	開始時		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	指標評価
健診未受診者における生活習慣病等1人当たり医療費（単位：円）	—	目標値	前年度より減						C
		実施率	—	—	41.367	38,756	—	—	
振り返り うまくいった要因		振り返り うまくいかなかった要因							
対象者にジェネリック医薬品使用推進に関するお知らせを送付したことで、各地区公民館で国保事務担当と保健師による国保出前講座を実施。地区健康推進員を含む市民に対して、疾病予防と医療費に関する講話についてジェネリック医薬品の推進を行うことで一人でも多くの方への周知ができた。		ジェネリック医薬品に対する正しい理解と周知不足。 重複多剤などの対象者に対しての介入が困難なケースが多い。面談できない場合も多々ある。							
第3期計画への考察及び補足事項									
・ジェネリック医薬品の切り替えに対し、正しい知識と理解に繋がるような啓発を工夫していく。									

⑥ 一体的実施

第2期計画期間中に事業の実績なし

3 保険者努力支援制度

(1) 保険者努力支援制度の得点状況

国民健康保険の保険者努力支援制度は、保険者の取組状況に応じて交付金を交付する制度であり、計画に基づく保健事業の実施及び計画策定に係る費用の一部に対して助成がなされる。善通寺市においても、同制度を有効に活用しながら、より質の高い保健事業に取組めるように計画の策定をすすめる。

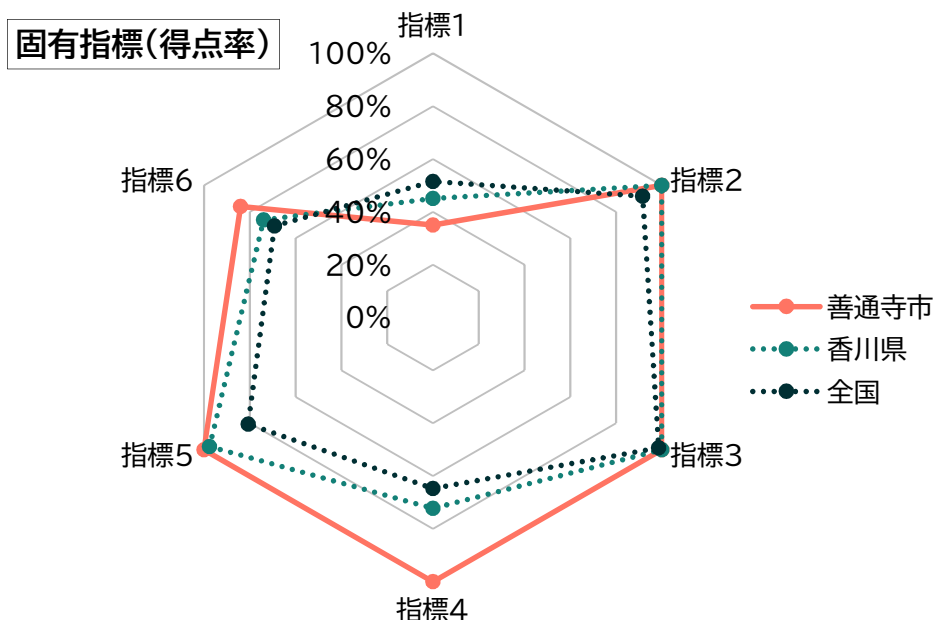
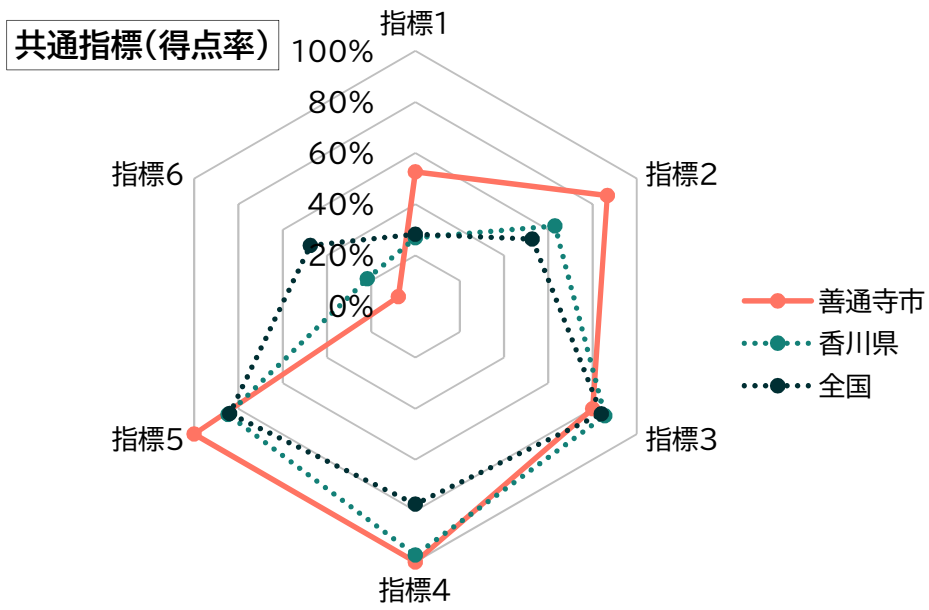
令和5年度の得点状況（図表2-3-1-1）をみると、合計点数は619で、達成割合は65.9%となっており、全国順位は第492位となっている。

項目別にみると、いずれの項目もプラスとなっている一方、国平均と比較して「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「後発医薬品促進の取組・使用割合」「収納率」の得点が低く、県平均と比較して「生活習慣病の発症予防・重症化予防」「後発医薬品促進の取組・使用割合」「収納率」の得点が低い。

図表2-3-1-1：保険者努力支援制度の得点状況

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和5年度		
						善通寺市	国平均	県平均
点数	総点数（満点）	880点	995点	1000点	960点	940点		
	合計点数	516	578	565	626	619	556	554
	得点率	58.6%	58.1%	56.5%	65.2%	65.9%	59.1%	58.9%
	全国順位	862	725	812	521	492	-	-
共通 指標	①特定健診・特定保健指導・メタボ	35	45	75	100	100	54	51
	②がん検診・歯科健診	35	40	40	60	65	40	47
	③生活習慣病の発症予防・重症化予防	100	120	90	110	80	84	86
	④個人インセンティブ・情報提供	90	110	110	60	65	50	63
	⑤重複多剤	50	50	50	50	50	42	42
	⑥後発医薬品促進の取組・使用割合	35	10	10	10	10	62	28
固有 指標	①収納率	10	10	0	35	35	52	45
	②データヘルス計画	50	40	40	30	25	23	25
	③医療費通知	25	25	25	20	15	15	15
	④地域包括ケア・一体的実施	15	25	30	40	40	26	29
	⑤第三者求償	35	33	28	36	50	40	49
	⑥適正化かつ健全な事業運営	36	70	67	75	84	69	74

【出典】厚生労働省 国民健康保険制度の保険者努力支援制度の集計結果について



第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出

第3章においては、死亡、介護、医療、健診などの関連データを分析し、地域における健康課題を抽出する。

社会全体の健康や病気の進行は、しばしば、川の流れに例えられる。厚生労働省は、生活習慣病の進行を川の上流から下流まで5段階に分け、レベルが進むごとに下流に流され、流された先には生活機能の低下や要介護状態が待っていることを図で示している。

第3章では、より多くの方が川の上流で健やかに生活できるよう課題を抽出し、施策の検討につなげるため、川のどの位置にどのくらいの方がいて、どのような疾病構造になっているか等について、死亡、介護、医療、健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析する。また、データ分析に際しては、保健事業における介入によって予防可能な疾患という観点から生活習慣病に着目し、川の下流に位置する重篤な疾患として主に国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針にもあげられている「虚血性心疾患」「脳血管疾患」「慢性腎臓病（透析あり）」に、川の上流に位置する基礎疾患として「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」に焦点をあてる。

まず、第1節では死亡に関するデータを分析する。

第2節では介護に関するデータを分析する。

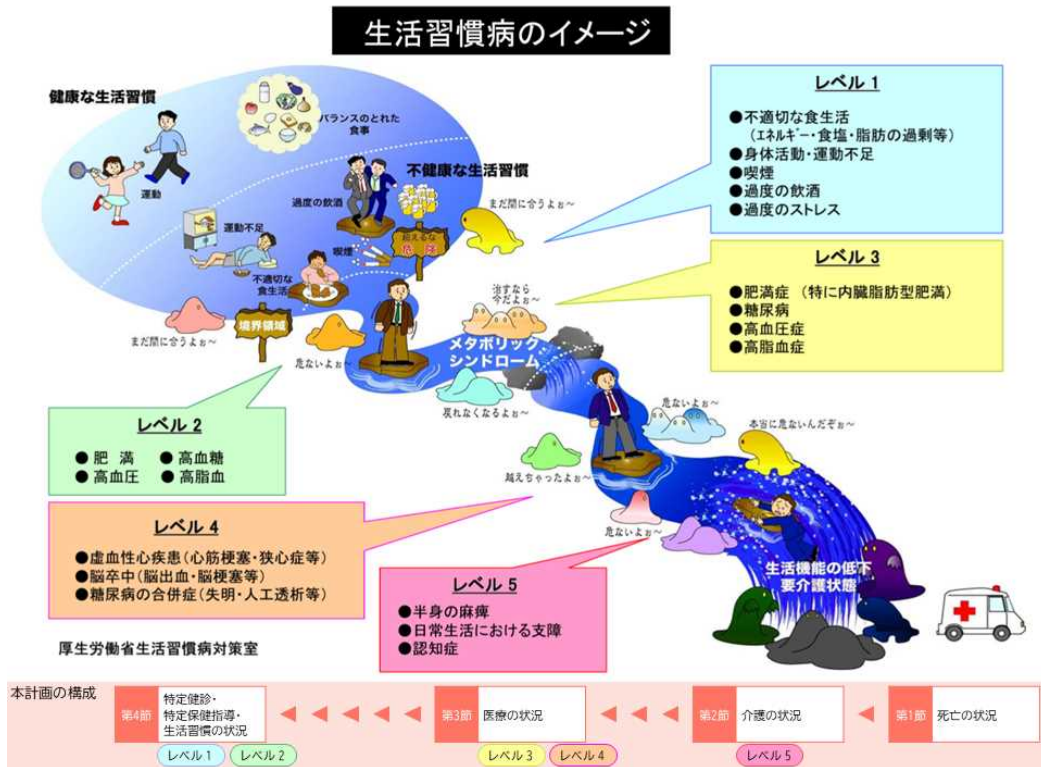
第3節では入院と外来に分けて医療費について医療費の3要素に分解して分析した後、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病に焦点をあて、前述の重篤な疾患と基礎疾患に分けてデータを分析する。

第4節では、さらに上流に遡り、特定健診や特定保健指導に関するデータと医療に関するデータを組み合わせて分析する。

第5節では、後期高齢者医療制度との接続を踏まえ、介護データと後期高齢者データを分析する。

第6節では、重複服薬や多剤服薬、後発医薬品などの分析を行う。

これを踏まえ、第7節において、地域における健康課題の全体像を整理した後、生活習慣病に関する健康課題とその他の健康課題について長期的評価指標及び短期的評価指標を設定する。



【出典】厚生労働省 新たな健診・保健指導と生活習慣病対策 一部改変

※生活習慣病とは、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症と進行に関与する疾患群」を指す

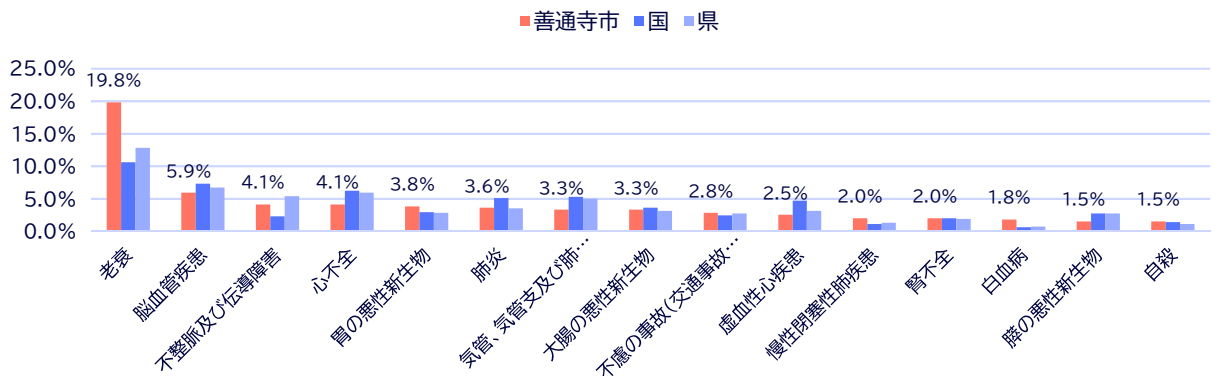
1 死亡の状況

(1) 死因別の死亡者数・割合

まず、死亡の状況について概観する。令和3年の人口動態調査から、国保被保険者以外も含む全住民の死因別の死亡者数を死因順位別にみると（図表3-1-1-1）、死因第1位は「老衰」で全死亡者の19.8%を占めている。次いで「脳血管疾患」（5.9%）、「不整脈及び伝導障害」（4.1%）となっている。死亡者数の多い上位15死因について、全死亡者に占める死因別の死亡者数の割合を国や県と比較すると、「老衰」「胃の悪性新生物」「不慮の事故（交通事故除く）」「慢性閉塞性肺疾患」「白血病」「自殺」の割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で、生活習慣病の重篤な疾患に焦点をあてて死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第10位（2.5%）、「脳血管疾患」は第2位（5.9%）、「腎不全」は第12位（2.0%）と、いずれも死因の上位に位置している。

図表3-1-1-1：死因別の死亡者数・割合



順位	死因	普通寺市		国	県
		死亡者数(人)	割合		
1位	老衰	78	19.8%	10.6%	12.8%
2位	脳血管疾患	23	5.9%	7.3%	6.7%
3位	不整脈及び伝導障害	16	4.1%	2.3%	5.4%
3位	心不全	16	4.1%	6.2%	5.9%
5位	胃の悪性新生物	15	3.8%	2.9%	2.8%
6位	肺炎	14	3.6%	5.1%	3.5%
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	13	3.3%	5.3%	5.0%
6位	大腸の悪性新生物	13	3.3%	3.6%	3.1%
9位	不慮の事故（交通事故除く）	11	2.8%	2.4%	2.7%
10位	虚血性心疾患	10	2.5%	4.7%	3.1%
11位	慢性閉塞性肺疾患	8	2.0%	1.1%	1.3%
11位	腎不全	8	2.0%	2.0%	1.9%
13位	白血病	7	1.8%	0.6%	0.7%
14位	膵の悪性新生物	6	1.5%	2.7%	2.7%
14位	自殺	6	1.5%	1.4%	1.1%
-	その他	149	37.9%	41.8%	41.2%
-	死亡総数	393	-	-	-

【出典】厚生労働省 人口動態調査 令和3年

(2) 死因別の標準化死亡比 (SMR)

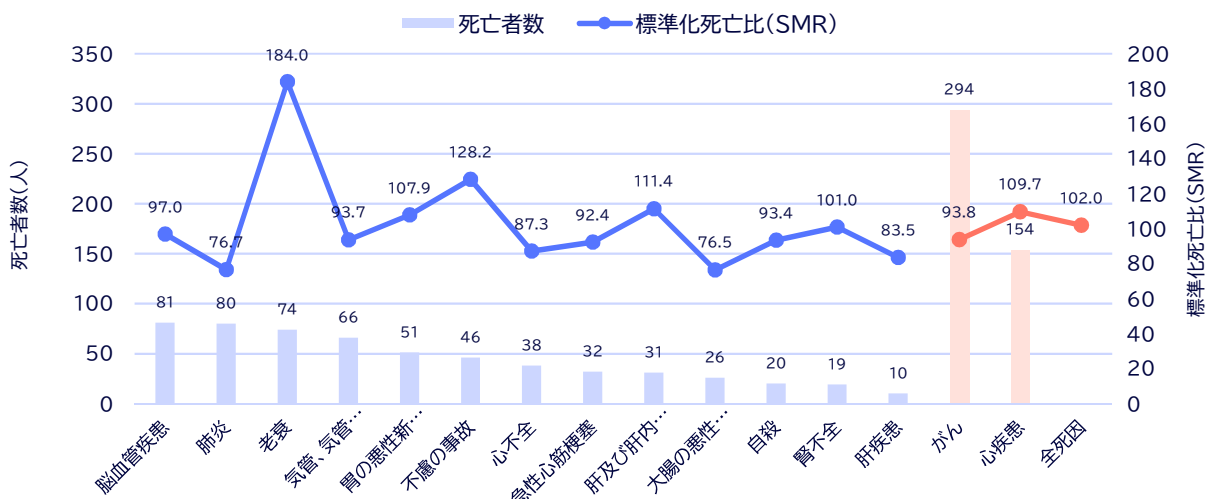
平成25年から平成29年までの累積疾病別死亡者数（図表3-1-2-1・図表3-1-2-2）をみると、男性の死因第1位は「脳血管疾患」、第2位は「肺炎」、第3位は「老衰」となっている。女性の死因第1位は「老衰」、第2位は「脳血管疾患」、第3位は「肺炎」となっている。

国・県と死亡状況を比較するため年齢調整を行った標準化死亡比 (SMR) を求めると、男性では、「老衰」(184.0)「不慮の事故」(128.2)「肝及び肝内胆管の悪性新生物」(111.4)が高くなっている。女性では、「老衰」(181.5)「腎不全」(110.7)「胃の悪性新生物」(110.0)が高くなっている。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあててSMRをみると、男性では「急性心筋梗塞」は92.4、「脳血管疾患」は97.0、「腎不全」は101.0となっており、女性では「急性心筋梗塞」は80.2、「脳血管疾患」は84.4、「腎不全」は110.7となっている。

※標準化死亡比 (SMR)：基準死亡率（人口10万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するものである。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される

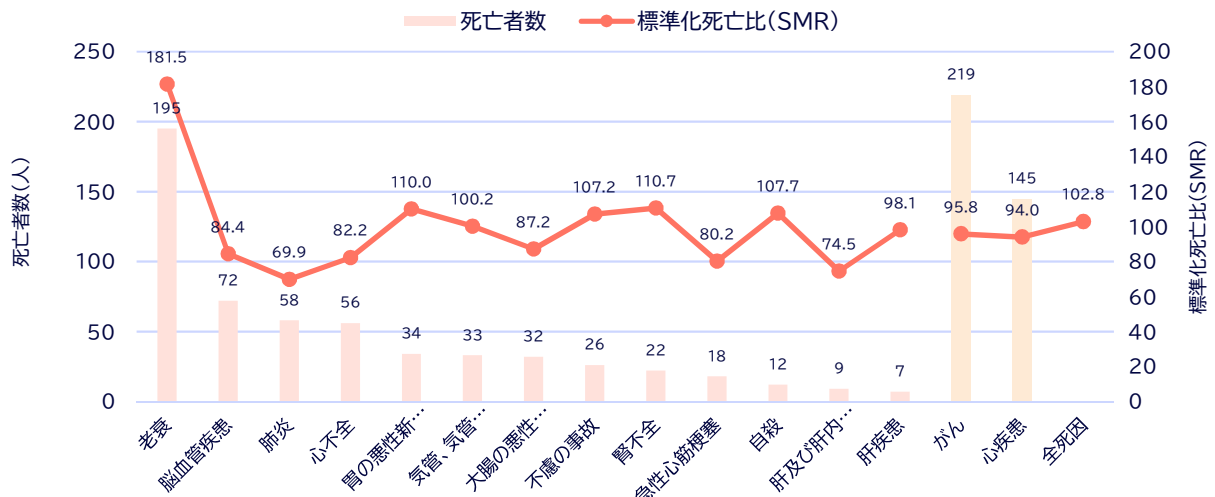
図表3-1-2-1：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_男性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			普通寺市	県	国
1位	脳血管疾患	81	97.0	92.7	100
2位	肺炎	80	76.7	66.1	
3位	老衰	74	184.0	105.3	
4位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	66	93.7	100.4	
5位	胃の悪性新生物	51	107.9	100.5	
6位	不慮の事故	46	128.2	111.5	
7位	心不全	38	87.3	91.6	
8位	急性心筋梗塞	32	92.4	76.1	

順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			普通寺市	県	国
9位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	31	111.4	105.1	100
10位	大腸の悪性新生物	26	76.5	81.3	
11位	自殺	20	93.4	91.7	
12位	腎不全	19	101.0	101.7	
13位	肝疾患	10	83.5	89.9	
参考	がん	294	93.8	93.8	
参考	心疾患	154	109.7	109.9	
参考	全死因	1,040	102.0	97.3	

図表3-1-2-2：平成25年から平成29年までの死因別の死亡者数とSMR_女性



順位	死因	死亡者数 (人)	標準化死亡比 (SMR)		
			普通寺市	県	国
1位	老衰	195	181.5	100.3	100
2位	脳血管疾患	72	84.4	91.1	
3位	肺炎	58	69.9	71.8	
4位	心不全	56	82.2	87.4	
5位	胃の悪性新生物	34	110.0	100.0	
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	33	100.2	94.6	
7位	大腸の悪性新生物	32	87.2	84.2	
8位	不慮の事故	26	107.2	108.3	
9位	腎不全	22	110.7	110.9	100
10位	急性心筋梗塞	18	80.2	89.8	
11位	自殺	12	107.7	92.2	
12位	肝及び肝内胆管の悪性新生物	9	74.5	96.4	
13位	肝疾患	7	98.1	108.0	
参考	がん	219	95.8	91.8	
参考	心疾患	145	94.0	105.3	
参考	全死因	1,021	102.8	98.7	

【出典】厚生労働省 平成25～29年 人口動態保健所・市区町村別統計

※SMRの算出に際してはバイズ推定の手法が適用されている

※「がん」は、表内の「がん」を含むICD-10死因簡単分類における「悪性新生物」による死亡者数の合計

※「心疾患」は、表内の「急性心筋梗塞」「心不全」を含むICD-10死因簡単分類における「心疾患」による死亡者数の合計

2 介護の状況

(1) 要介護（要支援）認定者数・割合

次に介護の状況について概観する。要介護または要支援の認定を受けた人の数・割合（図表3-2-1-1）をみると、令和4年度の認定者数は1,693人（要支援1-2、要介護1-2、及び要介護3-5の合計）で、「要支援1-2」の人数が最も多くなっている。

第1号被保険者における要介護認定率は17.0%で、国・県より低い。第1号被保険者のうち65-74歳の前期高齢者の要介護認定率は4.0%、75歳以上の後期高齢者では27.5%となっている。

第2号被保険者における要介護認定率は0.3%となっており、国・県より低い。

図表3-2-1-1：令和4年度における要介護（要支援）認定区分別の認定者数・割合

	被保険者数 (人)	要支援1-2		要介護1-2		要介護3-5		善通寺市	国	県
		認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定者数(人)	認定率	認定率	認定率	認定率
1号										
65-74歳	4,378	83	1.9%	50	1.1%	43	1.0%	4.0%	-	-
75歳以上	5,432	591	10.9%	484	8.9%	418	7.7%	27.5%	-	-
計	9,810	674	6.9%	534	5.4%	461	4.7%	17.0%	18.7%	19.8%
2号										
40-64歳	9,219	12	0.1%	8	0.1%	4	0.0%	0.3%	0.4%	0.4%
総計	19,029	686	3.6%	542	2.8%	465	2.4%	-	-	-

【出典】住民基本台帳 令和4年度

KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

KDB帳票 S24_001-要介護（支援）者認定状況 令和4年度 累計

※認定率は、KDB帳票における年度毎の介護認定者数を住民基本台帳における年毎の人口で割って算出している

(2) 介護給付費

介護レセプト一件当たりの介護給付費（図表3-2-2-1）をみると、居宅サービス・施設サービスいずれの給付費も国・県より少なくなっている。

図表3-2-2-1：介護レセプト一件当たりの介護給付費

	善通寺市	国	県	同規模
計_一件当たり給付費(円)	61,654	59,662	61,981	70,503
(居宅) 一件当たり給付費(円)	36,673	41,272	43,109	43,936
(施設) 一件当たり給付費(円)	281,205	296,364	284,317	291,914

【出典】KDB帳票 S25_004-医療・介護の突合の経年比較 令和4年度 年次

(3) 要介護・要支援認定者の有病状況

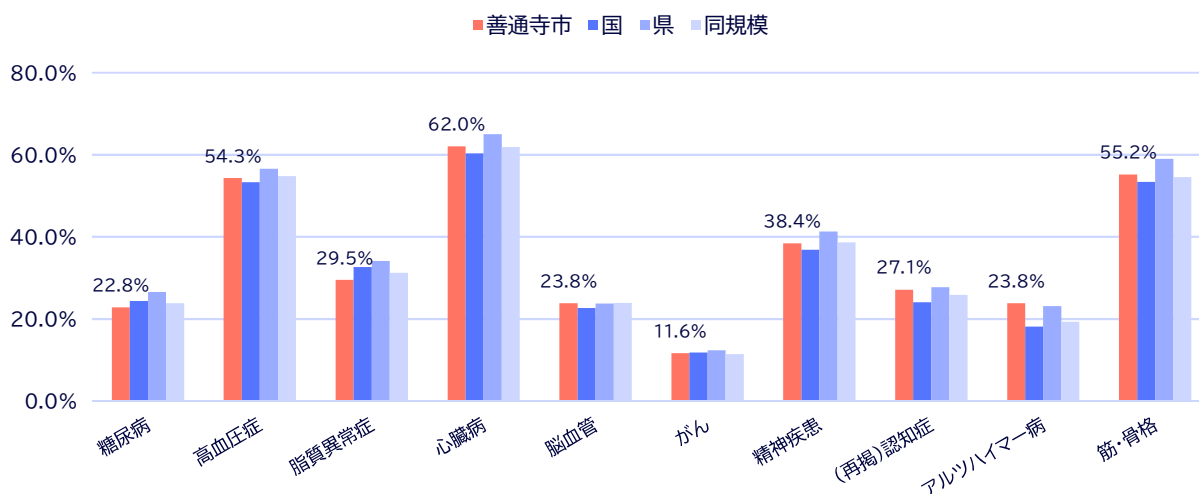
要介護または要支援の認定を受けた人の有病割合（図表3-2-3-1）をみると、「心臓病」（62.0%）が最も高く、次いで「筋・骨格関連疾患」（55.2%）、「高血圧症」（54.3%）となっている。

国と比較すると、「高血圧症」「心臓病」「脳血管疾患」「精神疾患」「認知症」「アルツハイマー病」「筋・骨格関連疾患」の有病割合が高い。

県と比較すると、「脳血管疾患」「アルツハイマー病」の有病割合が高い。

保健事業により予防可能な疾患に焦点をあて、介護認定者における重篤な疾患の有病割合をみると、「心臓病」は62.0%、「脳血管疾患」は23.8%となっている。また、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合をみると、「糖尿病」は22.8%、「高血圧症」は54.3%、「脂質異常症」は22.8%となっている。

図表3-2-3-1：要介護・要支援認定者の有病状況



疾病名	要介護・要支援認定者（1・2号被保険者）		国	県	同規模
	該当者数（人）	割合			
糖尿病	408	22.8%	24.3%	26.5%	23.8%
高血圧症	931	54.3%	53.3%	56.6%	54.8%
脂質異常症	526	29.5%	32.6%	34.1%	31.2%
心臓病	1,061	62.0%	60.3%	65.0%	61.9%
脳血管疾患	393	23.8%	22.6%	23.7%	23.9%
がん	200	11.6%	11.8%	12.3%	11.4%
精神疾患	650	38.4%	36.8%	41.3%	38.6%
うち_認知症	461	27.1%	24.0%	27.7%	25.8%
アルツハイマー病	395	23.8%	18.1%	23.1%	19.3%
筋・骨格関連疾患	954	55.2%	53.4%	59.0%	54.5%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

3 医療の状況

(1) 医療費の3要素

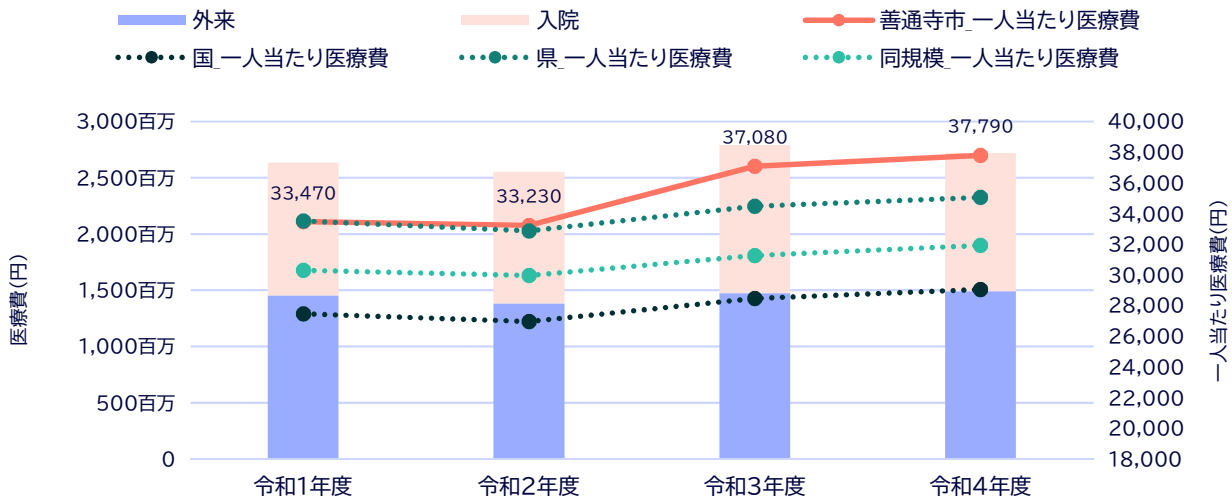
① 総医療費及び一人当たり医療費の推移

ここからは、医療の状況について概観する。令和4年度の総医療費は27億1,900万円で（図表3-3-1-1）、令和元年度と比較して3.3%増加している。令和4年度の総医療費に占める入院医療費の割合は45.2%、外来医療費の割合は54.8%となっている。

令和4年度の1か月当たりの一人当たり医療費は37,790円で、令和元年度と比較して12.9%増加している。国や県と比較すると一人当たり医療費は国・県より高い。

医療費を集団や経年で比較する際には、総医療費を加入者数で割った一人当たり医療費が用いられる。一人当たり医療費は、受診率、レセプト一件当たり日数、及び一日当たり医療費を乗じて算出できることから、次頁以降は、一人当たり医療費をこれらの3要素に分解して分析する。

図表3-3-1-1：総医療費・一人当たりの医療費



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	割合	令和元年度からの変化率 (%)
医療費 (円)	総額	2,632,592,670	2,550,509,410	2,791,203,480	2,718,541,610	-	3.3
	入院	1,181,263,170	1,169,226,910	1,319,563,200	1,228,124,860	45.2%	4.0
	外来	1,451,329,500	1,381,282,500	1,471,640,280	1,490,416,750	54.8%	2.7
一人当たり月額医療費 (円)	善通寺市	33,470	33,230	37,080	37,790	-	12.9
	国	27,470	26,960	28,470	29,050	-	5.8
	県	33,520	32,870	34,480	35,050	-	4.6
	同規模	30,310	29,960	31,260	31,920	-	5.3

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

※一人当たり医療費は、月平均を算出

② 入院外来別医療費の3要素

前頁の一人当たり月額医療費を入院別及び外来別に国や県と比較する。

令和4年度の一人当たり月額医療費（図表3-3-1-2）は、入院が17,070円で、国の一人当たり月額医療費11,650円と比較すると5,420円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費14,750円と比較すると2,320円多い。これは受診率、一件当たり日数が県の値を上回っているためである。

外来の一人当たり月額医療費は20,720円で、国の一人当たり月額医療費17,400円と比較すると3,320円多い。これは受診率、一件当たり日数が国の値を上回っているためである。県の一人当たり月額医療費20,300円と比較すると420円多くなっており、これは受診率、一件当たり日数が県の値を上回っているためである。

図表3-3-1-2：入院外来別医療費の3要素

入院	善通寺市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	17,070	11,650	14,750	13,820
受診率（件/千人）	28.3	18.8	25.0	23.6
一件当たり日数（日）	18.7	16.0	17.7	17.1
一日当たり医療費（円）	32,280	38,730	33,380	34,310

外来	善通寺市	国	県	同規模
一人当たり月額医療費（円）	20,720	17,400	20,300	18,100
受診率（件/千人）	796.9	709.6	767.1	728.3
一件当たり日数（日）	1.7	1.5	1.6	1.5
一日当たり医療費（円）	15,680	16,500	16,610	16,990

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

- ※一人当たり医療費は、月平均を算出
- ※受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数
- ※一件当たり日数：受診した日数/レセプト件数
- ※一日当たり医療費：総医療費/受診した日数

(2) 疾病分類別入院医療費及び受診率

① 疾病分類（大分類）別入院医療費

入院医療費について疾病19分類（大分類）別の構成をみる（図表3-3-2-1）。統計の制約上、医療費の3要素のうち、一日当たり医療費及び一件当たり日数が把握できないため、レセプト一件当たり医療費で代替する。なお、一枚のレセプトに複数の傷病名がある場合は、最も点数が高い疾病で集計している。

入院医療費が最も高い疾病は「新生物」で、年間医療費は1億7,800万円、入院総医療費に占める割合は14.6%である。次いで高いのは「精神及び行動の障害」で1億7,000万円（13.9%）であり、これらの疾病で入院総医療費の28.5%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患についてみると、「循環器系の疾患」の受診率及びレセプト一件当たり医療費は、いずれも他の疾病と比較して高い傾向にあり、「循環器系の疾患」の入院医療費が高額な原因となっている。

図表3-3-2-1：疾病分類（大分類）別入院医療費（男女合計）

順位	疾病分類（大分類）	医療費（円）	医療費（円）		割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
			一人当たり	割合				
1位	新生物	178,195,110	29,729	14.6%	35.0	10.3%	848,548	
2位	精神及び行動の障害	169,691,380	28,310	13.9%	62.7	18.5%	451,307	
3位	循環器系の疾患	149,234,480	24,897	12.2%	31.5	9.3%	789,600	
4位	神経系の疾患	136,896,290	22,839	11.2%	33.5	9.9%	681,076	
5位	筋骨格系及び結合組織の疾患	116,962,540	19,513	9.6%	31.7	9.4%	615,592	
6位	呼吸器系の疾患	93,847,460	15,657	7.7%	20.9	6.2%	750,780	
7位	症状、徴候及び異常臨床検査所見で他に分類されないもの	86,046,050	14,355	7.0%	22.9	6.7%	628,073	
8位	損傷、中毒及びその他の外因の影響	70,629,310	11,783	5.8%	20.0	5.9%	588,578	
9位	消化器系の疾患	68,326,990	11,399	5.6%	23.5	6.9%	484,589	
10位	尿路器系の疾患	48,702,770	8,125	4.0%	14.2	4.2%	572,974	
11位	内分泌、栄養及び代謝疾患	31,883,590	5,319	2.6%	11.0	3.2%	483,085	
12位	眼及び付属器の疾患	14,680,380	2,449	1.2%	8.0	2.4%	305,841	
13位	血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	12,575,290	2,098	1.0%	1.7	0.5%	1,257,529	
14位	妊娠、分娩及び産じょく	2,498,310	417	0.2%	1.3	0.4%	312,289	
15位	周産期に発生した病態	2,382,650	398	0.2%	0.5	0.1%	794,217	
16位	感染症及び寄生虫症	2,341,910	391	0.2%	1.8	0.5%	212,901	
17位	耳及び乳様突起の疾患	1,823,450	304	0.1%	1.8	0.5%	165,768	
18位	先天奇形、変形及び染色体異常	1,817,770	303	0.1%	0.5	0.1%	605,923	
19位	皮膚及び皮下組織の疾患	1,739,890	290	0.1%	1.0	0.3%	289,982	
-	その他	34,061,970	5,683	2.8%	15.3	4.5%	370,239	
-	総計	1,224,337,590	-	-	-	-	-	

【出典】KDB帳票 S23_003-疾病別医療費分析（大分類）令和4年度 累計

※図表3-3-1-1の入院医療費と総計が異なるのは、図表3-3-1-1においては年齢に関係なく、国保のレセプトを集計しているのに対し、本表では被保険者の生年月日から算出した年齢によって集計対象のレセプトを絞り込んでいるためである

※疾病分類別の一人当たり医療費は、該当疾病分類における年間の医療費を各年度の各月毎の被保険者数から算出する年間平均被保険者数で割ったものである（以下同様）

※KDBシステムにて設定されている疾病分類（大分類）区分のうち、特殊目的用コード、傷病及び死亡の外因、健康状態に影響を及ぼす要因及び保健サービスの利用、その他（上記以外のもの）を「その他」にまとめている

② 疾病分類（中分類）別入院医療費

入院医療費を疾病中分類別にみると（図表3-3-2-2）、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」の医療費が最も高く1億300万円で、8.4%を占めている。

循環器系疾患の入院医療費をみると、「脳梗塞」が11位（2.8%）、「虚血性心疾患」が12位（2.6%）、「その他の循環器系の疾患」が16位（1.7%）となっている。

これらの上位20疾病で、入院総医療費の71.3%を占めている。

図表3-3-2-2：疾病分類（中分類）別_入院医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）						レセプト 一件当たり 医療費（円）
			一人当たり 医療費（円）	割合	受診率	割合 （受診率）		
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	103,247,490	17,225	8.4%	40.9	12.1%	421,418	
2位	その他の神経系の疾患	87,378,260	14,578	7.1%	19.7	5.8%	740,494	
3位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	86,046,050	14,355	7.0%	22.9	6.7%	628,073	
4位	その他の悪性新生物	73,042,110	12,186	6.0%	14.2	4.2%	859,319	
5位	その他の呼吸器系の疾患	67,905,200	11,329	5.5%	12.2	3.6%	930,208	
6位	骨折	52,454,870	8,751	4.3%	13.7	4.0%	639,694	
7位	関節症	45,304,160	7,558	3.7%	11.3	3.3%	666,238	
8位	その他の心疾患	41,252,730	6,882	3.4%	9.3	2.8%	736,656	
9位	その他の消化器系の疾患	40,913,020	6,826	3.3%	13.7	4.0%	498,939	
10位	腎不全	34,832,870	5,811	2.8%	8.3	2.5%	696,657	
11位	脳梗塞	34,309,110	5,724	2.8%	7.7	2.3%	745,850	
12位	虚血性心疾患	32,328,040	5,393	2.6%	8.7	2.6%	621,693	
13位	その他の精神及び行動の障害	30,287,400	5,053	2.5%	7.2	2.1%	704,358	
14位	脊椎障害（脊椎症を含む）	22,075,910	3,683	1.8%	6.0	1.8%	613,220	
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	21,729,450	3,625	1.8%	9.7	2.9%	374,646	
16位	その他の循環器系の疾患	21,393,020	3,569	1.7%	1.2	0.3%	3,056,146	
17位	その他（上記以外のもの）	21,256,780	3,546	1.7%	12.2	3.6%	291,189	
18位	てんかん	20,694,680	3,453	1.7%	7.0	2.1%	492,730	
19位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	18,844,700	3,144	1.5%	5.0	1.5%	628,157	
20位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	17,925,020	2,990	1.5%	3.2	0.9%	943,422	

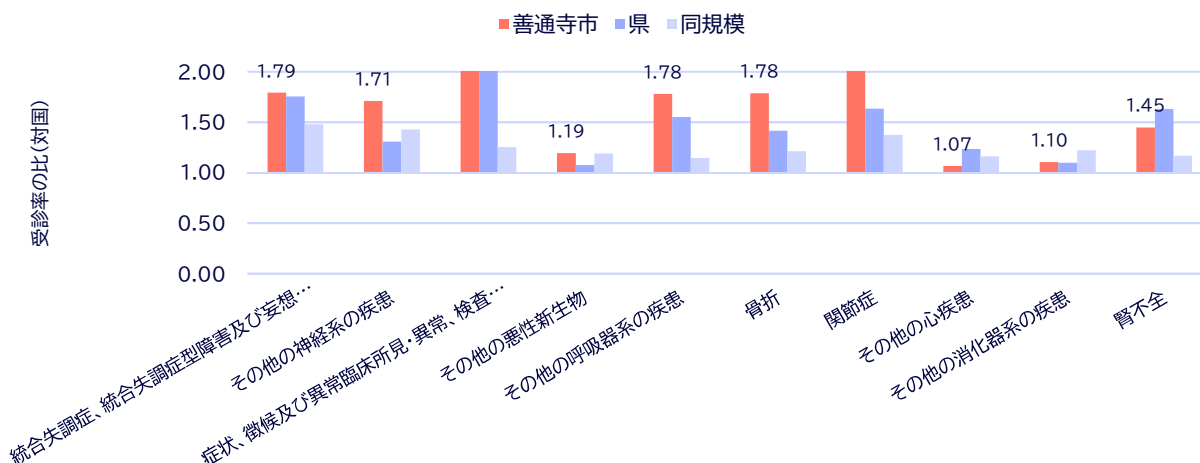
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

③ 疾病分類（中分類）別入院受診率の比較

入院医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-2-3）。国との比が1を超えているものは国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「関節症」「その他の精神及び行動の障害」である。

また、前述した循環器系疾患について受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.4倍、「虚血性心疾患」が国の1.9倍、「その他の循環器系の疾患」が国の0.6倍となっている。

図表3-3-2-3：疾病分類（中分類）別入院受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		普通寺市	国	県	同規模	国との比		
						普通寺市	県	同規模
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	40.9	22.8	40.0	33.7	1.79	1.75	1.48
2位	その他の神経系の疾患	19.7	11.5	15.1	16.5	1.71	1.31	1.43
3位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	22.9	3.7	7.6	4.6	6.18	2.05	1.25
4位	その他の悪性新生物	14.2	11.9	12.8	14.1	1.19	1.07	1.19
5位	その他の呼吸器系の疾患	12.2	6.8	10.6	7.8	1.78	1.55	1.14
6位	骨折	13.7	7.7	10.8	9.3	1.78	1.41	1.21
7位	関節症	11.3	3.9	6.4	5.4	2.88	1.63	1.37
8位	その他の心疾患	9.3	8.8	10.8	10.2	1.07	1.23	1.16
9位	その他の消化器系の疾患	13.7	12.4	13.6	15.2	1.10	1.10	1.22
10位	腎不全	8.3	5.8	9.4	6.7	1.45	1.63	1.17
11位	脳梗塞	7.7	5.5	6.3	6.5	1.40	1.16	1.19
12位	虚血性心疾患	8.7	4.7	5.3	5.1	1.85	1.14	1.09
13位	その他の精神及び行動の障害	7.2	3.4	5.5	4.0	2.08	1.60	1.15
14位	脊椎障害（脊椎症を含む）	6.0	3.0	4.5	4.1	2.02	1.50	1.40
15位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	9.7	7.9	11.3	10.8	1.23	1.43	1.37
16位	その他の循環器系の疾患	1.2	1.9	1.7	2.1	0.63	0.91	1.11
17位	その他（上記以外のもの）	12.2	6.2	9.1	7.4	1.97	1.47	1.20
18位	てんかん	7.0	4.9	7.4	6.8	1.42	1.49	1.37
19位	その他の筋骨格系及び結合組織の疾患	5.0	5.1	5.3	6.0	0.98	1.04	1.18
20位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	3.2	3.9	4.1	4.8	0.81	1.05	1.22

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

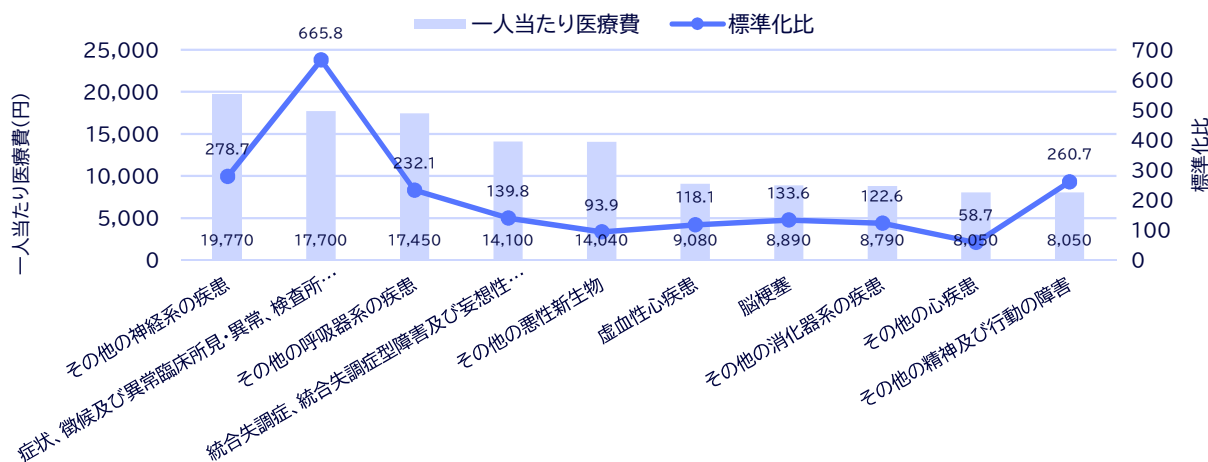
④ 疾病分類（中分類）別入院に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の入院医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、国と比較する。医療費の地域差要因としては人口構成、医療提供体制、健康意識、受診行動、生活習慣、診療パターンなどが指摘されているが、標準化比を算出することで、これらの要因のうち人口構成による影響を取り除いた上で一人当たり医療費を比較することが可能となる。

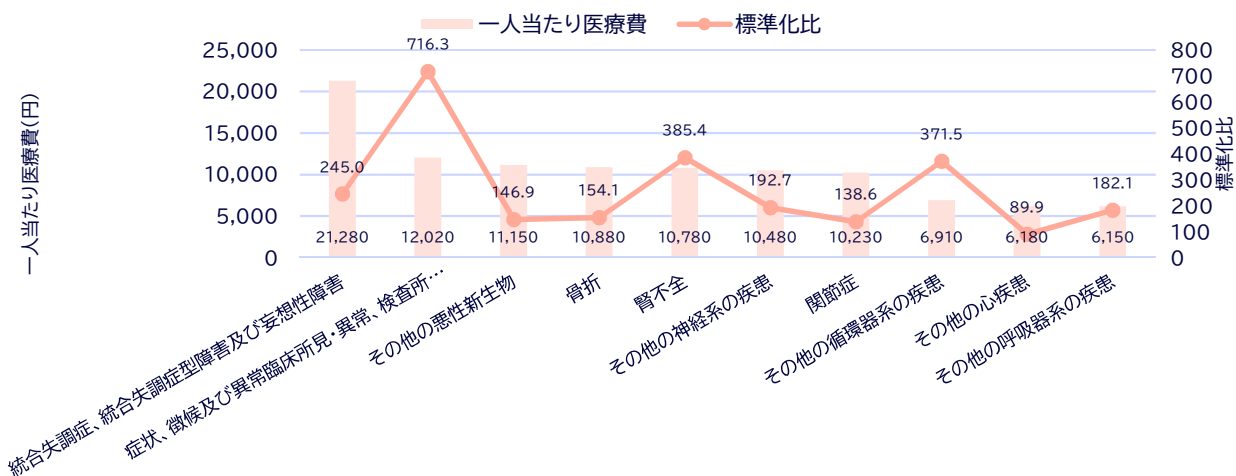
男性においては（図表3-3-2-4）、一人当たり入院医療費は「その他の神経系の疾患」「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「その他の呼吸器系の疾患」の順に高く、標準化比は「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「その他の神経系の疾患」「その他の精神及び行動の障害」の順に高くなっている。また、循環器系疾患についてみると、「虚血性心疾患」が第6位（標準化比118.1）、「脳梗塞」が第7位（標準化比133.6）となっている。

女性においては（図表3-3-2-5）、一人当たり入院医療費は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの」「腎不全」「その他の循環器系の疾患」の順に高くなっている。循環器系疾患についてみると、「その他の循環器系の疾患」が第8位（標準化比371.5）となっている。

図表3-3-2-4：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-2-5：疾病分類（中分類）別_入院医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】 KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(3) 疾病分類別外来医療費及び受診率

① 疾病分類（中分類）別外来医療費

入院医療費に続き外来医療費について、疾病別医療費、受診率、一人当たり医療費をみる。

疾病別の外来医療費をみると（図表3-3-3-1）、「糖尿病」の医療費が最も高く1億5,600万円で、外来総医療費の10.6%を占めている。受診率とレセプト一件当たり医療費をみると、受診率が他の疾病と比較して高く、「糖尿病」の外来医療費が高額な原因となっている。

次いで外来医療費が高いのは「腎不全」で1億4,600万円（9.8%）、「その他の悪性新生物」で9,800万円（6.6%）となっており、上位20疾病で外来総医療費の70.3%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で重篤な疾患についてみると、「腎不全」が外来医療費の上位に入っている。

一方で、重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患については、「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」が外来医療費の上位に入っている。

図表3-3-3-1：疾病分類（中分類）別_外来医療費_上位20疾病（男女合計）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	割合				
			一人当たり医療費（円）	割合	受診率	割合（受診率）	レセプト一件当たり医療費（円）
1位	糖尿病	156,397,730	26,092	10.6%	865.4	9.0%	30,152
2位	腎不全	145,600,870	24,291	9.8%	78.2	0.8%	310,450
3位	その他の悪性新生物	97,943,560	16,340	6.6%	107.1	1.1%	152,560
4位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	69,804,900	11,646	4.7%	31.2	0.3%	373,288
5位	高血圧症	68,995,920	11,511	4.7%	975.8	10.2%	11,796
6位	その他の心疾患	53,856,440	8,985	3.6%	260.3	2.7%	34,523
7位	脂質異常症	51,283,620	8,556	3.5%	609.8	6.4%	14,031
8位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	50,595,220	8,441	3.4%	185.2	1.9%	45,581
9位	その他の消化器系の疾患	48,845,640	8,149	3.3%	336.2	3.5%	24,241
10位	炎症性多発性関節障害	45,111,860	7,526	3.0%	132.6	1.4%	56,744
11位	その他の神経系の疾患	38,950,920	6,498	2.6%	305.0	3.2%	21,308
12位	その他の眼及び付属器の疾患	37,127,360	6,194	2.5%	422.9	4.4%	14,646
13位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	34,036,200	5,678	2.3%	263.3	2.8%	21,569
14位	その他（上記以外のもの）	24,172,120	4,033	1.6%	368.5	3.9%	10,943
15位	関節症	22,599,360	3,770	1.5%	225.6	2.4%	16,716
16位	白血病	21,359,970	3,564	1.4%	6.0	0.1%	593,333
17位	胃炎及び十二指腸炎	18,857,970	3,146	1.3%	226.6	2.4%	13,887
18位	脊椎障害（脊椎症を含む）	18,616,060	3,106	1.3%	174.7	1.8%	17,780
19位	皮膚炎及び湿疹	18,308,590	3,054	1.2%	237.4	2.5%	12,866
20位	白内障	18,088,670	3,018	1.2%	103.9	1.1%	29,035

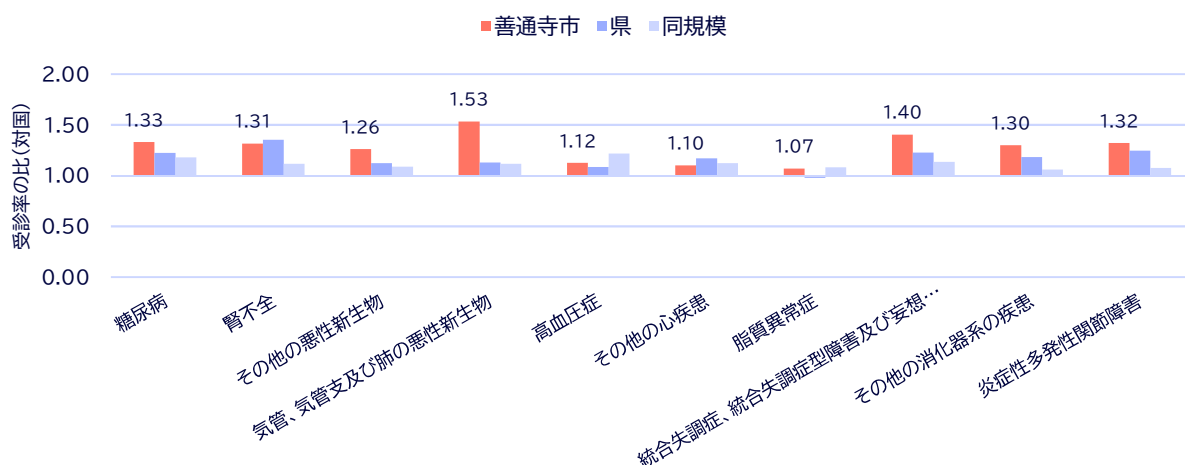
【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

② 疾病分類（中分類）別外来受診率の比較

外来医療費が上位の疾病について、国と受診率を比較する（図表3-3-3-2）。国との比が1を超えているものは、国よりも受診率が高い疾病、すなわち医療機関を受診している人が国平均よりも多い疾病である。国と比較して受診率が特に高い疾病は「白血病」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「その他（上記以外のもの）」である。

重篤な疾患について国との受診率の比をみると、「腎不全」（1.3）となっている。基礎疾患については「糖尿病」（1.3）、「高血圧症」（1.1）、「脂質異常症」（1.1）となっている。

図表3-3-3-2：疾病分類（中分類）別_外来受診率比較_上位の疾病（男女合計）



順位	疾病分類（中分類）	受診率						
		普通寺市	国	県	同規模	国との比		
						普通寺市	県	同規模
1位	糖尿病	865.4	651.2	795.6	768.0	1.33	1.22	1.18
2位	腎不全	78.2	59.5	80.5	66.4	1.31	1.35	1.12
3位	その他の悪性新生物	107.1	85.0	95.3	92.3	1.26	1.12	1.09
4位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	31.2	20.4	22.9	22.7	1.53	1.13	1.11
5位	高血圧症	975.8	868.1	940.4	1055.6	1.12	1.08	1.22
6位	その他の心疾患	260.3	236.5	276.0	265.5	1.10	1.17	1.12
7位	脂質異常症	609.8	570.5	556.3	615.6	1.07	0.98	1.08
8位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	185.2	132.0	161.7	149.6	1.40	1.22	1.13
9位	その他の消化器系の疾患	336.2	259.2	306.4	273.9	1.30	1.18	1.06
10位	炎症性多発性関節障害	132.6	100.5	125.2	108.1	1.32	1.24	1.07
11位	その他の神経系の疾患	305.0	288.9	287.9	286.0	1.06	1.00	0.99
12位	その他の眼及び付属器の疾患	422.9	522.7	510.6	515.3	0.81	0.98	0.99
13位	その他の皮膚及び皮下組織の疾患	263.3	207.7	219.6	169.8	1.27	1.06	0.82
14位	その他（上記以外のもの）	368.5	255.3	345.4	249.6	1.44	1.35	0.98
15位	関節症	225.6	210.3	241.1	228.9	1.07	1.15	1.09
16位	白血病	6.0	3.4	3.9	3.7	1.78	1.16	1.10
17位	胃炎及び十二指腸炎	226.6	172.7	200.0	174.3	1.31	1.16	1.01
18位	脊椎障害（脊椎症を含む）	174.7	153.3	166.1	156.0	1.14	1.08	1.02
19位	皮膚炎及び湿疹	237.4	240.1	235.1	207.6	0.99	0.98	0.86
20位	白内障	103.9	86.9	102.0	102.3	1.20	1.17	1.18

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

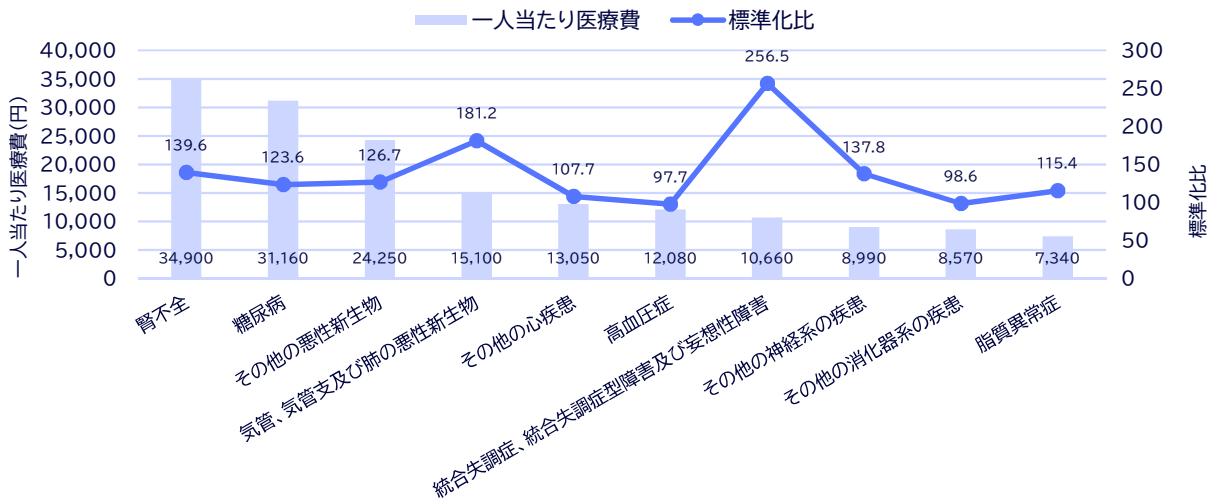
③ 疾病分類（中分類）別外来に係る一人当たり医療費と標準化比

疾病別の一人当たり外来医療費について、国の一人当たり医療費を100とした標準化比を求め、人口構成による影響を取り除いた上で国と比較する。

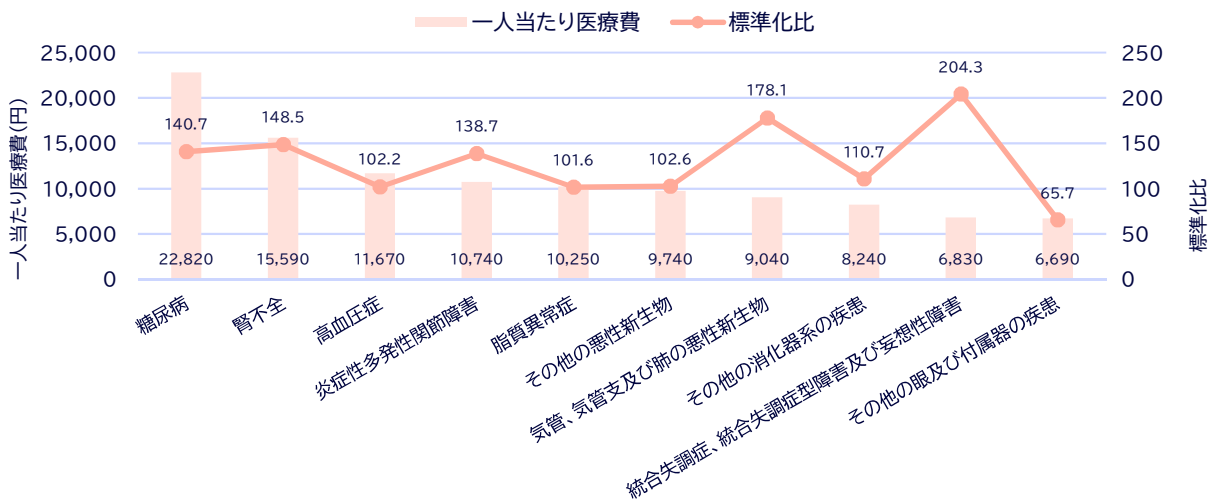
男性においては（図表3-3-3-3）、一人当たり外来医療費は「腎不全」「糖尿病」「その他の悪性新生物」の順に高く、標準化比は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「腎不全」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は1位（標準化比139.6）、基礎疾患である「糖尿病」は2位（標準化比123.6）、「高血圧症」は6位（標準化比97.7）、「脂質異常症」は10位（標準化比115.4）となっている。

女性においては（図表3-3-3-4）、一人当たり外来医療費は「糖尿病」「腎不全」「高血圧症」の順に高く、標準化比は「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」「気管、気管支及び肺の悪性新生物」「腎不全」の順に高くなっている。重篤な疾患である「腎不全」は2位（標準化比148.5）、基礎疾患である「糖尿病」は1位（標準化比140.7）、「高血圧症」は3位（標準化比102.2）、「脂質異常症」は5位（標準化比101.6）となっている。

図表3-3-3-3：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_男性



図表3-3-3-4：疾病分類（中分類）別_外来医療費・標準化比_一人当たり医療費上位10疾病_女性



【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

(4) 生活習慣病（重篤な疾患・基礎疾患）における受診率

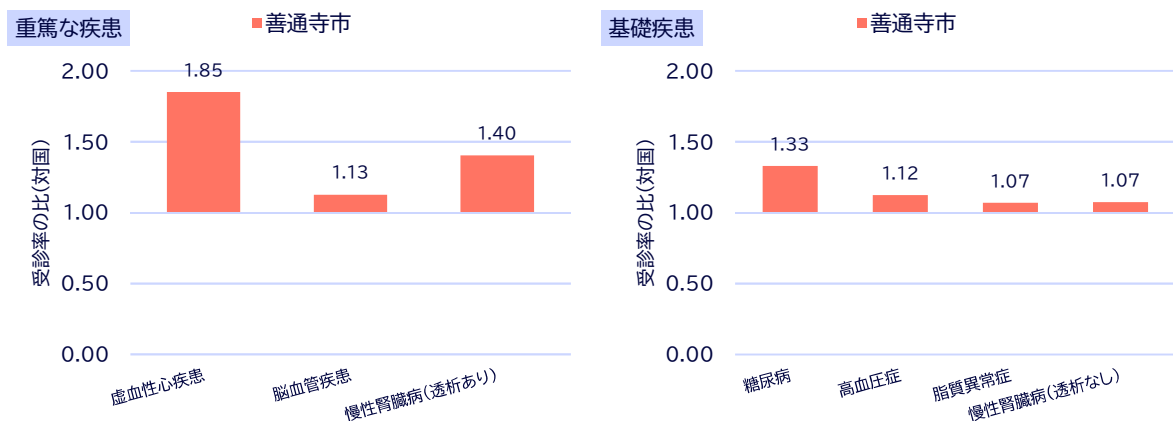
① 生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率

ここでは、保健事業により予防可能な疾患における健康課題を抽出するという観点で生活習慣病に焦点をあて、重篤な疾患、基礎疾患及び人工透析が必要になる前段階の「慢性腎臓病（透析なし）」に絞り、受診率や有病状況の推移について概観する。

国との比が1を超えている場合、その疾患における受診率は国より高い、すなわちその疾患において医療機関にかかっている人が国平均よりも多いことを意味している。国との比が1を下回る場合には、該当する人が国平均よりも少ないことを意味する。

重篤な疾患、基礎疾患の受診率をみると（図表3-3-4-1）、いずれも国より高い。

図表3-3-4-1：生活習慣病における重篤な疾患と基礎疾患の受診率



重篤な疾患	受診率						
	普通寺市	国	県	同規模	国との比		
					普通寺市	県	同規模
虚血性心疾患	8.7	4.7	5.3	5.1	1.85	1.14	1.09
脳血管疾患	11.5	10.2	11.2	11.7	1.13	1.09	1.14
慢性腎臓病（透析あり）	42.5	30.3	36.8	31.0	1.40	1.21	1.02

基礎疾患及び慢性腎臓病（透析なし）	受診率						
	普通寺市	国	県	同規模	国との比		
					普通寺市	県	同規模
糖尿病	865.4	651.2	795.6	768.0	1.33	1.22	1.18
高血圧症	975.8	868.1	940.4	1055.6	1.12	1.08	1.22
脂質異常症	609.8	570.5	556.3	615.6	1.07	0.98	1.08
慢性腎臓病（透析なし）	15.5	14.4	21.1	16.9	1.07	1.46	1.17

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和4年度 累計

KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の脳血管疾患は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分のうち「くも膜下出血」「脳内出血」「脳梗塞」「脳動脈硬化（症）」「その他の脳血管疾患」をまとめている

※表内の「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」は、KDBシステムにて設定されている疾病分類（中分類）区分を集計している

※表内の「虚血性心疾患」「脳血管疾患」は入院、それ以外の疾病分類は外来を集計している

② 生活習慣病における重篤な疾患の受診率の推移

重篤な疾患における受診率の推移（図表3-3-4-2）をみると、令和4年度の「虚血性心疾患」の受診率は、令和元年度と比較して-26.9%で減少率は国・県より大きい。

「脳血管疾患」の受診率は、令和元年度と比較して+4.5%で、国・県が減少している中、増加している。

「慢性腎臓病（透析あり）」の受診率は、令和元年度と比較して+2.2%で伸び率は国・県より小さい。

図表3-3-4-2：生活習慣病における重篤な疾患の受診率

虚血性心疾患	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度 の変化率 (%)
善通寺市	11.9	6.7	5.4	8.7	-26.9
国	5.7	5.0	5.0	4.7	-17.5
県	6.7	6.2	5.7	5.3	-20.9
同規模	6.1	5.6	5.4	5.1	-16.4

脳血管疾患	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度 の変化率 (%)
善通寺市	11.0	7.7	11.6	11.5	4.5
国	10.6	10.4	10.6	10.2	-3.8
県	12.0	10.8	10.6	11.2	-6.7
同規模	12.3	12.2	12.2	11.7	-4.9

慢性腎臓病（透析あり）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度 の変化率 (%)
善通寺市	41.6	45.8	46.9	42.5	2.2
国	28.6	29.1	29.8	30.3	5.9
県	35.0	36.1	36.8	36.8	5.1
同規模	28.7	29.5	30.4	31.0	8.0

【出典】KDB帳票 S23_004-疾病別医療費分析（中分類） 令和元年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和元年度から令和4年度 累計

※表内の「虚血性心疾患」と「脳血管疾患」は入院、「慢性腎臓病（透析あり）」は外来を集計している

③ 人工透析患者数の推移

人工透析患者数の推移（図表3-3-4-3）をみると、令和4年度の患者数は30人で、令和元年度の30人と比較して同程度で推移している。令和4年度における新規の人工透析患者数は、令和4年度においては男性0人、女性3人となっている。

図表3-3-4-3：人工透析患者数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人工透析患者数	男性（人）	19	21	21	19
	女性（人）	10	11	11	11
	合計（人）	30	32	32	30
	男性_新規（人）	2	5	1	0
	女性_新規（人）	0	5	0	3

【出典】KDB帳票 S23_001-医療費分析（1）細小分類 令和元年から令和5年 各月

※表内の「男性」「女性」「合計」は、各月の患者数から平均患者数を集計している

※表内の「男性_新規」「女性_新規」は、各年度内の新規の人工透析患者数を集計している

(5) 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

① 生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

生活習慣病の重篤な疾患患者において、基礎疾患のレセプトが同時に出ている人の割合をみる。令和4年度3月時点の「虚血性心疾患」の患者235人のうち（図表3-3-5-1）、「糖尿病」は53.6%、「高血圧症」は80.4%、「脂質異常症」は79.1%である。「脳血管疾患」の患者245人では、「糖尿病」は47.3%、「高血圧症」は82.0%、「脂質異常症」は66.9%となっている。人工透析の患者29人では、「糖尿病」は58.6%、「高血圧症」は86.2%、「脂質異常症」は41.4%となっている。

図表3-3-5-1：生活習慣病の重篤な疾患患者における基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
虚血性心疾患	157	-	78	-	235	-	
基礎疾患	糖尿病	83	52.9%	43	55.1%	126	53.6%
	高血圧症	133	84.7%	56	71.8%	189	80.4%
	脂質異常症	124	79.0%	62	79.5%	186	79.1%

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
脳血管疾患	149	-	96	-	245	-	
基礎疾患	糖尿病	66	44.3%	50	52.1%	116	47.3%
	高血圧症	122	81.9%	79	82.3%	201	82.0%
	脂質異常症	96	64.4%	68	70.8%	164	66.9%

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
人工透析	17	-	12	-	29	-	
基礎疾患	糖尿病	11	64.7%	6	50.0%	17	58.6%
	高血圧症	15	88.2%	10	83.3%	25	86.2%
	脂質異常症	8	47.1%	4	33.3%	12	41.4%

【出典】 KDB帳票 S21_018-厚生労働省様式（様式3-5） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_019-厚生労働省様式（様式3-6） 令和5年5月
 KDB帳票 S21_020-厚生労働省様式（様式3-7） 令和5年5月

② 基礎疾患の有病状況

また、令和4年度3月時点での被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は（図表3-3-5-2）、「糖尿病」が769人（13.2%）、「高血圧症」が1,354人（23.3%）、「脂質異常症」が1,224人（21.1%）となっている。

図表3-3-5-2：基礎疾患の有病状況

	男性		女性		合計		
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合	
被保険者数	2,847	-	2,966	-	5,813	-	
基礎疾患	糖尿病	425	14.9%	344	11.6%	769	13.2%
	高血圧症	703	24.7%	651	21.9%	1,354	23.3%
	脂質異常症	589	20.7%	635	21.4%	1,224	21.1%

【出典】 KDB帳票 S21_014-厚生労働省様式（様式3-1） 令和5年5月

(6) 高額なレセプトの状況

医療費のうち、1か月当たり30万円以上のレセプト（以下、高額なレセプトという。）についてみる（図表3-3-6-1）。

令和4年度のレセプトのうち、高額なレセプトは15億4,900万円、2,283件で、総医療費の57.0%、総レセプト件数の3.8%を占めており、上位10疾病で高額なレセプトの57.1%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、「腎不全」が上位に入っている。

図表3-3-6-1：疾病分類（中分類）別_1か月当たり30万円以上のレセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	2,718,541,610	-	59,358	-
高額なレセプトの合計	1,548,793,560	57.0%	2,283	3.8%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	高額なレセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	高額なレセプトのレセプト件数に占める割合
1位	腎不全	172,505,540	11.1%	371	16.3%
2位	その他の悪性新生物	142,007,790	9.2%	177	7.8%
3位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	100,802,740	6.5%	229	10.0%
4位	その他の神経系の疾患	95,579,600	6.2%	115	5.0%
5位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	84,248,190	5.4%	127	5.6%
6位	気管、気管支及び肺の悪性新生物	82,083,300	5.3%	89	3.9%
7位	その他の呼吸器系の疾患	68,705,960	4.4%	71	3.1%
8位	骨折	48,258,210	3.1%	57	2.5%
9位	その他の心疾患	47,491,530	3.1%	52	2.3%
10位	関節症	42,831,780	2.8%	54	2.4%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_011-厚生労働省様式（様式1-1） 令和4年6月から令和5年5月

(7) 長期入院レセプトの状況

医療費のうち、6か月以上の入院患者のレセプト（以下、長期入院レセプトという。）についてみる（図表3-3-7-1）。

令和4年度のレセプトのうち、長期入院レセプトは3億9,000万円、687件で、総医療費の14.3%、総レセプト件数の1.2%を占めている。

保健事業により予防可能な疾患という観点で、重篤な疾患についてみると、いずれの疾患も上位には入っていない。

図表3-3-7-1：疾病分類（中分類）別_6か月以上の入院レセプトの状況

	医療費（円）	総医療費に占める割合	レセプト件数（累計）（件）	レセプト件数に占める割合
令和4年度_総数	2,718,541,610	-	59,358	-
長期入院レセプトの合計	389,627,580	14.3%	687	1.2%

内訳（上位の疾病）

順位	疾病分類（中分類）	医療費（円）	長期入院レセプトの医療費に占める割合	件数（累計）（件）	長期入院レセプトのレセプト件数に占める割合
1位	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	84,405,660	21.7%	205	29.8%
2位	症状、徴候及び異常臨床所見・異常、検査所見で他に分類されないもの	60,553,820	15.5%	92	13.4%
3位	その他の神経系の疾患	45,909,470	11.8%	62	9.0%
4位	その他の呼吸器系の疾患	41,915,930	10.8%	42	6.1%
5位	その他の消化器系の疾患	17,757,520	4.6%	27	3.9%
6位	気分（感情）障害（躁うつ病を含む）	15,793,940	4.1%	44	6.4%
7位	関節症	15,011,340	3.9%	28	4.1%
8位	てんかん	14,834,530	3.8%	27	3.9%
9位	その他の内分泌、栄養及び代謝障害	14,104,510	3.6%	22	3.2%
10位	その他の精神及び行動の障害	12,783,400	3.3%	25	3.6%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計
KDB帳票 S21_012-厚生労働省様式（様式2-1） 令和4年6月から令和5年5月

4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況

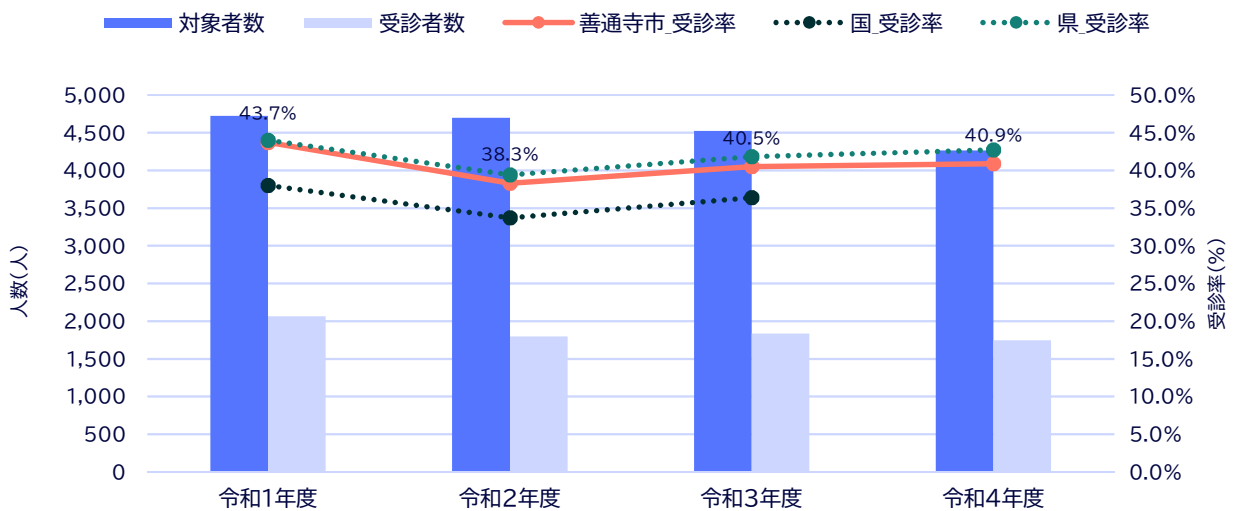
(1) 特定健診受診率

① 特定健診受診率の推移

以降では、生活習慣病の発症及び重症化予防を目的に実施している、特定健診、特定保健指導及び生活習慣病の治療状況に関連するデータを概観する。

まず、特定健診の実施状況を見ると（図表3-4-1-1）、令和4年度の特定健診受診率（速報値）は40.9%であり、令和元年度と比較して2.8ポイント低下している。令和3年度までの受診率で見ると国より高く県より低い。年齢階層別にみると（図表3-4-1-2）、特に70-74歳の特定健診受診率が低下している。

図表3-4-1-1：特定健診受診率（法定報告値）



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の差	
特定健診対象者数 (人)	4,721	4,694	4,523	4,262	-459	
特定健診受診者数 (人)	2,064	1,796	1,832	1,744	-320	
特定健診受診率	善通寺市	43.7%	38.3%	40.5%	40.9%	-2.8
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-	-
	県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%	-1.3

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

※法定報告値に係る図表における令和4年度の数値は速報値である（以下同様）

図表3-4-1-2：年齢階層別_特定健診受診率

	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	17.6%	27.1%	26.1%	28.6%	40.6%	48.3%	51.7%
令和2年度	15.0%	23.7%	23.8%	25.1%	35.6%	42.1%	45.0%
令和3年度	17.0%	23.1%	26.4%	27.5%	41.8%	44.3%	46.7%
令和4年度	20.4%	23.3%	28.5%	29.0%	39.5%	48.0%	46.2%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

※KDB帳票と法定報告値は、データの登録時期が異なるため値がずれる（以下同様）

② 特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

特定健診受診者と特定健診未受診者における生活習慣病のレセプト保有割合の差は、健康意識の差によるものとも考え得るし、健診受診が医療機関受診につながっている可能性もある。

特定健診を受診した人のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人、すなわち生活習慣病を治療中の人は1,368人で、特定健診対象者の32.0%、特定健診受診者の78.4%を占めている。他方、特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ている人は1,661人で、特定健診対象者の38.9%、特定健診未受診者の65.8%を占めている（図表3-4-1-3）。

特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は864人で、特定健診対象者の20.2%であり、これらの人の健康状態を把握するのは難しい状況にある。

※この項における生活習慣病とは、KDBが定める生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症、高尿酸血症、脂肪肝、動脈硬化症、脳出血、脳梗塞、狭心症、心筋梗塞、がん、筋・骨格関連疾患、及び精神疾患）を指す

図表3-4-1-3：特定健診の受診状況と生活習慣病の治療状況

	40-64歳		65-74歳		合計		
	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	人数（人）	対象者に占める割合	特定健診受診者・未受診者に占める割合
対象者数	1,469	-	2,801	-	4,270	-	-
特定健診受診者数	434	-	1,311	-	1,745	-	-
生活習慣病_治療なし	123	8.4%	254	9.1%	377	8.8%	21.6%
生活習慣病_治療中	311	21.2%	1,057	37.7%	1,368	32.0%	78.4%
特定健診未受診者数	1,035	-	1,490	-	2,525	-	-
生活習慣病_治療なし	493	33.6%	371	13.2%	864	20.2%	34.2%
生活習慣病_治療中	542	36.9%	1,119	40.0%	1,661	38.9%	65.8%

【出典】KDB帳票 S21_027-厚生労働省様式（様式5-5） 令和4年度 年次

(2) 有所見者の状況

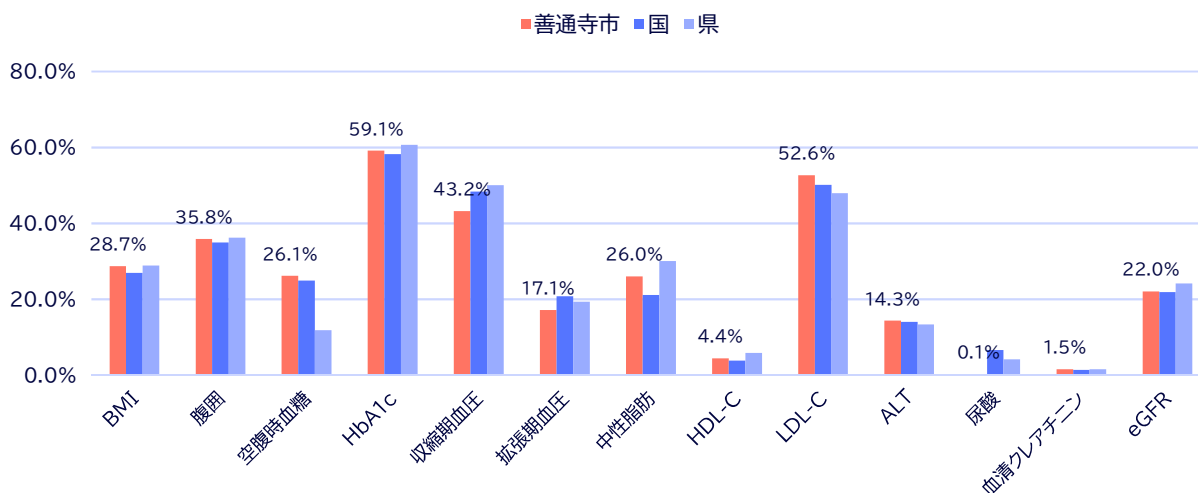
① 特定健診受診者における有所見者の割合

ここでは、特定健診受診者における検査項目ごとの有所見者の割合から、善通寺市の特定健診受診者において、どの検査項目で有所見者の割合が高いのか、その傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者における有所見者の割合をみると（図表3-4-2-1）、国や県と比較して「空腹時血糖」「LDL-C」「ALT」の有所見率が高い。

※有所見とは、医師の診断が異常なし、要精密検査、要治療等のうち、異常なし以外のものを指す

図表3-4-2-1：特定健診受診者における有所見者の割合



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン	eGFR
善通寺市	28.7%	35.8%	26.1%	59.1%	43.2%	17.1%	26.0%	4.4%	52.6%	14.3%	0.1%	1.5%	22.0%
国	26.9%	34.9%	24.9%	58.2%	48.3%	20.7%	21.1%	3.8%	50.1%	14.0%	6.6%	1.3%	21.8%
県	28.8%	36.2%	11.8%	60.6%	50.0%	19.3%	30.0%	5.8%	47.9%	13.3%	4.1%	1.5%	24.1%

【出典】 KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

参考：検査項目ごとの有所見定義

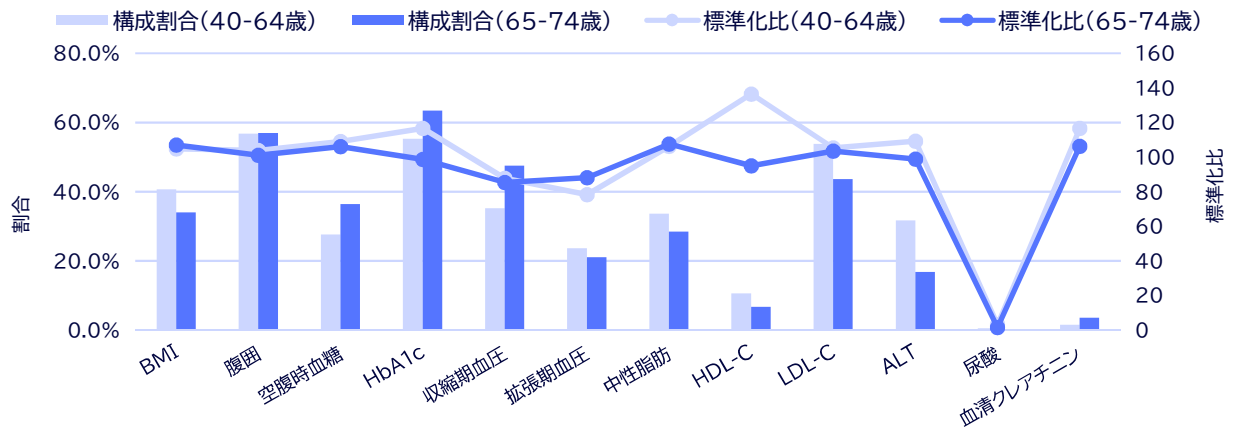
BMI	25kg/m ² 以上	中性脂肪	150mg/dL以上
腹囲	男性：85cm以上、女性：90cm以上 (内臓脂肪面積の場合：100cm ² 以上)	HDL-C	40mg/dL未満
		LDL-C	120mg/dL以上
空腹時血糖	100mg/dL以上	ALT	31U/L以上
HbA1c	5.6%以上	尿酸	7.0mg/dL超過
収縮期血圧	130mmHg以上	血清クレアチニン	1.3mg/dL以上
拡張期血圧	85mmHg以上	eGFR	60ml/分/1.73m ² 未満

【出典】 KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

② 特定健診受診者における年代別有所見者の割合と標準化比

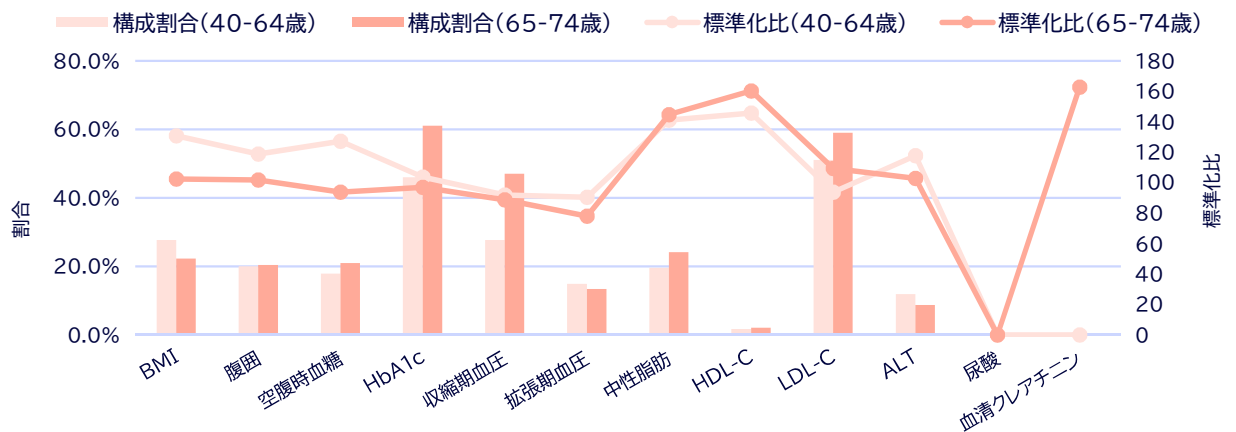
さらに、年代別の有所見者の割合について、国における有所見者の割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し国と比較すると（図表3-4-2-2・図表3-4-2-3）、男性では「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「中性脂肪」「LDL-C」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。

図表3-4-2-2：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_男性



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合 40.7%	56.8%	27.6%	55.3%	35.2%	23.6%	33.7%	10.6%	53.8%	31.7%	0.5%	1.5%
	標準化比 104.9	104.0	109.0	116.6	87.8	78.4	106.3	136.5	105.3	109.2	3.1	116.6
65-74歳	構成割合 34.0%	56.9%	36.4%	63.4%	47.5%	21.1%	28.5%	6.7%	43.6%	16.8%	0.2%	3.5%
	標準化比 107.1	101.2	106.1	98.7	85.5	88.2	107.6	95.0	103.5	99.0	1.6	106.3

図表3-4-2-3：特定健診受診者における年代別有所見者の割合・標準化比_女性



	BMI	腹囲	空腹時血糖	HbA1c	収縮期血圧	拡張期血圧	中性脂肪	HDL-C	LDL-C	ALT	尿酸	血清クレアチニン
40-64歳	構成割合 27.7%	20.0%	17.9%	46.0%	27.7%	14.9%	19.6%	1.7%	51.1%	11.9%	0.0%	0.0%
	標準化比 130.8	118.7	127.3	103.7	92.0	90.5	141.2	145.7	93.7	117.7	0.0	0.0
65-74歳	構成割合 22.2%	20.4%	20.9%	61.0%	47.0%	13.4%	24.2%	2.1%	59.0%	8.7%	0.0%	0.5%
	標準化比 102.3	101.8	93.8	96.9	88.6	78.0	144.6	160.1	109.4	102.8	0.0	162.7

【出典】KDB帳票 S21_024-厚生労働省様式（様式5-2） 令和4年度 年次

(3) メタボリックシンドロームの状況

① 特定健診受診者におけるメタボ該当者数とメタボ予備群該当者数

ここでは、特定健診受診者におけるメタボリックシンドローム該当者（以下、メタボ該当者という。）及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、メタボ予備群該当者という。）のデータを概観する。メタボリックシンドロームとは、「内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）を指している。ここでは善通寺市のメタボ該当者及びメタボ予備群該当者の割合及び高血圧、高血糖及び脂質代謝異常リスクの該当状況をみる。

令和4年度の特定健診受診者におけるメタボリックシンドロームの状況をみると（図表3-4-3-1）、メタボ該当者は377人で特定健診受診者（1,745人）における該当者割合は21.6%で、該当者割合は県より低い、国より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の35.0%が、女性では11.7%がメタボ該当者となっている。

メタボ予備群該当者は200人で特定健診受診者における該当者割合は11.5%となっており、該当者割合は国・県より高い。男女別にみると、男性では特定健診受診者の17.8%が、女性では6.8%がメタボ予備群該当者となっている。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の定義は、下表（メタボリックシンドローム判定値の定義）のとおりである。

図表3-4-3-1：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・メタボ予備群該当者数

	善通寺市		国	県	同規模
	対象者数（人）	割合	割合	割合	割合
メタボ該当者	377	21.6%	20.6%	23.2%	21.3%
男性	259	35.0%	32.9%	37.0%	32.7%
女性	118	11.7%	11.3%	13.2%	12.0%
メタボ予備群該当者	200	11.5%	11.1%	10.4%	10.8%
男性	132	17.8%	17.8%	16.8%	16.8%
女性	68	6.8%	6.0%	5.8%	5.9%

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

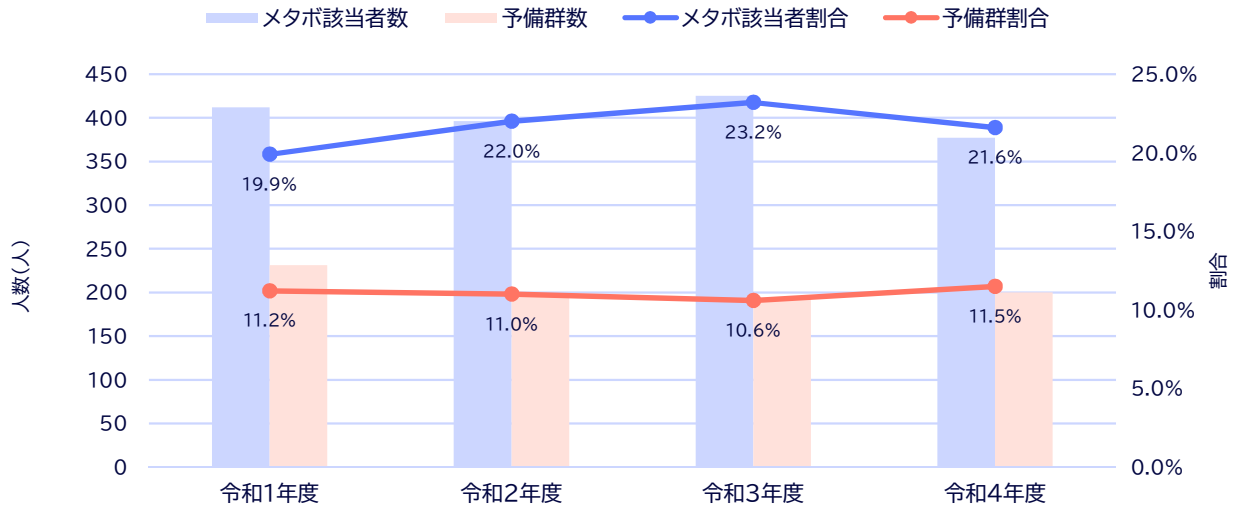
メタボ該当者	腹囲 85cm（男性）	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90cm（女性）以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

② メタボ該当者数とメタボ予備群該当者数の推移

令和4年度と令和元年度の該当者割合を比較すると（図表3-4-3-2）、特定健診受診者のうちメタボ該当者の割合は1.7ポイント増加しており、メタボ予備群該当者の割合は0.3ポイント増加している。

図表3-4-3-2：メタボ該当者数・メタボ予備群該当者数の推移



	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和元年度と令和4年度の割合の差
	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	対象者（人）	割合	
メタボ該当者	412	19.9%	396	22.0%	425	23.2%	377	21.6%	1.7
メタボ予備群該当者	231	11.2%	197	11.0%	194	10.6%	200	11.5%	0.3

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

③ メタボ該当者とメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況をみる（図表3-4-3-3）。

メタボ該当者においては「高血圧・脂質異常該当者」が多く、377人中177人が該当しており、特定健診受診者数の10.1%を占めている。

メタボ予備群該当者では「高血圧該当者」が多く、200人中128人が該当しており、特定健診受診者数の7.3%を占めている。

図表3-4-3-3：メタボ該当者・メタボ予備群該当者における追加リスクの重複状況

	男性		女性		合計	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
特定健診受診者数	740	-	1,005	-	1,745	-
腹囲基準値以上	421	56.9%	204	20.3%	625	35.8%
メタボ該当者	259	35.0%	118	11.7%	377	21.6%
高血糖・高血圧該当者	40	5.4%	8	0.8%	48	2.8%
高血糖・脂質異常該当者	18	2.4%	10	1.0%	28	1.6%
高血圧・脂質異常該当者	117	15.8%	60	6.0%	177	10.1%
高血糖・高血圧・脂質異常該当者	84	11.4%	40	4.0%	124	7.1%
メタボ予備群該当者	132	17.8%	68	6.8%	200	11.5%
高血糖該当者	12	1.6%	4	0.4%	16	0.9%
高血圧該当者	82	11.1%	46	4.6%	128	7.3%
脂質異常該当者	38	5.1%	18	1.8%	56	3.2%
腹囲のみ該当者	30	4.1%	18	1.8%	48	2.8%

【出典】KDB帳票 S21_025-厚生労働省様式（様式5-3） 令和4年度 年次

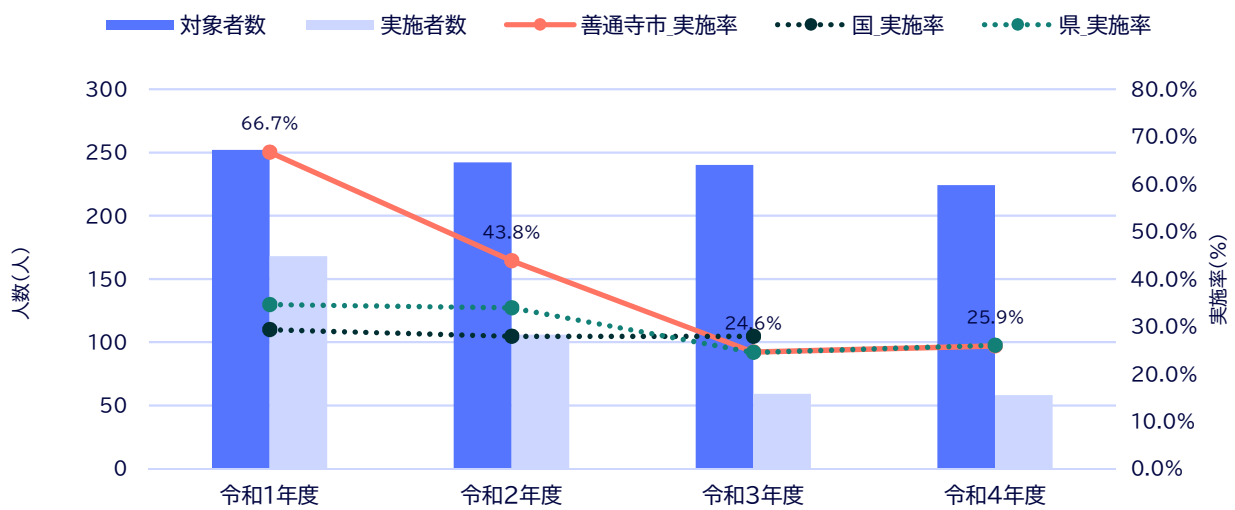
(4) 特定保健指導実施率

ここでは、特定保健指導の実施状況を概観する。特定保健指導とは、「特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援」（厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトより引用）である。特定保健指導実施率をみることで、前述のメタボ該当者とメタボ予備群該当者のうち、どの程度の特定保健指導の対象者に対して支援できているのかわかる。

特定健診受診者のうち特定保健指導の対象者数は（図表3-4-4-1）、令和4年度の速報値では224人で、特定健診受診者1,744人中12.8%を占める。特定保健指導対象者のうち特定保健指導を終了した人の割合、すなわち特定保健指導実施率は25.9%で、令和元年度の実施率66.7%と比較すると40.8ポイント低下している。令和3年度までの実施率でみると国より低く県より高い。

令和4年度の実施率は、令和元年度の実施率66.7%と比較すると40.8ポイント低下している。

図表3-4-4-1：特定保健指導実施率（法定報告値）



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の差	
特定健診受診者数 (人)	2,064	1,796	1,832	1,744	-320	
特定保健指導対象者数 (人)	252	242	240	224	-28	
特定保健指導該当者割合	12.2%	13.5%	13.1%	12.8%	0.6	
特定保健指導実施者数 (人)	168	106	59	58	-110	
特定保健指導実施率	普通寺市	66.7%	43.8%	24.6%	25.9%	-40.8
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-	-
	県	34.6%	33.9%	24.5%	26.0%	-8.6

【出典】厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導実施状況（保険者別）
 公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

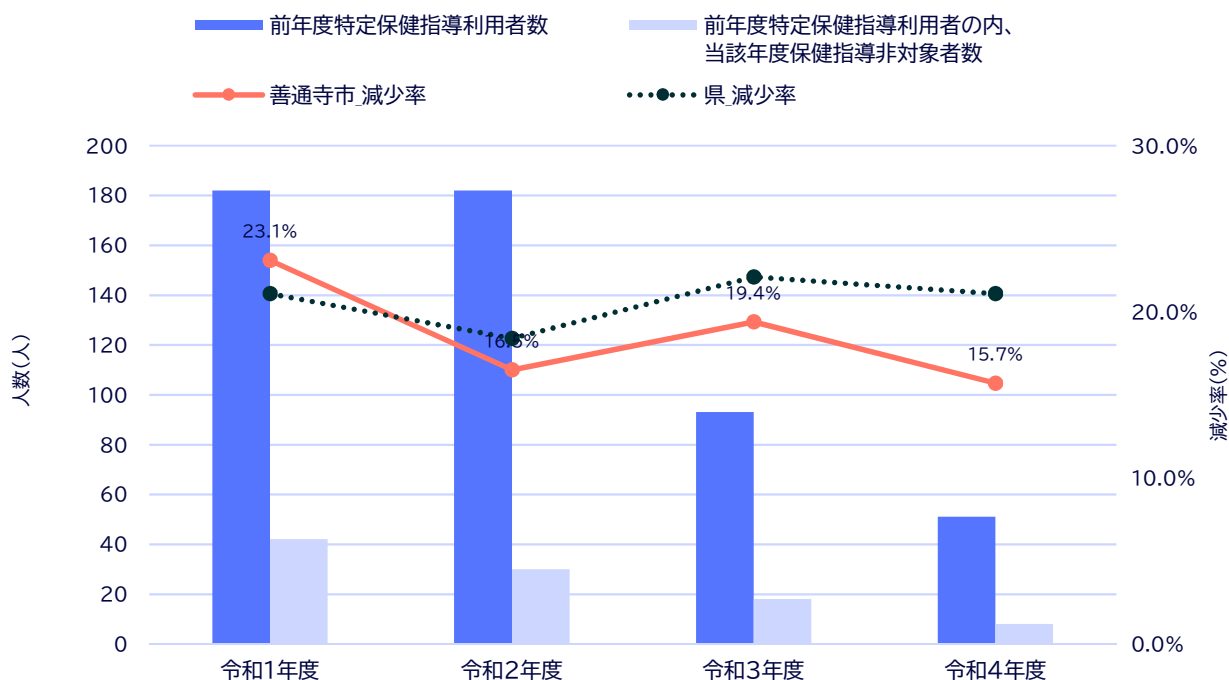
(5) 特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率

ここでは、前年度の特定保健指導利用者の内、当該年度に特定保健指導の対象ではなくなったものを概観することで、特定保健指導が適切に実施できているかが分かる。

令和4年度では前年度特定保健指導利用者51人のうち当該年度に特定保健指導の対象ではなくなった者の数は8人で、特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は15.7%であり、県より低くなっている。

令和4年度の特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は、令和元年度の23.1%と比較すると7.4ポイント低下している。(図表3-3-4-1)

図表3-4-5-1：特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率（法定報告値）



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の差	
前年度特定保健指導利用者数 (人)	182	182	93	51	-131	
前年度特定保健指導利用者の内、当該年度保健指導非対象者数 (人)	42	30	18	8	-34	
特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率	普通寺市	23.1%	16.5%	19.4%	15.7%	-7.4
	県	21.1%	18.4%	22.1%	21.1%	0

【出典】特定健診等データ管理システム TKCA014 令和元年度から令和4年度

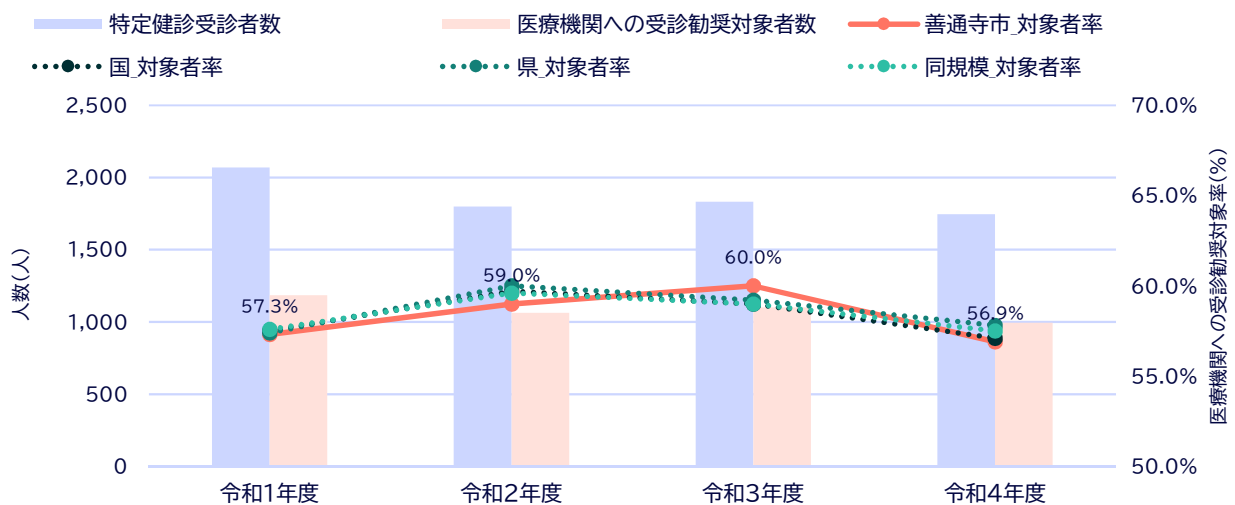
(6) 受診勧奨対象者の状況

① 特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合

ここでは、特定健診受診者において、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超えるもの（受診勧奨対象者）の割合から、普通寺市の特定健診受診者において、受診勧奨対象者がどの程度存在するのかをみる。

受診勧奨対象者の割合をみると（図表3-4-6-1）、令和4年度における受診勧奨対象者数は993人で、特定健診受診者の56.9%を占めている。該当者割合は、国・県より低く、令和元年度と比較すると0.4ポイント減少している。なお、図表3-4-6-1における受診勧奨対象者は一項目でも受診勧奨判定値以上の項目があった人を指している。

図表3-4-6-1：特定健診受診者における医療機関への受診勧奨対象者の割合



	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和元年度と令和4年度の受診勧奨対象者率の差	
特定健診受診者数 (人)	2,068	1,797	1,832	1,745	-323	
医療機関への受診勧奨対象者数 (人)	1,185	1,061	1,099	993	-192	
受診勧奨対象者率	普通寺市	57.3%	59.0%	60.0%	56.9%	-0.4
	国	57.5%	59.7%	59.0%	57.1%	-0.4
	県	57.4%	60.0%	59.2%	57.8%	0.4
	同規模	57.6%	59.6%	59.0%	57.5%	-0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

参考：各健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	中性脂肪	300mg/dL以上	AST	51U/L以上
HbA1c	6.5%以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下	ALT	51U/L以上
随時血糖	126mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上	γ-GTP	101U/L以上
収縮期血圧	140mmHg以上	Non-HDLコレステロール	170mg/dL以上	eGFR	45ml/分/1.73m ² 未満
拡張期血圧	90mmHg以上	ヘモグロビン	男性12.1g/dL未満、女性11.1g/dL未満		

※厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム」に準拠

② 特定健診受診者における受診勧奨対象者の経年推移

血糖・血圧・脂質の受診勧奨対象者の経年推移を検査値ごとにみる（図表3-4-6-2）。

令和4年度において、血糖ではHbA1c8.0%以上の人は25人で特定健診受診者の1.4%を占めており、令和元年度と比較すると割合は増加している。

血圧では、Ⅰ度高血圧以上の人は445人で特定健診受診者の25.5%を占めており、令和元年度と比較すると割合は増加している。

脂質ではLDL-C140mg/dL以上の人は452人で特定健診受診者の25.9%を占めており、令和元年度と比較すると割合は減少している。

図表3-4-6-2：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質）の経年推移

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		2,068	-	1,797	-	1,832	-	1,745	-
血糖 (HbA1c)	6.5%以上7.0%未満	108	5.2%	82	4.6%	88	4.8%	77	4.4%
	7.0%以上8.0%未満	66	3.2%	62	3.5%	61	3.3%	49	2.8%
	8.0%以上	21	1.0%	12	0.7%	20	1.1%	25	1.4%
	合計	195	9.4%	156	8.7%	169	9.2%	151	8.7%

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		2,068	-	1,797	-	1,832	-	1,745	-
血圧	Ⅰ度高血圧	409	19.8%	383	21.3%	382	20.9%	360	20.6%
	Ⅱ度高血圧	66	3.2%	82	4.6%	95	5.2%	73	4.2%
	Ⅲ度高血圧	10	0.5%	10	0.6%	14	0.8%	12	0.7%
	合計	485	23.5%	475	26.4%	491	26.8%	445	25.5%

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合	人数（人）	割合
特定健診受診者数		2,068	-	1,797	-	1,832	-	1,745	-
脂質 (LDL-C)	140mg/dL以上160mg/dL未満	354	17.1%	304	16.9%	348	19.0%	262	15.0%
	160mg/dL以上180mg/dL未満	176	8.5%	154	8.6%	159	8.7%	127	7.3%
	180mg/dL以上	86	4.2%	71	4.0%	71	3.9%	63	3.6%
	合計	616	29.8%	529	29.4%	578	31.6%	452	25.9%

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計
KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和元年度から令和4年度 累計

参考：Ⅰ度・Ⅱ度・Ⅲ度高血圧の定義

Ⅰ度高血圧	収縮期血圧140-159mmHg かつ/または 拡張期血圧90-99mmHg
Ⅱ度高血圧	収縮期血圧160-179mmHg かつ/または 拡張期血圧100-109mmHg
Ⅲ度高血圧	収縮期血圧180mmHg以上 かつ/または 拡張期血圧110mmHg以上

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

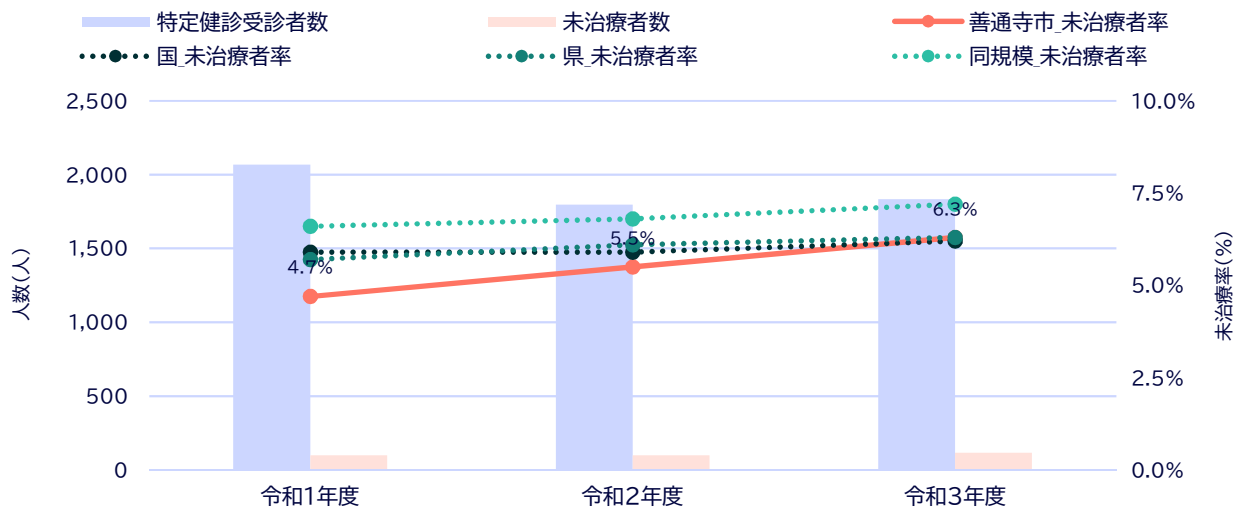
③ 受診勧奨対象者における医療機関の受診状況

ここでは、受診勧奨対象者の医療機関受診状況について概観する。受診勧奨対象者のうち医療機関への受診が確認されない人（未治療者）の割合から、特定健診を受診し医療機関の受診が促されているにも関わらず医療機関への受診が確認されない人がどの程度存在するのか把握できる。

受診勧奨対象者の医療機関の受診状況をみると（図表）、令和3年度の特定健診受診者1,832人のうち、医療機関の受診が確認されていない未治療者の割合は6.3%であり、県と同程度で、国より高い。未治療者率は、令和元年度と比較して1.6ポイント増加している。

※未治療者：特定健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ特定健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者

図表3-4-6-3：受診勧奨対象者における未治療者率



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和元年度と令和3年度の未治療者率の差
特定健診受診者数 (人)		2,068	1,797	1,832	-
(参考) 医療機関への受診勧奨対象者数 (人)		1,185	1,061	1,099	-
未治療者数 (人)		97	99	116	-
未治療者率	善通寺市	4.7%	5.5%	6.3%	1.6
	国	5.9%	5.9%	6.2%	0.3
	県	5.7%	6.1%	6.3%	0.6
	同規模	6.6%	6.8%	7.2%	0.6

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和3年度 累計

④ 受診勧奨対象者における服薬状況

次に、血糖、血圧、脂質及び腎機能の受診勧奨対象者について、検査値ごとに健診受診年度のレセプトにおける服薬状況をみる（図表）。受診勧奨対象者のうち、特に検査値が高い者は服薬による治療が必要な可能性があり、レセプトから服薬が確認されない場合、医療機関の受診を促す必要がある。

令和4年度の健診において、血糖がHbA1c6.5%以上であった151人の29.1%が、血圧がⅠ度高血圧以上であった445人の54.8%が、脂質がLDL-C140mg/dL以上であった452人の75.2%が服薬をしていない。

また、腎機能については、eGFR45ml/分/1.73m²未満であった35人の14.3%が血糖や血圧などの薬剤の服薬をしていない。

図表3-4-6-4：特定健診受診者における受診勧奨対象者（血糖・血圧・脂質・腎機能）の服薬状況

血糖（HbA1c）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
6.5%以上7.0%未満	77	35	45.5%
7.0%以上8.0%未満	49	8	16.3%
8.0%以上	25	1	4.0%
合計	151	44	29.1%

血圧	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
Ⅰ度高血圧	360	195	54.2%
Ⅱ度高血圧	73	40	54.8%
Ⅲ度高血圧	12	9	75.0%
合計	445	244	54.8%

脂質（LDL-C）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合
140mg/dL以上160mg/dL未満	262	209	79.8%
160mg/dL以上180mg/dL未満	127	97	76.4%
180mg/dL以上	63	34	54.0%
合計	452	340	75.2%

腎機能（eGFR）	該当者数（人）	服薬なし_人数（人）	服薬なし_割合	服薬なしのうち、透析なし_人数（人）	該当者のうち、服薬なし_透析なし_割合
30ml/分/1.73m ² 以上 45ml/分/1.73m ² 未満	32	5	15.6%	4	12.5%
15ml/分/1.73m ² 以上 30ml/分/1.73m ² 未満	2	0	0.0%	0	0.0%
15ml/分/1.73m ² 未満	1	0	0.0%	0	0.0%
合計	35	5	14.3%	4	11.4%

【出典】KDB帳票 S26_005-保健指導対象者一覧（受診勧奨判定値の者） 令和4年度 累計

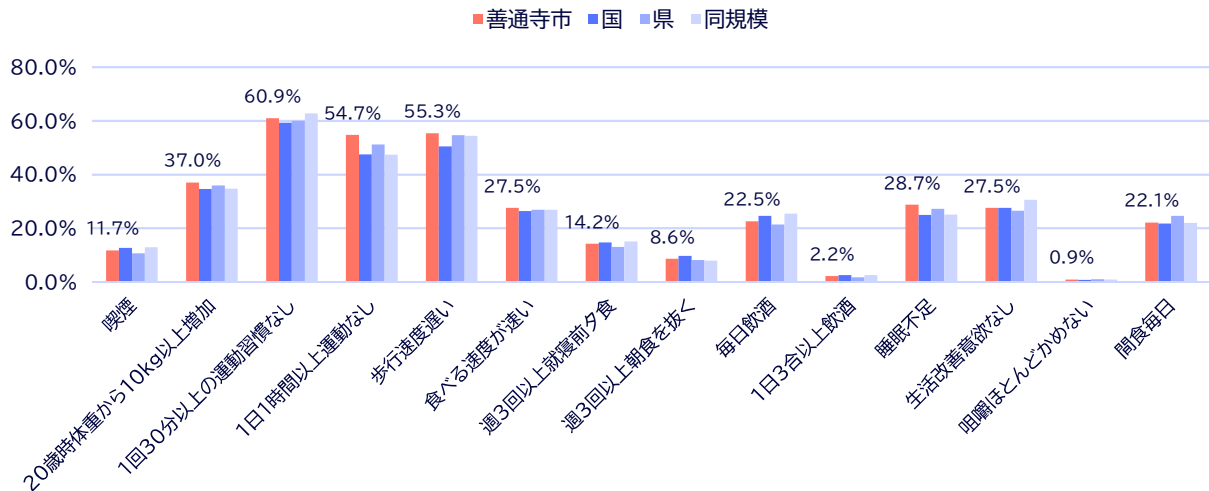
(7) 質問票の状況

① 特定健診受診者における質問票の回答状況

ここでは、特定健診での質問票の回答状況から、善通寺市の特定健診受診者における喫煙や運動習慣、食事、睡眠などの生活習慣における傾向を概観する。

令和4年度の特定健診受診者の質問票から生活習慣の状況をみると（図表）、国や県と比較して「20歳時体重から10kg以上増加」「1回30分以上の運動習慣なし」「1日1時間以上運動なし」「歩行速度遅い」「食べる速度が速い」「睡眠不足」「生活改善意欲なし」の回答割合が高い。

図表3-4-7-1：特定健診受診者における質問票項目別回答者の割合



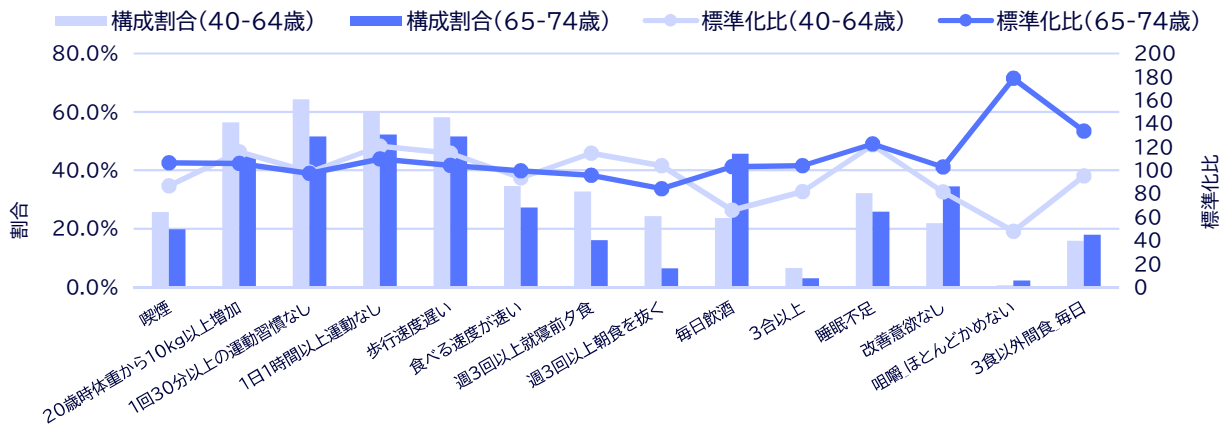
	喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の 運動習慣 なし	1日1時間 以上 運動なし	歩行速度 遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠不足	生活改善 意欲なし	咀嚼 ほとんど かめない	間食 毎日
善通寺市	11.7%	37.0%	60.9%	54.7%	55.3%	27.5%	14.2%	8.6%	22.5%	2.2%	28.7%	27.5%	0.9%	22.1%
国	12.7%	34.6%	59.3%	47.5%	50.4%	26.4%	14.7%	9.7%	24.6%	2.5%	24.9%	27.5%	0.8%	21.7%
県	10.6%	35.9%	60.0%	51.2%	54.6%	26.9%	13.0%	8.1%	21.4%	1.7%	27.2%	26.5%	1.0%	24.6%
同規模	12.9%	34.7%	62.7%	47.3%	54.4%	26.8%	15.0%	7.9%	25.4%	2.5%	25.0%	30.5%	0.9%	21.9%

【出典】KDB帳票 S25_001-質問票調査の経年比較 令和4年度 年次

② 特定健診受診者における年代別質問票の回答状況と標準化比

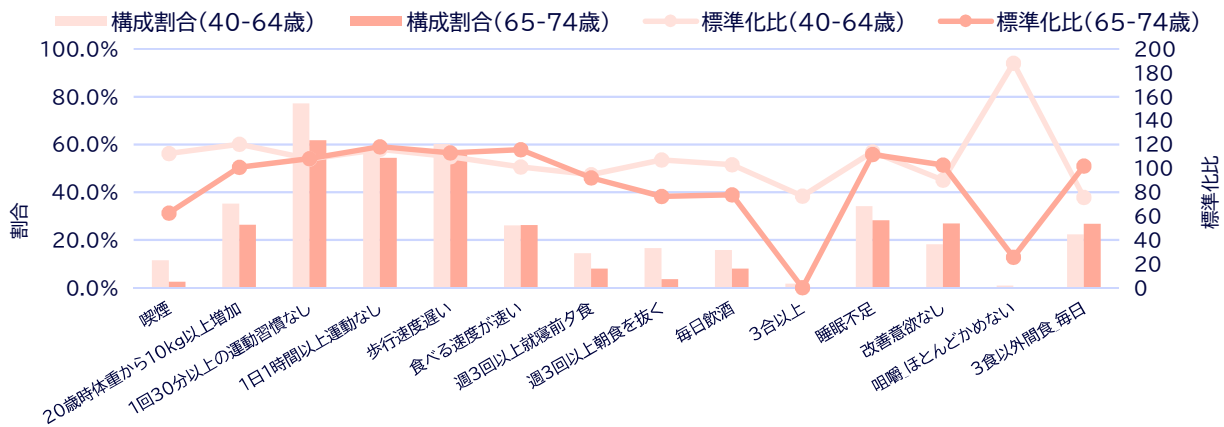
さらに、国における各設問への回答者割合を100とした標準化比を国立保健医療科学院のツールを使って算出し、年代別の回答者割合を国と比較すると（図表・図表3-4-7-3）、男性では「睡眠不足」「1日1時間以上運動なし」「20歳時体重から10kg以上増加」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「1日1時間以上運動なし」「食べる速度が速い」「歩行速度遅い」の標準化比がいずれの年代においても高い。

図表3-4-7-2：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_男性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の運 動習慣 なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速度 遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 ほとんど かめない	間食 毎日
		40-64歳	回答割合	25.6%	56.4%	64.2%	60.0%	58.2%	34.5%	32.7%	24.2%	23.6%	6.4%	32.1%	21.8%
	標準化比	86.7	115.8	98.5	120.6	114.7	93.6	114.5	103.9	65.7	81.7	121.7	81.4	47.7	95.1
65-74歳	回答割合	19.8%	45.5%	51.6%	52.3%	51.6%	27.3%	16.0%	6.3%	45.6%	2.9%	25.8%	34.5%	2.2%	17.8%
	標準化比	106.3	105.8	97.3	109.7	104.2	99.6	95.6	84.3	103.0	103.8	122.6	102.7	178.6	133.5

図表3-4-7-3：特定健診受診者における年代別質問項目回答者の割合・標準化比_女性



		喫煙	20歳時 体重から 10kg 以上増加	1回30分 以上の運 動習慣 なし	1日 1時間 以上 運動なし	歩行速度 遅い	食べる 速度が 速い	週3回 以上 就寝前 夕食	週3回 以上 朝食を 抜く	毎日 飲酒	1日 3合 以上 飲酒	睡眠 不足	生活 改善 意欲 なし	咀嚼 ほとんど かめない	間食 毎日
		40-64歳	回答割合	11.5%	35.1%	77.1%	56.9%	60.1%	26.1%	14.4%	16.5%	15.7%	1.6%	34.0%	18.1%
	標準化比	112.5	120.1	107.8	116.0	109.7	101.1	94.6	107.2	103.1	76.8	113.8	90.1	188.1	75.7
65-74歳	回答割合	2.5%	26.3%	61.7%	54.4%	55.7%	26.1%	8.0%	3.6%	8.0%	0.0%	28.2%	26.9%	0.1%	26.8%
	標準化比	62.7	101.0	108.0	118.2	113.0	115.7	92.1	76.5	77.8	0.0	111.7	102.9	25.7	101.9

【出典】 KDB帳票 S21_007-質問票調査の状況 令和4年度 累計

5 一体的実施に係る介護及び高齢者の状況

本項では、後期高齢者医療制度や介護保険との一体的実施との接続を踏まえ、介護及び高齢者に係るデータを分析する。

(1) 保険種別（国民健康保険及び後期高齢者医療制度）の被保険者構成

保険種別の被保険者構成をみると（図表3-5-1-1）、国民健康保険（以下、国保という）の加入者数は5,813人、国保加入率は19.1%で、国より低い、県より高い。後期高齢者医療制度（以下、後期高齢者という。）の加入者数は5,390人、後期高齢者加入率は17.7%で、国・県より高い。

図表3-5-1-1：保険種別の被保険者構成

	国保			後期高齢者		
	善通寺市	国	県	善通寺市	国	県
総人口	30,431	125,416,877	956,787	30,431	125,416,877	956,787
保険加入者数（人）	5,813	24,660,500	179,644	5,390	19,252,733	164,244
保険加入率	19.1%	19.7%	18.8%	17.7%	15.4%	17.2%

【出典】住民基本台帳 令和4年度
KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

(2) 年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

生活習慣病における重篤な疾患である「心臓病」「脳血管疾患」やフレイル予防という観点で「筋・骨格関連疾患」に焦点をあて、概観する。

年代別の要介護（要支援）認定者における有病状況（図表3-5-2-1）をみると、前期高齢者である65-74歳の有病割合の国との差は、「心臓病」（0.9ポイント）、「脳血管疾患」（3.1ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（0.5ポイント）である。75歳以上の認定者の有病割合の国との差は、「心臓病」（1.2ポイント）、「脳血管疾患」（0.5ポイント）、「筋・骨格関連疾患」（1.4ポイント）である。

図表3-5-2-1：年代別の要介護（要支援）認定者の有病状況

疾病名	65-74歳			75歳以上		
	善通寺市	国	国との差	善通寺市	国	国との差
糖尿病	19.5%	21.6%	-2.1	23.4%	24.9%	-1.5
高血圧症	35.0%	35.3%	-0.3	56.8%	56.3%	0.5
脂質異常症	20.5%	24.2%	-3.7	30.6%	34.1%	-3.5
心臓病	41.0%	40.1%	0.9	64.8%	63.6%	1.2
脳血管疾患	22.8%	19.7%	3.1	23.6%	23.1%	0.5
筋・骨格関連疾患	36.4%	35.9%	0.5	57.8%	56.4%	1.4
精神疾患	26.5%	25.5%	1.0	39.9%	38.7%	1.2

【出典】KDB帳票 S25_006-医療・介護の突合（有病状況） 令和4年度 年次

(3) 保険種別の医療費の状況

① 保険種別の一人当たり医療費と入院医療費の割合

国保及び後期高齢者の一人当たり月額医療費をみると（図表3-5-3-1）、国保の入院医療費は、国と比べて5,420円多く、外来医療費は3,320円多い。後期高齢者の入院医療費は、国と比べて570円多く、外来医療費は1,000円少ない。

また、医療費に占める入院医療費の割合は、国保では5.1ポイント高く、後期高齢者では1.2ポイント高い。

図表3-5-3-1：保険種別の一人当たり月額医療費及び入院医療費の状況

	国保			後期高齢者		
	普通寺市	国	国との差	普通寺市	国	国との差
入院_一人当たり医療費（円）	17,070	11,650	5,420	37,390	36,820	570
外来_一人当たり医療費（円）	20,720	17,400	3,320	33,340	34,340	-1,000
総医療費に占める入院医療費の割合	45.2%	40.1%	5.1	52.9%	51.7%	1.2

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

② 保険種別の医療費の疾病別構成

保険種別に医療費の疾病別構成割合をみると（図表3-5-3-2）、国保では「がん」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の16.1%を占めており、国と比べて0.7ポイント低い。後期高齢者では「筋・骨格関連疾患」の医療費が占める割合が最も高く、医療費の16.3%を占めており、国と比べて3.9ポイント高い。

重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳梗塞」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。

図表3-5-3-2：保険種別医療費の状況

疾病名	国保			後期高齢者		
	普通寺市	国	国との差	普通寺市	国	国との差
糖尿病	6.1%	5.4%	0.7	5.1%	4.1%	1.0
高血圧症	2.5%	3.1%	-0.6	3.2%	3.0%	0.2
脂質異常症	1.9%	2.1%	-0.2	1.4%	1.4%	0.0
高尿酸血症	0.0%	0.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
脂肪肝	0.1%	0.1%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
動脈硬化症	0.1%	0.1%	0.0	0.2%	0.2%	0.0
がん	16.1%	16.8%	-0.7	10.1%	11.2%	-1.1
脳出血	0.5%	0.7%	-0.2	0.5%	0.7%	-0.2
脳梗塞	1.5%	1.4%	0.1	2.7%	3.2%	-0.5
狭心症	1.4%	1.1%	0.3	1.3%	1.3%	0.0
心筋梗塞	0.1%	0.3%	-0.2	0.3%	0.3%	0.0
慢性腎臓病（透析あり）	4.6%	4.4%	0.2	2.7%	4.6%	-1.9
慢性腎臓病（透析なし）	0.4%	0.3%	0.1	0.5%	0.5%	0.0
精神疾患	9.2%	7.9%	1.3	4.0%	3.6%	0.4
筋・骨格関連疾患	9.3%	8.7%	0.6	16.3%	12.4%	3.9

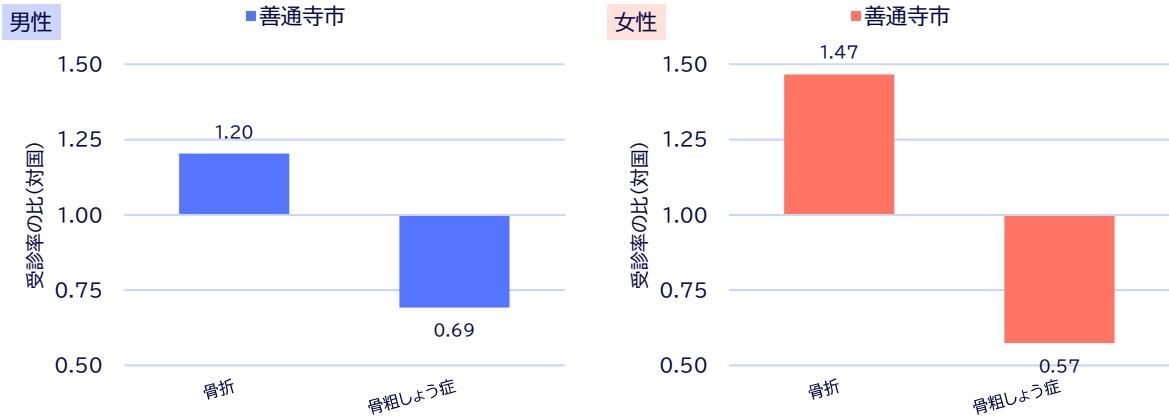
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（国保・後期）

※ここでは、総医療費に占める各疾病の医療費の割合を集計している

(4) 前期高齢者における骨折及び骨粗しょう症の受診率

前期高齢者における「骨折」及び「骨粗しょう症」の受診率（図表3-5-4-1）をみると、国と比べて、男女ともに「骨折」の受診率は高く、「骨粗しょう症」の受診率は低い。

図表3-5-4-1：前期高齢者の骨折及び骨粗しょう症の受診率比較



【出典】KDB帳票 S23_005-疾病別医療費分析（細小（82）分類） 令和4年度 累計

※表内の「骨折」は入院及び外来、「骨粗しょう症」は外来を集計している

(5) 後期高齢者の健診受診状況

健診受診の状況（図表3-5-5-1）をみると、後期高齢者の健診受診率は33.7%で、国と比べて8.9ポイント高い。続いて、健診受診者に占める受診勧奨対象者の割合をみると、後期高齢者の受診勧奨対象者率は62.1%で、国と比べて1.2ポイント高い。また、検査項目ごとの健診受診者に占める有所見者の割合を国と比べると、後期高齢者では「脂質」「血圧・脂質」「血糖・血圧・脂質」の該当割合が高い。

図表3-5-5-1：後期高齢者の健診状況

	後期高齢者			
	善通寺市	国	国との差	
健診受診率	33.7%	24.8%	8.9	
受診勧奨対象者率	62.1%	60.9%	1.2	
有所見者の状況	血糖	5.1%	5.7%	-0.6
	血圧	22.5%	24.3%	-1.8
	脂質	13.9%	10.8%	3.1
	血糖・血圧	2.0%	3.1%	-1.1
	血糖・脂質	1.3%	1.3%	0.0
	血圧・脂質	7.4%	6.9%	0.5
	血糖・血圧・脂質	0.9%	0.8%	0.1

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

参考：健診項目における受診勧奨判定値

空腹時血糖	126mg/dL以上	収縮期血圧	140mmHg以上	中性脂肪	300mg/dL以上	LDLコレステロール	140mg/dL以上
HbA1c	6.5%以上	拡張期血圧	90mmHg以上	HDLコレステロール	34mg/dL以下		

【出典】KDBシステム 各帳票等の項目にかかる集計要件

(6) 後期高齢者における質問票の回答状況

後期高齢者における質問票の回答状況をみると（図表3-5-6-1）、国と比べて、「健康状態が「よくない」「半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」「お茶や汁物等で「むせることがある」「6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」「以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」「この1年間に「転倒したことがある」「ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」「周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」「今日が何月何日かわからない日がある」」の回答割合が高い。

図表3-5-6-1：後期高齢者における質問票の回答状況

カテゴリー	項目・回答	回答割合		
		普通寺市	国	国との差
健康状態	健康状態が「よくない」	1.5%	1.1%	0.4
心の健康	毎日の生活に「不満」	0.9%	1.1%	-0.2
食習慣	1日3食「食べていない」	3.7%	5.4%	-1.7
口腔・嚥下	半年前に比べて硬いものが「食べにくくなった」	30.8%	27.7%	3.1
	お茶や汁物等で「むせることがある」	25.9%	20.9%	5.0
体重変化	6か月間で2～3kg以上の体重減少が「あった」	13.6%	11.7%	1.9
運動・転倒	以前に比べて「歩行速度が遅くなったと思う」	61.6%	59.1%	2.5
	この1年間に「転倒したことがある」	23.7%	18.1%	5.6
	ウォーキング等の運動を「週に1回以上していない」	42.1%	37.1%	5.0
認知	周囲の人から「物忘れがあるとされたことがある」	19.1%	16.2%	2.9
	今日が何月何日かわからない日がある	26.3%	24.8%	1.5
喫煙	たばこを「吸っている」	4.3%	4.8%	-0.5
社会参加	週に1回以上外出して「いない」	7.3%	9.4%	-2.1
	ふだんから家族や友人との付き合いが「ない」	4.4%	5.6%	-1.2
ソーシャルサポート	体調が悪いときに、身近に相談できる人が「いない」	4.4%	4.9%	-0.5

【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和4年度 累計（後期）

6 その他の状況

(1) 重複服薬の状況

重複服薬の状況を見ると（図表3-6-1-1）、重複処方該当者数は78人である。被保険者1万人当たりでは134.2人、県全体では106.3人である。

※重複処方該当者：重複処方を受けた人のうち、3医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が1以上、または2医療機関以上かつ複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数が2以上に該当する者

図表3-6-1-1：重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を 受けた人	2医療機関以上	225	65	24	9	3	1	1	1	0	0
	3医療機関以上	13	9	6	4	1	1	1	1	0	0
	4医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5医療機関以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-1-2：香川県の重複服薬の状況（薬効分類単位で集計）

他医療機関との重複処方が発生した医療機関数（同一月内）		複数の医療機関から重複処方が発生した薬効数（同一月内）									
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上
重複処方を 受けた人	2医療機関以上	5,947	1,550	511	187	93	43	25	12	6	4
	3医療機関以上	360	244	151	88	51	26	15	8	5	3
	4医療機関以上	59	46	40	29	20	16	10	4	3	2
	5医療機関以上	19	13	11	7	4	4	2	1	1	1

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

(2) 多剤服薬の状況

多剤服薬の状況を見ると（図表3-6-2-1）、多剤処方該当者数は18人である。被保険者1万人当たりでは31.0人、県全体では27.8人である。

※多剤処方該当者：同一薬効に関する処方日数が1日以上かつ処方薬効数（同一月内）が15以上に該当する者

図表3-6-2-1：多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
処方 日数	1日以上	3,024	2,499	1,989	1,483	1,062	756	538	361	244	149	18	0
	15日以上	2,439	2,142	1,766	1,355	999	721	517	346	238	146	18	0
	30日以上	1,965	1,741	1,459	1,152	868	626	459	309	216	136	17	0
	60日以上	961	865	758	616	481	360	271	187	142	88	13	0
	90日以上	419	378	332	271	208	155	118	93	70	48	9	0
	120日以上	157	147	131	109	83	62	45	38	28	21	4	0
	150日以上	86	82	75	62	49	38	30	25	19	14	3	0
	180日以上	43	40	34	30	25	19	14	10	8	3	1	0

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

図表3-6-2-2：香川県の多剤服薬の状況（薬効分類単位で集計）

		処方薬効数（同一月内）											
		1以上	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上	9以上	10以上	15以上	20以上
処方 日数	1日以上	91,305	75,300	59,210	44,023	31,761	22,328	15,510	10,480	6,862	4,466	500	51
	15日以上	74,707	65,909	53,604	40,990	30,244	21,602	15,156	10,289	6,774	4,428	500	51
	30日以上	61,910	55,062	45,452	35,531	26,698	19,344	13,741	9,446	6,308	4,163	489	50
	60日以上	31,630	28,692	24,530	19,924	15,463	11,570	8,507	6,066	4,179	2,849	385	46
	90日以上	13,980	12,809	11,119	9,209	7,264	5,538	4,112	3,001	2,090	1,456	230	34
	120日以上	6,219	5,839	5,204	4,378	3,469	2,698	2,035	1,500	1,073	745	130	21
	150日以上	3,184	2,965	2,626	2,196	1,748	1,378	1,061	775	560	382	71	14
	180日以上	1,889	1,725	1,512	1,246	1,000	785	591	427	307	207	44	8

【出典】KDB帳票 S27_013-重複・多剤処方の状況 令和5年3月診療分

（3）後発医薬品の使用状況

令和4年9月時点の後発医薬品の使用割合は76.0%で、県の77.4%と比較して1.4ポイント低い（図表3-6-3-1）。

図表3-6-3-1：後発医薬品の使用状況

	令和元年9月	令和2年3月	令和2年9月	令和3年3月	令和3年9月	令和4年3月	令和4年9月
善通寺市	69.1%	74.0%	74.3%	75.8%	74.7%	76.0%	76.0%
県	72.3%	75.3%	76.3%	77.1%	77.0%	77.2%	77.4%

【出典】厚生労働省 保険者別の後発医薬品の使用割合

（4）5がん（胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん）検診の受診率

国保被保険者におけるがん検診の受診状況をみると（図表3-6-4-1）、下表の5つのがんの検診平均受診率は30.2%で、国・県より高い。

図表3-6-4-1：国保被保険者におけるがん検診の受診状況

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	5がん平均
善通寺市	31.1%	34.9%	24.2%	28.6%	32.2%	30.2%
国	12.1%	15.2%	16.0%	16.2%	18.2%	15.5%
県	13.5%	16.3%	19.6%	18.3%	22.7%	18.1%

【出典】厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告 令和3年度

7 健康課題の整理

(1) 県全体の健康課題と標準事業

3章の1～6では、本市の健康・医療情報等の分析を示したが、これらに記載されている県の現状に加え、改めて県全体の状況を次ページのとおり示す。これらから導き出される健康課題を下記のとおり整理し、第3期データヘルス計画では、以下の6事業を標準事業として全市町が取り組んでいくこととなった。また、これら標準事業の実施に際しては、標準指標を設定し経年評価することで、事業の評価及び見直しを行い、効率的に事業を実施する。

- ① 特定健診受診率向上事業
- ② 特定保健指導実施率向上事業
- ③ 生活習慣病等重症化予防事業
- ④ 重複・多剤服薬者対策事業
- ⑤ 後発医薬品使用促進事業
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業

項目	健康課題	標準事業
平均余命・死亡原因に着目した分析	平均余命は男女ともに全国よりやや短い。脳血管疾患や虚血性心疾患を原因とする死亡については、全国より低いが、糖尿病を原因とする死亡については、全国より高い状況にある。発症している者には、適切な受診勧奨や継続した治療を促す必要がある。	③ 生活習慣病等重症化予防事業
生活習慣病等の医療費（入院・外来）に着目した分析	1人当たりの月額医療費は、全国より高い状態にあるが、1保険者当たりの主要生活習慣病（筋・骨格、高血圧、狭心症、糖尿病）の医療費の点数は、全国に比して低い状況にある。単年度でなく複数年で傾向を見ていく必要がある。	
生活習慣病の患者数に着目した分析	主要生活習慣病の患者数及び新規患者数は全国より高い状況にある。特定健診などで早期に発見し、継続した治療や生活改善を促す必要がある。	
特定健診受診率・特定保健指導実施率・メタボ率に着目した分析	特定健診受診率・特定保健指導実施率は、全国より高いものの、国の国保全体の目標である60%には届いていない。メタボリックシンドローム該当者やその予備群を減少させることを目的に受診率を向上させる必要がある。	① 特定健診受診率向上事業 ② 特定保健指導実施率向上事業
要介護認定率及び要介護者の有病率に着目した分析	介護保険の第1号被保険者における要介護認定率は、全国より高い状況にあり、要介護者の有病率は筋・骨格、心臓病、高血圧症、糖尿病のいずれもが、全国より高い状況にある。壮年期からの高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防や介護予防が必要である。	⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業
重複多剤投与者に着目した分析	1万人当たり重複投与者数については、全国より高い状況にあり、多剤投与者についても一定数いる。医療費適正化、健康増進の観点から、専門家の支援を得ながら服薬指導する必要がある。	④ 重複・多剤服薬者対策事業
後発医薬品使用割合に着目した分析	後発医薬品の使用については、一部の市町において目標の数量シェア80%は達しているものの、全市町は達成していない。医療費適正化の観点から、数量ベースだけでなく、国が示す金額ベースでの目標に沿って後発医薬品の使用を推進する必要がある。	⑤ 後発医薬品使用促進事業

【参考】令和4年度の状況

太字 国より高い

国より低い

No.	項目	単位	県	同規模	国
1	平均余命（男）	年	81.5	81.4	81.7
2	平均余命（女）	年	87.4	87.7	87.8
3	死因（脳血管疾患）	%	6.7	-	7.3
4	死因（虚血性心疾患）	%	3.1	-	4.7
5	死因（糖尿病）	%	1.3	-	1.0
6	要介護認定率（第1号）	%	20.4	19.4	19.4
7	要介護支援認定者の有病状況（筋・骨格）	%	59.0	55.1	53.4
8	要介護支援認定者の有病状況（心臓病）	%	65.0	62.6	60.3
9	要介護支援認定者の有病状況（高血圧症）	%	56.6	55.0	53.3
10	要介護支援認定者の有病状況（糖尿病）	%	26.5	24.2	24.3
11	1人当たり月額医療費	円	35,050	31,901	29,043
12	入院医療費点数（筋・骨格）	千点	17,969	-	18,514
13	入院医療費点数（狭心症）	千点	3,534	-	3,771
14	入院医療費点数（高血圧症）	千点	326	-	393
15	入院医療費点数（糖尿病）	千点	1,585	-	1,690
16	外来医療費点数（筋・骨格）	千点	24,162	-	25,747
17	外来医療費点数（狭心症）	千点	1,714	-	1,908
18	外来医療費点数（高血圧症）	千点	12,328	-	15,170
19	外来医療費点数（糖尿病）	千点	25,107	-	25,992
20	1千人当たり患者数（筋・骨格）	人	465.6	436.1	408.6
21	1千人当たり患者数（狭心症）	人	71.4	63.9	61.8
22	1千人当たり患者数（高血圧症）	人	441.2	459.4	414.4
23	1千人当たり患者数（糖尿病）	人	255.1	245.4	229.7
24	1千人当たり新規患者数（筋・骨格）	人	62.8	61.1	61.7
25	1千人当たり新規患者数（狭心症）	人	2.9	2.7	2.8
26	1千人当たり新規患者数（高血圧症）	人	13.6	14.0	13.5
27	1千人当たり新規患者数（糖尿病）	人	14.3	13.7	13.9
28	メタバ率	%	23.2	21.4	20.6
29	特定健診受診率	%	43.9	-	-
30	特定保健指導実施率	%	28.6	-	-
31	1万人当たり重複投与者数	人	93.4	-	69.5 (※R3.3月)
32	1万人当たり多剤投与者数	人	26.5	-	-
33	後発医薬品使用割合（数量シェア）	%	77.2	-	-

【出典】

KDB帳票「地域の全体像の把握」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 1, 2, 6～10、28】

KDB帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 11】

KDB帳票「医療費分析（1）細小分類」

（R4年度累計、国保組合含まない、令和5年9月22日現在）【No. 12～27】

国保連合会 特定健診データ管理システム－特定健診・特定保健指導実施結果集計表【No. 29, 30】

厚生労働省 令和5年度保険者努力支援制度（取組評価）の市町村分資料【No. 31, 32】

※R4.3月全国国保主管課長会議資料より

厚生労働省 令和3年人口動態調査【No. 3～5】

厚生労働省 医療費に関するデータの見える化について－保険者別の後発医薬品の使用割合【No. 33】

(2) 健康課題の全体像の整理

死亡・要介護状態	
平均余命 平均自立期間	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の平均余命は81.3年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.4年である。女性の平均余命は85.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-2.0年である。(図表2-1-2-1) ・男性の平均自立期間は80.3年で、国・県より長い。国と比較すると、+0.2年である。女性の平均自立期間は83.8年で、国・県より短い。国と比較すると、-0.6年である。(図表2-1-2-1)
死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な重篤な疾患について、令和3年の死因別の順位と割合をみると、「虚血性心疾患」は第10位(2.5%)、「脳血管疾患」は第2位(5.9%)、「腎不全」は第12位(2.0%)と、いずれも死因の上位に位置している。(図表3-1-1-1) ・平成25年から平成29年までの重篤な疾患の標準化死亡比は、急性心筋梗塞92.4(男性)80.2(女性)、脳血管疾患97.0(男性)84.4(女性)、腎不全101.0(男性)110.7(女性)。(図表3-1-2-1・図表3-1-2-2)
介護	<ul style="list-style-type: none"> ・平均余命と平均自立期間の差は、男性は1.0年、女性は2.0年となっている。(図表2-1-2-1) ・介護認定者における有病割合をみると「心臓病」は62.0%、「脳血管疾患」は23.8%であり、これらの重篤な疾患に進行する可能性のある基礎疾患の有病割合は「糖尿病」(22.8%)、「高血圧症」(54.3%)、「脂質異常症」(29.5%)である。(図表3-2-3-1)

生活習慣病重症化		
医療費	・入院	<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業により予防可能な疾患について入院医療費の上位をみると、「脳梗塞」が11位(2.8%)となっている。これらの疾患の受診率をみると、「脳梗塞」が国の1.4倍となっている。(図表3-3-2-2・図表3-3-2-3) ・重篤な疾患の患者は、基礎疾患(「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」)を有している人が多い。(図表3-3-5-1)
	・外来(透析)	<ul style="list-style-type: none"> ・「腎不全」の外来医療費は、外来医療費全体の9.8%を占めている。(図表3-3-3-1) ・生活習慣病における重篤な疾患のうち「慢性腎臓病(透析あり)」の受診率は、国より高い。(図表3-3-4-1) ・「慢性腎臓病(透析あり)」患者のうち、「糖尿病」を有している人は58.6%、「高血圧症」は86.2%、「脂質異常症」は41.4%となっている。(図表3-3-5-1)
	・入院・外来	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な生活習慣病の医療費に絞って疾病別構成割合をみると、「脳梗塞」「心筋梗塞」の後期の総医療費に占める割合は、同疾患の国保の総医療費に占める割合と比べて大きい。(図表3-5-3-2)

▲ ◀重症化予防

生活習慣病		
医療費	・外来	<ul style="list-style-type: none"> ・「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」及び「慢性腎臓病(透析なし)」の外来受診率は、いずれも国より高い。(図表3-3-4-1) ・令和4年度3月時点の被保険者における基礎疾患の有病者数及びその割合は、「糖尿病」が769人(13.2%)、「高血圧症」が1,354人(23.3%)、「脂質異常症」が1,224人(21.1%)である。(図表3-3-5-2)
特定健診	・受診勧奨対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・受診勧奨対象者数は993人で、特定健診受診者の56.9%となっており、0.4ポイント減少している。(図表3-4-6-1) ・受診勧奨対象者のうち服薬が確認されていない人の割合は、血糖ではHbA1cが6.5%以上であった151人の29.1%、血圧ではⅠ度高血圧以上であった445人の54.8%、脂質ではLDL-Cが140mg/dL以上であった452人の75.2%、腎機能ではeGFRが45ml/分/1.73m²未満であった35人の14.3%である。(図表)

▲ ▶生活習慣病発症予防・保健指導

生活習慣病予備群・メタボリックシンドローム		
特定健診	<ul style="list-style-type: none"> ・メタボ該当者 ・メタボ予備群該当者 ・特定健診有所見者 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度のメタボ該当者は377人(21.6%)で増加しており、メタボ予備群該当者は200人(11.5%)で増加している。(図表3-4-3-2) ・令和4年度の特定保健指導実施率は25.9%であり、令和3年度までの実施率でみると国より低く県より高い。(図表3-4-4-1) ・有所見該当者の割合について、国を100とした標準化比は、男性では「BMI」「腹囲」「空腹時血糖」「中性脂肪」「LDL-C」「血清クレアチニン」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。女性では「BMI」「腹囲」「中性脂肪」「HDL-C」「ALT」の標準化比がいずれの年代においても100を超えている。(図表3-4-2-2・図表3-4-2-3)

▲ ▶早期発見・特定健診

不健康な生活習慣		
健康に関する意識	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の特定健診受診率は40.9%であり、令和3年度までの受診率でみると国より高く県より低い。(図表3-4-1-1) ・令和4年度の特定健診未受診者のうち、生活習慣病のレセプトが出ていない人は864人で、特定健診対象者の20.2%となっている。(図表3-4-1-3) 	
特定健診	・生活習慣	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診者の質問票の回答割合について、国を100とした標準化比は、男性では「睡眠不足」「1日1時間以上運動なし」「20歳時体重から10kg以上増加」の標準化比がいずれの年代においても高く、女性では「1日1時間以上運動なし」「食べる速度が速い」「歩行速度遅い」の標準化比がいずれの年代においても高い。(図表)

▲ ▶健康づくり ▶社会環境・体制整備

地域特性・背景	
善通寺市の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率は32.2%で、国や県と比較すると、高い。(図表2-1-1-1)

	<ul style="list-style-type: none"> ・国保加入者数は5,813人で、65歳以上の被保険者の割合は50.8%となっている。(図表2-1-5-1)
健康維持増進のための社会環境・体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一人当たり医療費は増加している。(図表3-3-1-1) ・重複処方該当者数は78人であり、多剤処方該当者数は18人である。(図表3-6-1-1・図表3-6-2-1) ・後発医薬品の使用割合は76.0%であり、県と比較して1.4ポイント低い。(図表3-6-3-1)
その他(がん)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪性新生物(「胃」「気管、気管支及び肺」「大腸」)は死因の上位にある。(図表3-1-1-1) ・5がんの検診平均受診率は国・県より高い。(図表3-6-4-1)

(3) わがまちの生活習慣病に関する健康課題

考察	健康課題
<p>◀重症化予防 保健事業により予防可能な重篤疾患をみると、善通寺市では虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全いずれの死因割合・SMRとも国と比べて同等もしくは低い。虚血性心疾患や脳血管疾患の入院受診率、慢性腎臓病（透析あり）の外來受診率は国と比べて高いことから、同疾患は、国と比べて多く発生はしているものの、治療により死亡は抑制できている可能性が考えられる。</p> <p>腎不全による死亡は国と比べて低い状況にあるものの、腎不全の受診率や入院および外來医療費、また、糖尿病の受診率および外來医療費は国と比べて高い水準にあるため、これらの疾患の発生頻度が高いことは、依然として課題である。</p> <p>外來治療の状況と合わせて見ると、虚血性心疾患・脳血管疾患・腎不全の原因となる動脈硬化を促進する糖尿病・高血圧症・脂質異常症の外來受診率が国と比べてやや高い。一方、特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っていて該当疾患に関する服薬が出ていないものが血糖（HbA1c6.5%以上）では約3割、血圧（I度高血圧以上）では約5割、血中脂質（LDL-C140mg/dL以上）では約8割存在している。</p> <p>これらの事実から、基礎疾患の有病者が外來治療に適切につながっていない結果、生活習慣病が重症化し、脳心血管疾患、糖尿病、および慢性腎臓病の発症につながっている可能性が考えられる。</p>	<p>#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。</p>
<p>◀発症予防 特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者割合は国と比べてやや高く、経年でみても横ばいである。有所見者についても、特に脂質において国と比べて高い割合となっている。</p> <p>また、特定保健指導実施率は最新年度において国と同等で、経年で見ると大きく低下していることから、特定保健指導の実施率が高まることで、メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させられ、生活習慣病への移行を抑止できる可能性が考えられる。</p>	<p>#2 メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上することが必要。</p>
<p>◀一次予防 特定健診受診率は国と比べて高く、経年でみると横ばいとなっている。一方、特定健診未受診者の内、約2割が生活習慣病の治療を受けておらず、健康状態が不明の状況にあるから、本来医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。</p>	<p>#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上することが必要。</p>
<p>◀健康づくり 特定健診受診者における質問票の回答割合を見ると、男女ともに毎日間食を1日1時間以上運動なしの割合が国と比べて多いことから、このような生活習慣が継続した結果、高血糖や高血圧、脂質異常の状態に至り、動脈硬化が進行した結果、最終的に脳心血管疾患や慢性腎臓病の発症に至る者が多い可能性が考えられる。</p>	<p>#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。</p>

(4) 一体的実施及び医療費適正化等に関する課題

考察	健康課題
<p>◀一体的実施 介護認定者における有病割合を見ると、糖尿病、高血圧・脂質異常症といった基礎疾患、心臓病、脳血管疾患といった重篤な疾患は前期高齢者に比べ後期高齢者の方が多い。また、医療費の観点では、高血圧症、脳梗塞、慢性腎臓病（透析あり）の医療費の総医療費に占める割合が国保被保険者よりも後期高齢者の方が多い。</p> <p>これらの事実から、国保被保険者への生活習慣病の重症化予防が、後期高齢者における重篤疾患発症の予防につながる可能性が考えられる。</p>	<p>#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。</p>
<p>◀服薬適正・医療費適正化 重複服薬者が78人、多剤服薬者が18人と、医療費適正化・健康増進の観点で服薬を適正化すべきと考える人が一定数存在する可能性がある。また、後発医薬品の使用割合は76.0%で、県の77.4%と比較して1.4ポイント低い。</p>	<p>#6 重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要。後発医薬品のさらなる利用促進が必要。</p>

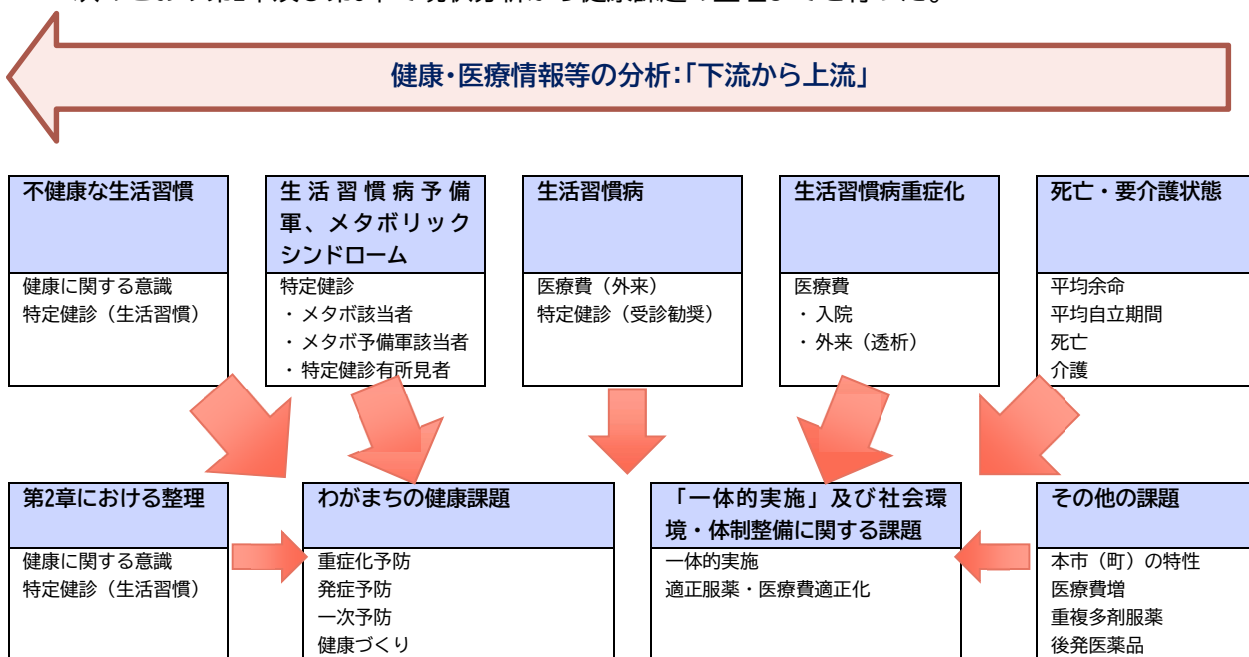
第4章 データヘルス計画の目的・目標

第3章では、「より多くの方が川の上流で健やかに生活できるよう」、「死亡・介護・医療・健診の順に川の下流から上流に向かって関連データを分析」した上で、第2章での現状の整理も踏まえて、健康課題の整理を行った。

整理した健康課題の改善・解消を目指して、保健事業として取り組むに当たっては、発症予防・重症化予防の観点から重要なことから、「川の上流から下流に向かって」段階に応じて、また、全ての段階で取り組む必要がある課題も考慮して、本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。

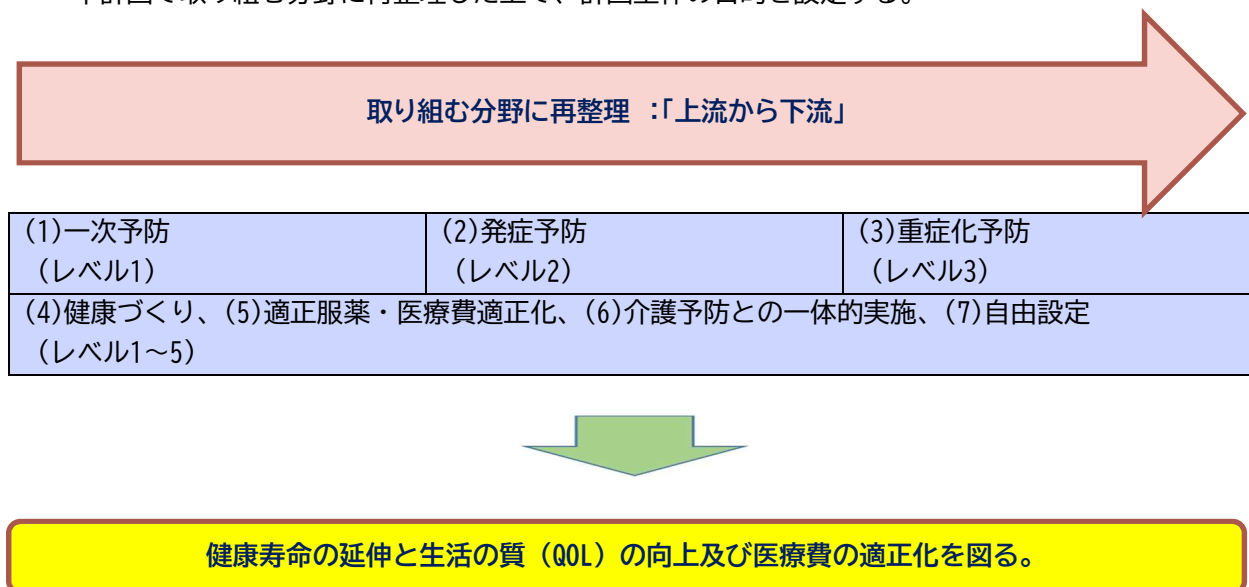
1 健康課題の整理まで

次のとおり第2章及び第3章で現状分析から健康課題の整理までを行った。



2 取り組む分野、計画全体の目的

本計画で取り組む分野に再整理した上で、計画全体の目的を設定する。



3 分野別の目標設定

取り組む分野ごとに目標を設定し、各目標を達成することで、本計画全体の目的の実現を目指す。取り組む分野ごとの目標は、次のとおりである。

計画全体の目的（6年後に目指したい姿）	
健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上及び医療費の適正化を図る	

目標を達成するために設定する分野(1) 一次予防	
目標	定期的な健診（検診）受診により、生活習慣病の早期発見することができる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率向上事業 ・特定健診未受診者対策事業

目標を達成するために設定する分野(2) 発症予防	
目標	特定健診で異常値を示した方に対し、保健指導を実施することで生活習慣病の発症を予防することができる。内臓脂肪症候群該当者・予備群該当者が減少する。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導実施率向上事業

目標を達成するために設定する分野(3) 重症化予防	
目標	特定健診結果等で受診勧奨判定値を超えた方に対し、医療機関への受診勧奨を実施することで、生活習慣病の重症化を防ぐことができる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病重症化予防対策事業 ・KKDA医療受診勧奨推進事業 ・KKDA保健指導推進事業

目標を達成するために設定する分野(4) 健康づくり	
目標	生活習慣病予防のために食生活や運動習慣などの生活習慣を改善することで、健康を維持・増進することができる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進対策（こころとからだ）運動推進事業 ・健康増進対策（こころとからだ）食生活改善推進事業 ・健康増進対策（こころとからだ）健康相談事業

目標を達成するために設定する分野(5) 適正服薬・医療費適正化	
目標	適正服薬を促すことで、薬による健康被害を防ぎ、医療費の負担を軽減することができる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・重複・多剤等服薬者対策事業 ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）使用推進事業

目標を達成するために設定する分野(6) 一体的実施	
目標	早期からフレイル予防を実施することで要介護状態となることを防ぎ、また、生活習慣病の発症予防、重症化予防により健康寿命を延伸させることができる。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ） ・通いの場等への積極的な関与（ポピュレーションアプローチ）

4 目的・目標を達成するための戦略

本計画の目的・目標を達成するために、被保険者の利便性向上や効率的な事業の実施のため、情報通信技術の活用、委託事業者の活用のほか、県、国民健康保険運営協議会、国民健康保険団体連合会支援・評価委員会などの外部有識者の支援を受け、より効果的な取組を行う。

第5章 保健事業の内容

1 課題解決のための保健事業

第2期に実施した保健事業の振り返りを行った上で、第3期データヘルス計画における目的・目標を達成するための保健事業を整理した。

(1) 一次予防

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	一次予防に関連するデータヘルス計画の目標	
短期	C	特定健診受診率向上	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
B	特定健診受診率	特定健診受診率向上事業	(1)特定健診受診勧奨(ポピュレーションアプローチ) 〔対象者〕 特定健診対象者 〔実施内容〕 ポスターの掲示による受診勧奨
C	目標値：60.0% 結果：40.9%	特定健診未受診者対策事業	(2)特定健診未受診者勧奨 〔対象者〕 特定健診対象者のうち未受診者 〔実施内容〕 ①はがきによる受診勧奨 ②電話による受診勧奨



第3期計画における一次予防に関連する健康課題
#3 今以上に適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上することが必要。
第3期計画における一次予防に関連するデータヘルス計画の目標
特定健診受診率向上 対象者が健診（検診）を受診することで、生活習慣病を早期発見することができ、保健指導や医療機関受診に繋げることで、生活習慣病の発症を予防することができる。



第3期計画における一次予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
医師会等の関係機関との連携にて、健診（検診）を継続して行う。対象者が受診しやすいよう、実施体制の改善を図る。健診受診率向上のために、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチをあわせて実施する。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#3	継続	✓	特定健診受診率向上事業	(1)特定健診受診勧奨(ポピュレーションアプローチ) 〔対象者〕 特定健診対象者 〔実施内容〕 ポスター掲示による受診勧奨
#3	継続	✓	特定健診未受診者対策事業	(2)特定健診未受診者勧奨(ハイリスクアプローチ) 〔対象者〕 特定健診未受診者 〔実施内容〕 ①通知等による受診勧奨・再勧奨

① 特定健診受診率向上事業（ポピュレーションアプローチ）

実施計画							
事業概要	健診についてひとりでも多く知り、対象者が健診受診に繋がるようポスター掲示を行う。また他の検診と同時実施できることを周知することで、対象者にとっても受診しやすく、新規受診者の向上、継続受診者の向上によって、更なる受診率の向上に繋げていく。						
対象者	40～74歳の国保加入者、市民						
ストラクチャー	(実施体制) 保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺市医師会、善通寺歯科医師会、香川県国民健康保険団体連合会、香川県、商工会議所						
プロセス	〔実施方法〕ポスター掲示による受診勧奨（業者委託） 市内公共機関や商工会議所等にポスター掲示を行う。 〔対象者〕40～74歳の国保加入者、その他市民						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	事業実施における体制や実施方法等に関する検討会の開催：年1回以上実施						
事業アウトプット	【特定健診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
事業アウトカム	【特定健診未受診者の割合】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	59.1%	55.0%	52.0%	49.0%	46.0%	43.0%	40.0%
評価時期	各年度末						

② 特定健診未受診者対策事業（ハイリスクアプローチ）

実施計画							
事業概要	40歳以上の特定健診対象者のうち当該年度未受診者に対し、受診勧奨を行う。受診効果を得るために、受診勧奨対象者の対象者選定をして受診率向上に努める。						
対象者	40歳～74歳の国保加入者						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当)計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺医師会、香川県国民健康保険団体連合会、香川県						
プロセス	〔実施方法〕通知等による特定健診受診勧奨（業者委託） 〔対象者〕特定健診未受診者						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	事業実施における体制や実施方法等に関する検討会の開催：年1回以上実施						
事業アウトプット	【特定健診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
事業アウトカム	【特定健診未受診者の割合】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	59.1%	55.0%	52.0%	49.0%	46.0%	43.0%	40.0%
評価時期	各年度末						

(2) 発症予防

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	発症予防に関連するデータヘルス計画の目標	
短期	C	特定保健指導実施率の向上	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	特定保健指導実施率 目標値：60% 結果：23.2%	特定保健指導実施率向上事業	〔対象者〕 特定健診受診者のうち特定保健指導該当となった方 〔実施方法〕 委託または直営による保健指導の実施 委託：人間ドック委託医療機関での保健指導 直営：個別保健指導、集団教室での保健指導 〔案内方法〕 個別通知等による事業紹介
		特定保健指導未利用者対策事業	〔対象者〕 特定保健指導対象者のうち未利用者 〔実施方法〕 直営による保健指導の実施 集団教室での保健指導：個別通知による教室への案内 個別保健指導：訪問等による保健指導の実施

第3期計画における発症予防に関連する健康課題
#2 メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を事情することが必要。 生活習慣病の発症を予防のために、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させる必要がある。そのために、特定保健指導対象者に対し、個々に合った効果的な保健指導を実施すること、特定保健指導実施率を向上させることが必要。
第3期計画における発症予防に関連するデータヘルス計画の目標
(1) 特定保健指導実施率の向上 (2) 特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群該当者の減少 (3) 特定健診受診者のうち、内臓脂肪症候群予備群の減少

第3期計画における発症予防に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
内臓脂肪症候群該当者及び予備群の方の割合に改善がみられず、継続した保健指導の実施が必要である。特定保健指導実施率に伸び悩みもみられることから、対象者へのアプローチの工夫や事業体制や内容を改善し取り組んでいく。委託医療機関との連携を強化し、特定保健指導終了までの実施体制等にも検討を行っていく。また、未利用者に対するアプローチにも力を入れていくことで、実施率を向上させていく。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#2	継続	✓	特定保健指導実施率向上事業	〔対象者〕 特定健診受診者のうち特定保健指導該当となった方 〔実施方法〕 委託または直営による保健指導の実施 委託：人間ドック委託医療機関での保健指導 直営：個別保健指導、集団教室での保健指導 〔案内方法〕 個別通知等による事業への案内
#2	継続	✓	特定保健指導未利用者対策事業	〔対象者〕 特定保健指導対象者のうち未利用者 〔実施方法〕 直営による保健指導の実施（勧奨・再勧奨） 集団教室での保健指導：個別通知による教室への案内 個別保健指導：訪問等による保健指導の実施 〔関係機関との連携〕 特定保健指導に関して情報共有・連携の実施 人間ドック委託医療機関での拒否者や継続困難者に対し、市でのフォローを行う。

① 特定保健指導実施率向上事業

実施計画							
事業概要	特定保健指導対象者に対し、生活習慣病発症予防のために対象者の生活習慣の改善等について特定保健指導を実施する。						
対象者	特定健診対象者のうち、特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）該当者となった方						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、特定保健指導委託医療機関、善通寺市医師会、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	〔対象者〕特定健診受診者のうち特定保健指導該当となった方 〔実施方法〕委託または直営による保健指導の実施 委託：人間ドック委託医療機関での保健指導 直営：個別保健指導、集団教室での保健指導 〔案内方法〕個別通知等による事業への案内						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【特定保健指導実施率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	23.2%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
事業アウトカム	【特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15.7%	16.0%	17.0%	18.0%	19.0%	20.0%	21.0%
	【内臓脂肪症候群該当者の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%	20.8%	20.6%	20.4%
	【内臓脂肪症候群予備群の割合(%)】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
11.5%	11.4%	11.2%	11.0%	10.8%	10.6%	10.4%	
評価時期	各年度末 ※最終集計については、法廷報告完了時期に最終評価						

② 特定保健指導未利用者対策事業

実施計画							
事業概要	特定保健指導未利用者に対し、集団もしくは訪問等による特定保健指導を実施することで、特定保健指導実施率を向上させる。						
対象者	特定保健指導対象者のうち未利用者						
ストラクチャー	(実施体制) 保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕 保健福祉部保健課、特定保健指導委託医療機関、善通寺市医師会、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	〔対象者〕 特定健診受診者のうち特定保健指導該当となった方 〔実施方法〕 直営による保健指導の実施 直営：個別保健指導、集団教室での保健指導 〔案内方法〕 個別通知等による事業への案内						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【特定保健指導実施率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	23.2%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
事業アウトカム	【特定保健指導(積極的支援レベル)の利用者の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	17.8%	18.0%	18.5%	19.0%	19.5%	20.0%	20.5%
	【特定保健指導(動機付け支援レベル)の利用者の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	27.9%	28.5%	29.0%	29.5%	30.0%	30.5%	31.5%
評価時期	各年度末 ※最終集計については、法廷報告完了時期に最終評価						

(3) 重症化予防

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標	
長期	C	新規人工透析導入患者の抑制	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	CKD保健指導実施率 目標値：前年度より増 結果：27.5%	KKDA慢性腎臓病(CKD)保健指導	〔対象者〕 KKDAにて抽出された保健指導対象者 〔実施方法〕 ①保健指導票の送付等 ②集団での予防教室または個別での保健指導を実施
C	CKD受診率 目標値：前年度より増 結果：49.2%	KKDA慢性腎臓病(CKD)受診勧奨	〔対象者〕 KKDAにて抽出された受診勧奨対象者 〔実施方法〕 ①受診勧奨票の送付等
C	中断者受診率 目標値：前年度より増 結果：24.1%	KKDA糖尿病治療中断者受診勧奨	〔対象者〕 KKDAにて抽出された受診勧奨対象者(レセプト情報にて糖尿病治療中断が疑われる者) 〔実施方法〕 ①受診勧奨票の送付 ②医療機関の報告書より「要保健指導」該当者に対する保健指導の実施
C	歯科保健指導実施率 目標値：前年度より増 結果：20.6%	KKDA歯科保健指導	〔対象者〕 KKDAにて抽出された保健指導対象者 〔実施方法〕 ①保健指導票の送付 ②歯科医療機関にて保健指導の実施
C	歯科受診率 目標値：前年度より増 結果：10.0%	KKDA歯科受診勧奨	〔対象者〕 KKDAにて抽出された受診勧奨対象者 〔実施方法〕 ①受診勧奨票の送付

第3期計画における重症化予防に関連する健康課題

#1 重篤な疾患の発症を防ぐことを目的に、健診を受診し受診勧奨判定値を超えたものに対して適切な医療機関の受診を促進することが必要。

第3期計画における重症化予防に関連するデータヘルス計画の目標

特定健診で受診勧奨判定値を超えた方等に対し、医療機関への受診勧奨を実施することで、生活習慣病の重症化を防ぐことができる。また、保健指導域の方にも適切な介入をすることで、受診勧奨域への以降を予防することが必要。

糖尿病介入者(受診勧奨通知送付者)の改善(HbA1c)％
糖尿病性腎症+受診なし(腎症4期+腎症3期)の人数減少
糖尿病基準該当+受診なし(腎症2期以下+腎症病期不明)の人数減少

第3期計画における重症化予防に関連する保健事業

保健事業の方向性

新規人工透析患者数・割合の抑制を継続して目標とする。
循環器疾患の発症の抑制にも取り組み、生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための適切な医療受診勧奨における取組を促進していく。

健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#1	継続	✓	生活習慣病重症化予防対策事業	〔対象者〕 健診結果に基づき、糖尿病ハイリスク状態にある者、循環器病等ハイリスク状態にある者 〔実施方法〕 集団での健康教育、個別による保健指導を実施。 〔案内方法〕 個別通知等による事業への案内
#2	継続	✓	KKDA受診勧奨	〔対象者〕 KKDAツールシステムを活用し抽出された歯周病の疑い、慢性腎臓病(CKD)の疑いのある方 ・糖尿病受診勧奨

				<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病受療中断者受診勧奨 ・歯科受診勧奨 ・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨 <p>〔実施方法〕 受診勧奨対象者に対し受診勧奨票を送付する。未受診の者に対しては再勧奨を行う。※糖尿病</p>
#1	継続	✓	KKDA保健指導	<p>〔対象者〕 KKDAツールシステムを活用し抽出された歯周病の疑い、慢性腎臓病(CKD)の疑いのある方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健指導 ・慢性腎臓病(CKD)予防保健指導 <p>〔実施方法〕 保健指導対象者に対し保健指導票を送付する。 歯科保健指導は歯科医療機関にて、慢性腎臓病(CKD)保健指導は専門職による保健指導を実施。保健指導未実施の者に対しては再勧奨を行う。</p>

① KKDA医療受診勧奨推進事業

実施計画							
事業概要	特定健診の結果やレセプト情報より、糖尿病重症化予防や腎機能低下により重症化予防が必要だと思われる方に対し、医療受診勧奨を行います。糖尿病患者や糖尿病予備群の早期発見、または、糖尿病予備群レベルの対象者に対する生活習慣病の改善、合併症の予防のために早期治療に繋げ、重症化予防を図る。						
対象者	①糖尿病受診勧奨：特定健診の結果、HbA1c値が6.5%以上の方 ②歯科受診勧奨：特定健診の結果より、歯周病の疑いのある方 ③慢性腎臓病(CKD)受診勧奨：特定健診の結果、eGFR値が45ml/min/1.73m ² 未満、または蛋白尿(2+)以上で、CKD予防のために医療機関への受診が必要だと思われる人 ④循環器病受診勧奨：③のうち高血圧症の疑いのある方						
ストラクチャー	【実施体制】保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 【関係機関】保健福祉部保健課、善通寺市医師会、人間ドック委託医療機関、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	【実施方法】KKDAより対象者抽出。受診勧奨票を対象者に送付。医療機関からの報告書で「要保健指導」となった場合は、市での保健指導を実施する。未受診者に対して、再受診勧奨を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【糖尿病医療受診勧奨対象者の受診率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	24.1%	24.5%	25.0%	25.5%	26.0%	26.5%	27.0%
	【慢性腎臓病(CKD)医療受診勧奨対象者の受診率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	49.2%	50.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
	【歯周病受診勧奨対象者の受診率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	10.0%	12.0%	14.0%	16.0%	18.0%	20.0%	22.0%
	【循環器病受診勧奨対象者の受診率(%)】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
55.0%	56.0%	58.0%	60.0%	62.0%	64.0%	66.0%	
事業アウトカム	【人工透析患者率(%) ※人工透析を受けた患者率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	【糖尿病介入者(受診勧奨通知送付者の改善状況(HbA1c)(%))】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3.4%	3.6%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%	4.6%
	【CKDステージが維持又は改善(ステージ変化なし又は下降)した者の割合(受診勧奨)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	71.4%	71.6%	71.8%	71.8%	72.0%	72.2%	72.4%
	【糖尿病性腎症+受診なし(腎症4期+腎症3期)の人口減少】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
【糖尿病基準該当+受診なし(腎症2期以下+腎症病期不明)の人数減少】							
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
26人	25人	24人	23人	22人	21人	20人	
【糖尿病治療中断中 健診未受診者(人)の減少】							

	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	35	34	33	32	31	30	29
評価時期	各年度末						

② KKDA保健指導推進事業

実施計画							
事業概要	健診結果により、慢性腎臓病の疑いや歯周病の疑いのある方に対し、保健指導票を送付。対象者にあった保健指導を実施することで、生活習慣病予防及び重症化予防を図る。						
対象者	※KKDAツール要件定義を活用し対象者抽出 〔歯科保健指導〕 特定健診の質問項目より歯周病の疑いのある方 〔慢性腎臓病(CKD)予防保健指導〕 特定健診の結果によりeGFR値が50以上60未満の者(70歳以上はeGFR値が40以上60未満の者)又は尿蛋白が1+の者						
ストラクチャー	〔実施体制〕 保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕 保健福祉部保健課、善通寺市医師会、人間ドック委託医療機関、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	〔実施方法〕 保健指導票を対象者に送付。 ①歯科保健指導：歯科医療機関において保健指導を実施する。未実施者に対して、再勧奨を行う。 ②慢性腎臓病(CKD)予防保健指導：専門職による保健指導及び健康相談の実施。個別または集団にて保健指導を実施することで、対象者にあった介入を行う。 ③循環器病保健指導：専門職による保健指導及び健康相談の実施。個別または集団にて保健指導を実施することで、対象者にあった介入を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【歯科保健指導実施率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	20.6%	22.0%	24.0%	26.0%	28.0%	30.0%	32.0%
	【慢性腎臓病(CKD)予防保健指導実施率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	28.1%	30.0%	32.0%	34.0%	36.0%	38.0%	40.0%
事業アウトカム	【生活習慣病リスク保有者(血糖)の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	51.4%	51.2%	51.0%	50.8%	50.6%	50.4%	50.2%
	【生活習慣病リスク保有者(血圧)の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	61.8%	61.6%	61.4%	61.2%	61.0%	60.8%	60.6%
事業アウトカム	【生活習慣病リスク保有者(脂質)の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	46.2%	46.0%	45.8%	45.6%	45.4%	45.2%	45.0%
評価時期	各年度末						

(4) 健康づくり

第2期計画における取組と評価			
目標分類	評価	健康づくりに関連するデータヘルス計画の目標	
短期	C	生活習慣病予防のために食習慣や運動習慣などの生活習慣を改善することで、健康を維持・増進することができる。	
事業評価	事業アウトカム	個別事業名	事業の概要
C	事業参加者数 目標値：前年度より増 結果：横ばい	健康増進対策(こころとからだ) 運動推進事業	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために運動習慣の見直しや改善、獲得ができるよう、健康教室や講座を開催。
		健康増進対策(こころとからだ) 食育推進事業	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために、食習慣の見直しや改善ができるよう、健康教室や講座を開催。
		健康増進対策(こころとからだ) 健康相談事業	市役所にて、保健師や栄養士が健康に関する相談を実施。年に1回程度体組成測定実施。 (その他) 栄養相談：メールや面談による栄養相談・指導を実施 出張市役所と同時に保健師による健康相談を実施

第3期計画における健康づくりに関連する健康課題
#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。 生活習慣病予防や重症化予防のために、対象者の食習慣や運動習慣、生活スタイルの見直しと改善が必要。
第3期計画における健康づくりに関連するデータヘルス計画の目標
対象者が食習慣や運動習慣を見直し、改善することで、健康を維持・増進することができる。

第3期計画における健康づくりに関連する保健事業				
保健事業の方向性				
生活習慣の見直しや改善をし、対象者自身が継続した取組みが行えるように、健康教室の継続実施 市民が健康に関する相談がしやすいような体制づくりの構築 対象者に対し継続的な支援が行えるよう、フォロー体制の再構築				
#4 生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、被保険者における食習慣、運動習慣の改善が必要。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#4	継続	✓	健康増進対策 (こころとからだ) 運動推進事業	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために運動習慣の見直しや改善、獲得ができるよう、健康教室や講座を開催。 ・健康づくり講座 ・知っ得講座(運動) ・健康器具指導
#4	継続	✓	健康増進対策 (こころとからだ) 食生活推進事業	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために、食習慣の見直しや改善ができるよう、健康教室や講座を開催。 ・健康づくり講座 ・知っ得講座(栄養) ・ヘルススクール ・食改養成講座 ・減塩教室 等
#4	継続		健康増進対策 (こころとからだ)	保健師や栄養士が健康に関する相談を実施。 いきいき健康相談：月1回程度、市役所にて実施

		健康相談事業	<p>年に1-2回程度体組成測定実施</p> <p>個別健康相談：面談や電話などで保健師が随時実施</p> <p>個別栄養相談：メールや面談による栄養相談・指導を実施 出張市役所と同時に保健師による健康相談を実施</p> <p>個別運動相談：運動に関する健康相談の実施</p> <p>出張健康相談：出張市役所にあわせて保健師による健康相談の実施</p>
--	--	--------	--

① 健康増進対策(こころとからだ) 運動推進事業

実施計画							
事業概要	運動習慣の見直しや改善ができるよう、運動に関する周知や健康教育を実施する。また、運動習慣のない方が運動習慣を獲得することができるよう、運動指導等を行うことで、健康の維持・増進や疾病予防、QOL(生活の質)の向上を見込む。						
対象者	市民						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課：計画立案、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺市医師会、健診委託医療機関(個別・人間ドック)						
プロセス	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために運動習慣の見直しや改善、獲得ができるよう、健康教室や講座を開催。また、自身の健康管理のため、定期健診の必要性について周知する。 ・知っ得講座(運動)：運動習慣が獲得できるよう運動に関する講座(実践) ・健康器具指導：地区公民館にて運動指導者によるトレーニング器具指導の実施						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置:100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施:100%						
プロセス	事業内容や実践方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【健康教室参加者数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	320	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増
事業アウトカム	【特定健診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
	【内臓脂肪症候群該当者の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%	20.8%	20.6%	20.4%
事業アウトカム	【特定健診質問票における生活習慣を改善する意欲なしの割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	22.2%	22.0%	21.8%	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%
評価時期	各年度末						

② 健康増進対策(こころとからだ) 食生活改善推進事業

実施計画							
事業概要	食習慣の見直しや改善ができるよう、食習慣に関する周知や健康教育を実施する。また、バランスの良い食習慣が送れるように、栄養指導等行うことで、健康の維持・増進や疾病予防、QOL(生活の質)の向上を見込む。						
対象者	市民						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課：計画立案、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺市医師会、健診委託医療機関(個別・人間ドック)						
プロセス	市民が自らの健康に気を配り、健康の維持・増進のために食習慣の見直しや改善、バランスの良い食習慣の獲得ができるよう、健康教室や講座を開催。また、自身の健康管理のため、定期健診の必要性について周知する。 ・知っ得講座(栄養)：運動習慣が獲得できるよう運動に関する講座(実践) ・ヘルススクール：20～59歳までの若い年齢層を対象とした、健康について関心をもってもらうために講話を行う。2,000円/人 ・食改養成講座：食生活改善推進員になるための講座(受講料4,000円/人) ・減塩教室 等						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置:100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施:100%						
プロセス	事業内容や実践方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【食生活改善推進事業参加者数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	2,964人	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増
事業アウトカム	【特定健診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
	【内臓脂肪症候群該当者の割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%	20.8%	20.6%	20.4%
事業アウトカム	【特定健診質問票における生活習慣を改善する意欲なしの割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	22.2%	22.0%	21.8%	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%
評価時期	各年度末						

③ 健康増進対策(こころとからだ) 健康相談事業

実施計画							
事業概要	市民が健康に関する相談ができ、健康のための取組みが行えるよう、保健師や栄養士による健康相談を実施。栄養や運動など対象者にあった内容の相談や出張による健康相談も実施することで、ひとりでも多くの方が相談できるようにする。						
対象者	市民						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課：計画立案、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺市医師会、健診委託医療機関(個別・人間ドック)						
プロセス	保健師や栄養士が健康に関する相談を実施。健康の維持・増進に関する普及啓発も実施する。 〔周知方法〕チラシの配布、広報誌等による周知 いきいき健康相談：月1回程度、市役所にて実施 年に1-2回程度体組成測定実施 個別健康相談：面談や電話などで保健師が随時実施 個別栄養相談：面談やメールによる栄養相談・指導を実施 個別運動相談：運動に関する健康相談の実施 出張健康相談：出張市役所等にあわせて保健師による健康相談の実施						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	事業実施における体制や実施方法等に関する検討会の開催：年1回以上実施						
事業アウトプット	【健康相談実施者数】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	3,359人	3,500人	3,600人	3,700人	3,800人	3,900人	4,000人
事業アウトカム	【特定健診質問票における生活習慣を改善する意欲なしの割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	22.2%	22.0%	21.8%	21.6%	21.4%	21.2%	21.0%
	【特定健診実施率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
評価時期	各年度末 ※最終集計については、法廷報告完了時期に最終評価						

(5) 適正服薬・医療費適正化

第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連する健康課題	
#6	重複・多剤服薬者に対して服薬の適正化が必要
第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連するデータヘルス計画の目標	
	重複服薬者・多剤服薬者への減少 後発医薬品使用割合の向上



第3期計画における適正服薬・医療費適正化に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
第2期では、重複服薬者・多剤服薬者についての記載はなかったが、第1期より継続して実施しており、第3期においても継続する。重複・多剤服薬者へ適正服薬を促すことで、薬による健康被害を防ぎ、医療費の負担を軽減することができる。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#6	継続	✓	服薬適正化促進事業	〔対象者〕 重複服薬・多剤服薬が継続的に確認される被保険者 〔方法〕 ①訪問等による服薬状況の把握と指導
#6	継続	✓	後発医薬品利用推進事業	〔対象者〕 後発医薬品の利用が少ない被保険者 〔方法〕 後発医薬品への切り替えに関する媒体の通知

① 服薬適正化推進事業

実施計画							
事業概要	重複服薬者等に対し、通知や専門職の介入等にて服薬の適正化に繋げる。						
対象者	重複服薬・多剤服薬が継続的に確認される国民健康保険被保険者 ・ 重複受診者：1か月間に同一疾病を理由に3医療機関以上に受診、かつ複数月、連続して受診している者 ・ 頻回受診者：1か月間に同一医療機関を15回以上受診している、かつ3か月連続して受診している者 ・ 重複投薬者：1か月間に同系薬品の処方日数の合計が60日を超えている、且つ3箇所還俗して超えている者 ・ 多剤・併用危険服薬者：複数医療機関から内服薬が長期(15日以上)処方されているかつ長期処方の内服薬が6種類以上または、併用禁忌薬剤を服薬している者						
ストラクチャー	【実施体制】 保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 【関係機関】 保健福祉部保健課、善通寺市医師会						
プロセス	【実施方法】 通知や訪問等による服薬状況の把握と指導						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【個別指導実施率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	16.67%	18.67%	20.67%	22.67%	24.67%	26.67%	28.67%
事業アウトカム	【重複投与者数(年間平均)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	71.6人	71.0人	70.0人	69.0人	68.0人	67.0人	66.0人
	【多剤投与者数(年間平均)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
14.67人	14.0人	13.0人	12.0人	11.0人	10.0人	9.0人	
評価時期	各年度末						

② 後発医薬品使用推進事業

実施計画							
事業概要	先発医薬品から後発医薬品に切り替えることで、医療費適正化が見込める被保険者に対して周知することで、事業効果を見込む。						
対象者	国民健康保険被保険者						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、普通寺市医師会						
プロセス	〔実施方法〕①後発医薬品推進に関わる媒体の配付						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【対象者への通知率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
事業アウトカム	【後発医薬品使用率（数量ベース）】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	77.7%	80%	80%	80%	80%	80%	80%
評価時期	各年度末						

③ 国保出前講座

実施計画							
事業概要	医療費適正化と生活習慣病予防および重症化予防について意識づけを行うことを目的とし、国保事務担当者と保健師が各地区健康推進員研修会に出向き、出前講座を実施する。						
対象者	市民						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部保健課(国保事務担当・保健事業担当者)：予算確保、計画立案、対象者抽出、事業実施、効果検証、評価 〔関係機関〕保健福祉部保健課、善通寺市医師会、香川県国民健康保険団体連合会						
プロセス	〔実施方法〕各地区健康推進員研修会にて出前講座を実施。医療費適正化と健康増進及び疾病予防の観点から、生活習慣病(糖尿病・歯周病・慢性腎臓病(CKD)・循環器病)の現状について周知し、生活習慣病予防及び重症化予防へのきっかけをつくる。パワーポイント等を使用し、参加者が分かりやすい内容で状況を伝える。使用するデータは、KDBデータ等を活用し、レセプトデータ及び健診結果から分析を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係機関への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	業務内容や実施方法の検討会の開催：年1回以上						
事業アウトプット	【国保出前講座実施地区数(地区)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	8地区/8地区中	8地区	8地区	8地区	8地区	8地区	8地区
	【国保出前講座参加者数(人)】						
開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
225人	250人	275人	300人	325人	350人	375人	
事業アウトカム	【特定健診受診率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	40.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%
	【人工透析患者率(%) ※人工透析を受けた患者率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%
	【血糖リスクありの割合(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	51.4%	51.0%	50.5%	50.0%	49.5%	49.0%	48.5%
評価時期	各年度末						

(6) 一体的実施

第3期計画における一体的実施に関連する健康課題
#5 将来の重篤な疾患の予防のために国保世代への重症化予防が必要。
第3期計画における一体的実施に関連するデータヘルス計画の目標
生活習慣病予防及び早期からフレイル予防を実施することで、要介護状態となることを防ぎ、健康寿命を延伸させることができる。



第3期計画における一体的実施に関連する保健事業				
保健事業の方向性				
一体的実施により、個別支援が必要な高齢者への介入を充実させ、現役世代から後期高齢者まで切れ目なく保健事業を実施し、生活習慣病重症化予防やフレイル予防に始め、健康寿命の延伸を図る。				
健康課題	継続/新規	優先事業	個別事業名	事業の概要
#5	継続	✓	高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)	生活習慣病ハイリスク者や健康不明者等に対し、訪問等による介入を行う。健診受診勧奨、医療受診勧奨、介護予防事業等に繋ぐ。
#5	継続	✓	通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)	高齢者(通いの場参加した者)を対象に、 ①健康教育・健康相談 保健師等が通いの場に出向き、健康教育・健康相談を行う。 個別支援が必要な者については、必要に応じ健診受診勧奨、医療受診勧奨、介護予防事業の紹介や介護保険サービスへの接続を行う。 ②フレイル状態の把握 保健師等が通いの場に出向き、参加者の健康状態の把握を行う。

① 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

実施計画							
事業概要	生活習慣病の重症化の恐れがある方や健診が未受診で医療機関にも受診していない、介護サービス等の利用が確認できない方等を対象に、保健師等の専門職が訪問等にて支援を行うことで、生活習慣病等の疾病予防や重症化予防等に取り組む。						
対象者	高齢者で個別的支援の必要なハイリスク者 ①重症化予防(受診勧奨)：後期高齢者医療制度被保険者のうち血糖・血圧コントロール不良かつ薬剤処方がない者 ②健康不明者：後期高齢者医療制度被保険者で健診受診なし、レセプト履歴なしかつ要介護認定なしの者						
ストラクチャー	【実施体制】保健福祉部高齢者課、保健福祉部保健課 【関係機関】善通寺市医師会、善通寺歯科医師会、善通寺薬剤師会、香川県後期高齢者医療広域連合会、国保連合会						
プロセス	【実施方法】 ・生活習慣病ハイリスク者に対し、受診勧奨や健康相談、保健指導を実施 ・健診未受診かつレセプト情報より医療受診の確認できない者に対し、健診受診勧奨を実施。必要時、医療受診勧奨や保健指導、健康相談も実施。 ・身体的フレイルハイリスク者に対し、介護予防事業等への勧奨を実施。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係者への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	事業実施における体制や実施方法等に関する検討会の開催：年1回程度						
事業アウトプット	【後期高齢者医療制度健康診査受診率(%)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	37.2%	37.5%	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%
事業アウトカム	【健康状態が「よくない」と回答した者の割合(質問票より)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1.5%	1.4%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%
	【平均自立期間(要介護2以上)】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	男80.3歳	男80.4歳	男80.5歳	男80.6歳	男80.7歳	男80.8歳	男80.9歳
	女83.8歳	女83.9歳	女84.0歳	女84.1歳	女84.2歳	女84.3歳	女84.4歳
評価時期	各年度末						

② 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

実施計画							
事業概要	高齢者の通いの場等でフレイル予防やオーラルフレイル予防、生活習慣病等の疾病予防や重症化予防等について、健康教育、健康相談や体力テスト等を行う。						
対象者	高齢者の通いの場の参加者						
ストラクチャー	〔実施体制〕保健福祉部高齢者課、保健福祉部保健課 〔関係機関〕善通寺市医師会、善通寺歯科医師会、善通寺薬剤師会、香川県後期高齢者医療広域連合会、国保連合会						
プロセス	〔実施方法〕保健師等の専門職が集いの場に出向き、フレイル予防や生活習慣病重症化予防等のための健康教育や健康相談、体力テスト等を行う。個別支援が必要な者については、必要に応じ健診の受診勧奨、医療受診勧奨、介護予防事業の紹介や介護保険サービスへの接続を行う。						
評価指標・目標値							
ストラクチャー	事業実施のための担当職員の配置：100% 関係者への事業周知・協力依頼等の実施：100%						
プロセス	事業実施における体制や実施方法等に関する検討会の開催：年1回程度						
事業アウトプット	【通いの場での健康教育の実施】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	15か所	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増	前年度より増
事業アウトカム	【後期健診受診率】						
	開始時	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	33.7%	35.5%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
評価時期	各年度末						

第6章 計画の評価・見直し

1 個別事業計画の評価・見直し

個別の保健事業の評価は年度ごとに行うことを基本として、計画策定時に設定した保健事業ごとの評価指標に基づき、事業の効果や目標の達成状況を確認する。県の標準指標についても同様とする。

目標の達成状況が想定に達していない場合は、ストラクチャーやプロセスが適切であったか等を確認の上、目標を達成できなかった原因や事業の必要性等を検討して、次年度の保健事業の実施やデータヘルス計画の見直しに反映させる。

2 個別保健事業の評価に基づくデータヘルス計画全体の評価・見直し

(1) 評価の時期

設定した評価指標に基づき、計画の最終年度のみならず、中間時点等計画期間の途中で進捗確認及び中間評価を実施する。また、計画の最終年度においては、その次の期の計画の策定を円滑に行うため、当該最終年度の上半期に仮評価を行う。

(2) 評価方法・体制

本計画は、中長期的な計画運営を行うものであることを踏まえ、短期では評価が難しいアウトカム（成果）指標を中心とした評価指標による評価を行う。

評価方法は、次の5段階評価とする。

区分	A：目標値に達した。
	B：目標値に達していないが改善した。（50%以上）
	C：目標値に達していないが少し改善した。（50%未満）
	D：良くなっていない。
	E：評価困難

評価に際しては、県や支援・評価委員会の支援を受ける。また、琴平町国民健康保険運営協議会において本計画に関する事項も報告し、意見聴取を行い事業に反映するよう努める。

第7章 計画の公表・周知

本計画は、広報やホームページ等で公表するとともに、本実施計画をあらゆる機会を通じて周知・啓発を図る。また、目標の達成状況等の公表に努め、本計画の円滑な実施等について広く意見を求めるものとする。

第8章 個人情報の取扱い

計画の推進に当たり、住民の個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」（令和4年1月（令和4年9月一部改正）個人情報保護委員会）に基づき、庁内等での利用及び外部委託事業者への業務委託等の各場面で、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう措置を講じる。

第9章 地域包括ケアに係る取組及びその他の留意事項

1 地域包括ケアの構築に向けた取組み

地域包括ケアシステムの構築に向け、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、介護・保健・福祉・住まい等部局横断的な議論の場へ参画することに加え、施策の実施に際しても積極的に関わる。

2 KDB・レセプトデータを活用した健康事業・介護予防・生活支援の対象となる被保険者の抽出

国民健康保険データベース（KDB）システム及びレセプトデータ等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、健康事業・介護予防・生活支援の対象者の抽出、受診勧奨等を行う。

第10章 第4期 特定健康診査等実施計画

1 計画の背景・趣旨

(1) 計画策定の背景・趣旨

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、保険者においては平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づき、特定健康診査（以下「特定健診」という。）及び特定保健指導の実施が義務付けられてきた。

善通寺市においても、同法律に基づき作成された特定健康診査等基本方針に基づき、実施計画を策定し、特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上に取り組んできたところである。

近年、全世代型社会保障の構築に向け、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、より効率的かつ効果的な特定健診及び特定保健指導の実施が求められている。令和5年3月に発表された「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」では、成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示され、成果（アウトカム）に着目したより効率的かつ効果的な事業運営が求められることとなった。

本計画は、第3期計画期間（平成30年度から令和5年度）が終了することから、国での方針の見直しの内容を踏まえ、善通寺市の現状を考慮した事業の運営を図ることを目的に策定するものである。

(2) 特定健診・特定保健指導を巡る国の動向

① エビデンスに基づく効率的かつ効果的な特定健診・特定保健指導の推進

わが国においては、厳しい財政状況の中、より効率的かつ効果的な財政運営が必要とされており、国を挙げてエビデンスに基づく政策運営が進められている。

特定健診及び特定保健指導に関しても、第3期中に、大規模実証事業や特定保健指導のモデル実施の効果検証を通じたエビデンスの構築、並びにエビデンスに基づく効果的な特定健診及び特定保健指導が推進されてきたところである。

「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」においても、特定健診及び特定保健指導の第一の目的は生活習慣病に移行させないことであることに立ち返り、対象者の行動変容につながり成果が出たことを評価するという方針で、成果の見える化と事業の効果分析に基づいた効果的な特定健診及び特定保健指導が求められることとなった。

② 第4期特定健診・特定保健指導の見直しの方向性

令和5年3月に発表された「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」での主な変更点は図表10-1-2-1のとおりである。

善通寺市においても、これらの変更点を踏まえて第4期特定健診及び特定保健指導を実施していく。

図表10-1-2-1：第4期特定健診・特定保健指導の主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減、その他目標を生活習慣病予防につながる行動変容（食習慣・運動習慣・喫煙習慣・休養習慣・その他生活習慣の改善）や腹囲1cm・体重1kg減と設定。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。時間に比例したポイント設定ではなく介入1回ごとの評価とし、支援Aと支援Bの区別は廃止。ICTを活用した場合も同水準の評価。特定健診実施後の特定保健指導の早期実施を新たに評価。 ・モデル実施は廃止。
	その他	①初回面接の分割実施の条件緩和 ・初回面接は、特定健診実施日から1週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱う。 ②生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・特定健診または特定保健指導開始後に服薬開始の場合、特定保健指導の対象者として分母に含めないことを可能とする。 ③生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況の確認、及び特定保健指導対象者からの除外 ・服薬中の者の特定保健指導対象者からの除外に当たり、確認する医薬品の種類、確認手順等を保険者があらかじめ定めている場合は、専門職以外でも事実関係の再確認と同意取得を行うことを可能とする。 ④運用の改善 ・看護師が特定保健指導を行える暫定期間を第4期期間においても延長する。

【出典】特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版） 改変

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年）から令和11年度（2029年）までの6年間である。

2 第3期計画における目標達成状況

(1) 全国の状況

特定健診及び特定保健指導の目標としては、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上、並びにメタボリックシンドローム該当者及びメタボリックシンドローム予備群該当者（以下、それぞれメタボ該当者、及びメタボ予備群該当者という。）の減少が掲げられている。

第3期計画においては、全保険者で特定健診受診率を令和5年度までに70.0%まで、特定保健指導実施率を45.0%まで引き上げることが目標とされていたが、令和3年度時点で全保険者の特定健診平均受診率は56.5%、特定保健指導平均実施率は24.6%となっており、目標値から大きく乖離して目標達成が困難な状況にある（図表10-2-1-1）。市町村国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率も、全保険者と同様の傾向となっている。

図表10-2-1-1：第3期計画における全保険者及び市町村国保の特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値及び実績

	全保険者		市町村国保				
	令和5年度 目標値	令和3年度 実績	令和5年度 目標値	令和3年度 実績			
				全体	特定健診対象者数		
			10万人以上		5千人以上 10万人未満	5千人未満	
特定健診平均受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%
特定保健指導平均実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、令和5年度までに平成20年度比25.0%以上減が目標として設定されていたが、令和3年度時点では13.8%減となっており、目標達成が厳しい状況にある（図表10-2-1-2）。

なお、メタボ該当者及びメタボ予備群該当者の減少率は、保険者ごとに目標設定されているものではなく、特定保健指導の効果を検証するための指標として保険者が活用することを推奨されているものである。

図表10-2-1-2：第3期計画におけるメタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率の目標値及び実績

	令和5年度 目標値 全保険者	令和3年度 実績 全保険者
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25.0%	13.8%

【出典】厚生労働省 特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）
厚生労働省 2021年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

※平成20年度と令和3年度の推定数の差分を平成20年度の推定数で除して算出

※推定数は、特定健診の実施率及び年齢構成比の変化による影響を排除するため、性・年齢階層別に各年度の特定健診受診者に占める出現割合に各年度の住民基本台帳の人口を乗じて算出

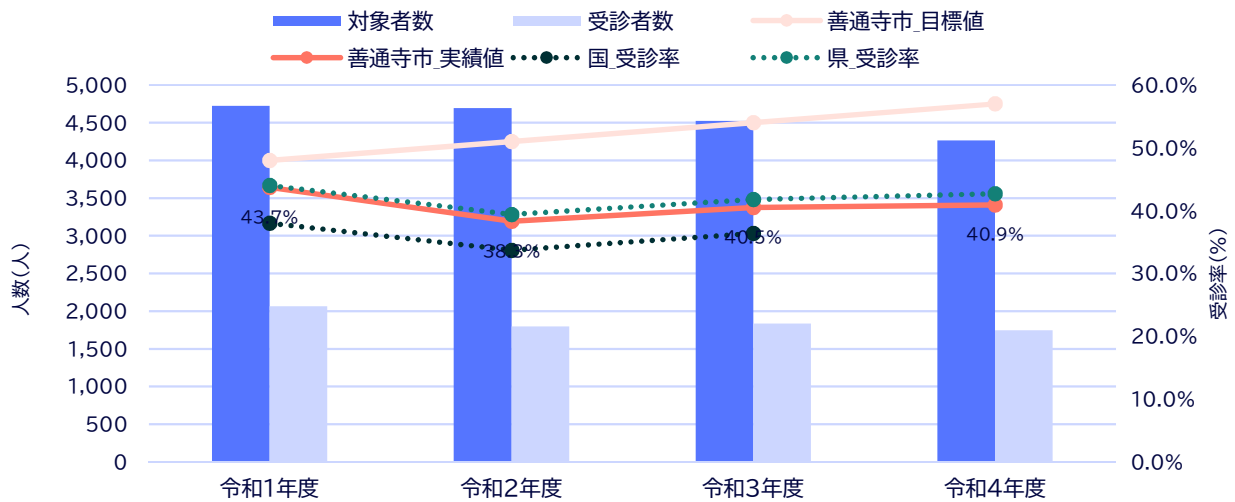
(2) 善通寺市の状況

① 特定健診受診率

第3期計画における特定健診の受診状況をみると（図表10-2-2-1）、特定健診受診率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では40.9%となっており、令和元年度の特定健診受診率43.7%と比較すると2.8ポイント低下している。令和3年度までで国や県の推移をみると、令和元年度と比較して令和3年度の特定健診受診率は低下している。

男女別及び年代別における令和元年度と令和4年度の特定健診受診率をみると（図表10-2-2-2・図表10-2-2-3）、男性では55-59歳で最も伸びており、50-54歳で最も低下している。女性では50-54歳で最も伸びており、70-74歳で最も低下している。

図表10-2-2-1：第3期計画における特定健診の受診状況（法定報告値）



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診率	善通寺市_目標値	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%
	善通寺市_実績値	43.7%	38.3%	40.5%	40.9%
	国	38.0%	33.7%	36.4%	-
	県	44.0%	39.4%	41.8%	42.7%
特定健診対象者数（人）		4,721	4,694	4,523	4,262
特定健診受診者数（人）		2,064	1,796	1,832	1,744

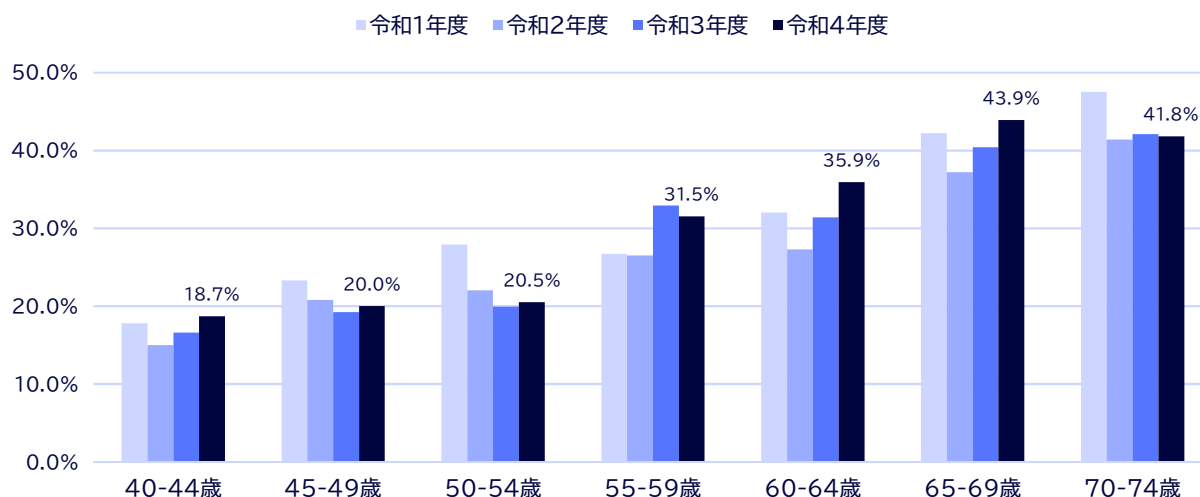
【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

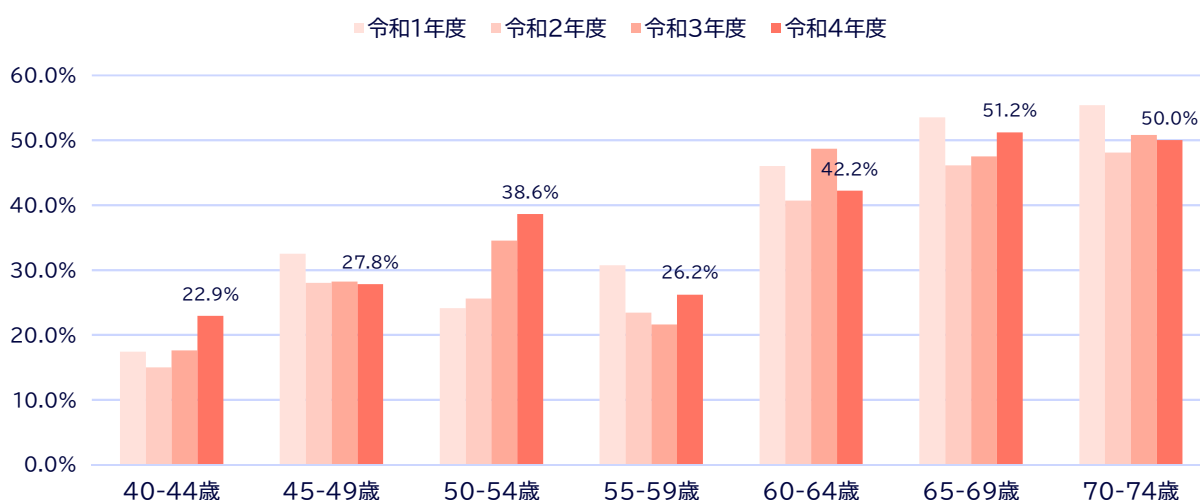
※表内の「国」とは、市町村国保全体を指す（以下同様）

図表10-2-2-2：年齢階層別_特定健診受診率_男性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	17.8%	23.3%	27.9%	26.7%	32.0%	42.2%	47.5%
令和2年度	15.0%	20.8%	22.0%	26.5%	27.3%	37.2%	41.4%
令和3年度	16.6%	19.2%	19.9%	32.9%	31.4%	40.4%	42.1%
令和4年度	18.7%	20.0%	20.5%	31.5%	35.9%	43.9%	41.8%
令和元年度と令和4年度の差	0.9	-3.3	-7.4	4.8	3.9	1.7	-5.7

図表10-2-2-3：年齢階層別_特定健診受診率_女性



	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳
令和元年度	17.4%	32.5%	24.1%	30.7%	46.0%	53.5%	55.4%
令和2年度	15.0%	28.0%	25.6%	23.4%	40.7%	46.1%	48.1%
令和3年度	17.6%	28.2%	34.5%	21.6%	48.7%	47.5%	50.8%
令和4年度	22.9%	27.8%	38.6%	26.2%	42.2%	51.2%	50.0%
令和元年度と令和4年度の差	5.5	-4.7	14.5	-4.5	-3.8	-2.3	-5.4

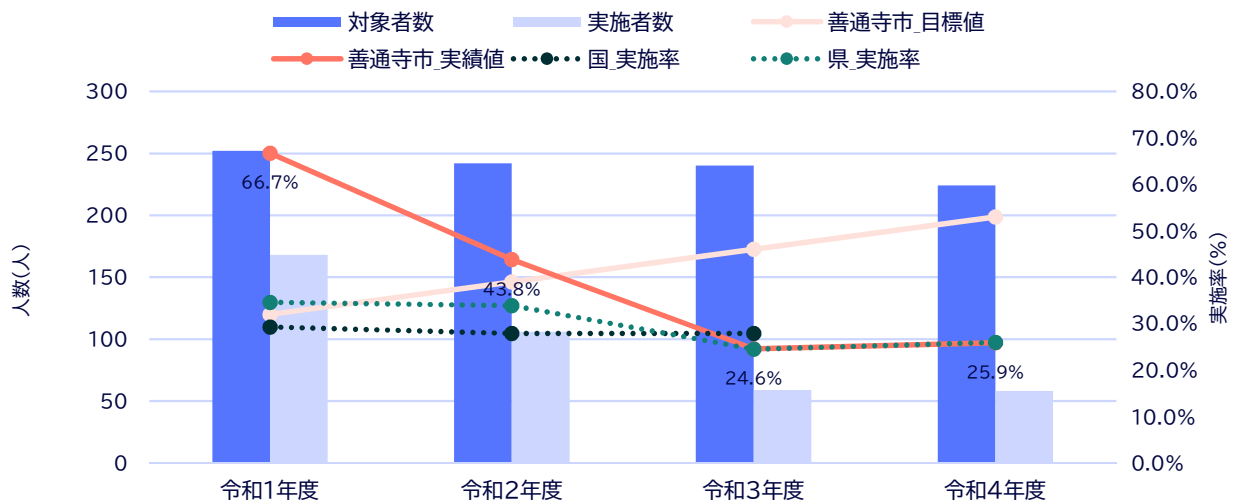
【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

② 特定保健指導実施率

第3期計画における特定保健指導の実施状況をみると（図表10-2-2-4）、特定保健指導実施率は、前期計画終了年度にあたる令和5年度の目標値を60.0%としていたが、令和4年度の速報値では25.9%となっており、令和元年度の実施率66.7%と比較すると40.8ポイント低下している。令和3年度までの実施率で見ると国より低く県より高い。

支援区分別での特定保健指導実施率の推移をみると（図表10-2-2-5）、積極的支援では令和4年度は17.8%で、令和元年度の実施率41.3%と比較して23.5ポイント低下している。動機付け支援では令和4年度は24.6%で、令和元年度の実施率71.0%と比較して46.4ポイント低下している。

図表10-2-2-4：第3期計画における特定保健指導の実施状況（法定報告値）



		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定保健指導 実施率	善通寺市_目標値	32.0%	39.0%	46.0%	53.0%
	善通寺市_実績値	66.7%	43.8%	24.6%	25.9%
	国	29.3%	27.9%	27.9%	-
	県	34.6%	33.9%	24.5%	26.0%
特定保健指導対象者数（人）		252	242	240	224
特定保健指導実施者数（人）		168	106	59	58

【出典】目標値：前期計画

実績値：厚生労働省 2019年度から2021年度 特定健診・特定保健指導の実施状況（保険者別）

公益社団法人 国民健康保険中央会 市町村国保特定健康診査・特定保健指導実施状況報告書 令和元年度から令和3年度

図表10-2-2-5：支援区分別特定保健指導の実施率・対象者数・実施者数

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
積極的支援	実施率	41.3%	38.3%	23.5%	17.8%
	対象者数（人）	46	47	51	45
	実施者数（人）	19	18	12	8
動機付け支援	実施率	71.0%	40.5%	23.3%	24.6%
	対象者数（人）	207	195	189	179
	実施者数（人）	147	79	44	44

【出典】KDB帳票 S21_008-健診の状況 令和元年度から令和4年度 累計

※図表10-2-2-4と図表10-2-2-5における対象者数・実施者数のずれは法定報告値とKDB帳票の差によるもの

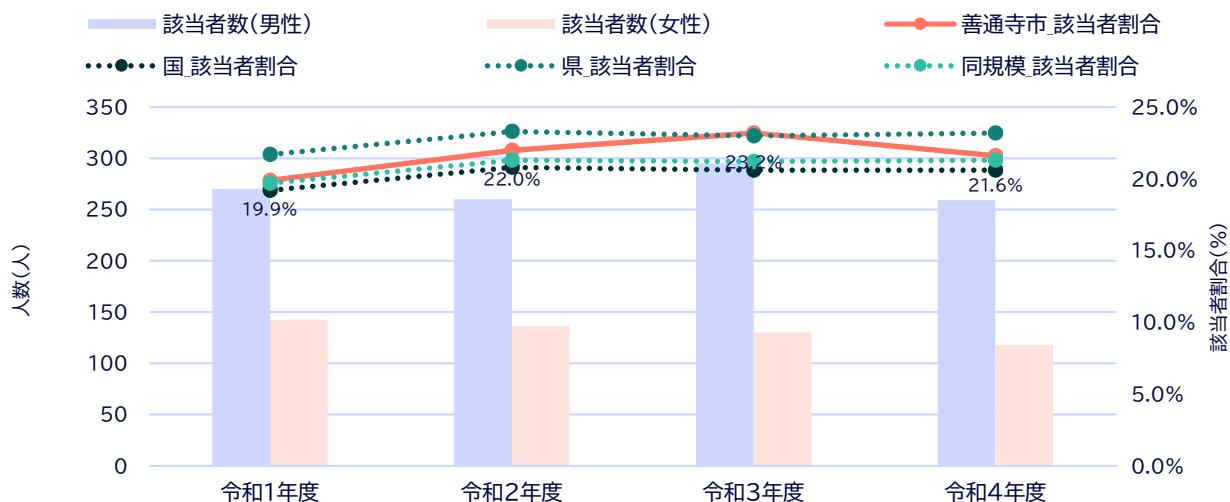
③ メタボリックシンドロームの該当者数・予備群該当者数

特定健診受診者におけるメタボ該当者数の数を見ると（図表10-2-2-6）、令和4年度におけるメタボ該当者数は377人で、特定健診受診者の21.6%であり、県より低い、国より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ該当者数は減少しており、特定健診受診者に占める該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者に占める該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-6：特定健診受診者におけるメタボ該当者数・割合



メタボ該当者	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合
普通寺市	412	19.9%	396	22.0%	425	23.2%	377	21.6%
男性	270	31.2%	260	34.5%	295	38.5%	259	35.0%
女性	142	11.8%	136	13.0%	130	12.2%	118	11.7%
国	-	19.2%	-	20.8%	-	20.6%	-	20.6%
県	-	21.7%	-	23.3%	-	23.0%	-	23.2%
同規模	-	19.7%	-	21.3%	-	21.2%	-	21.3%

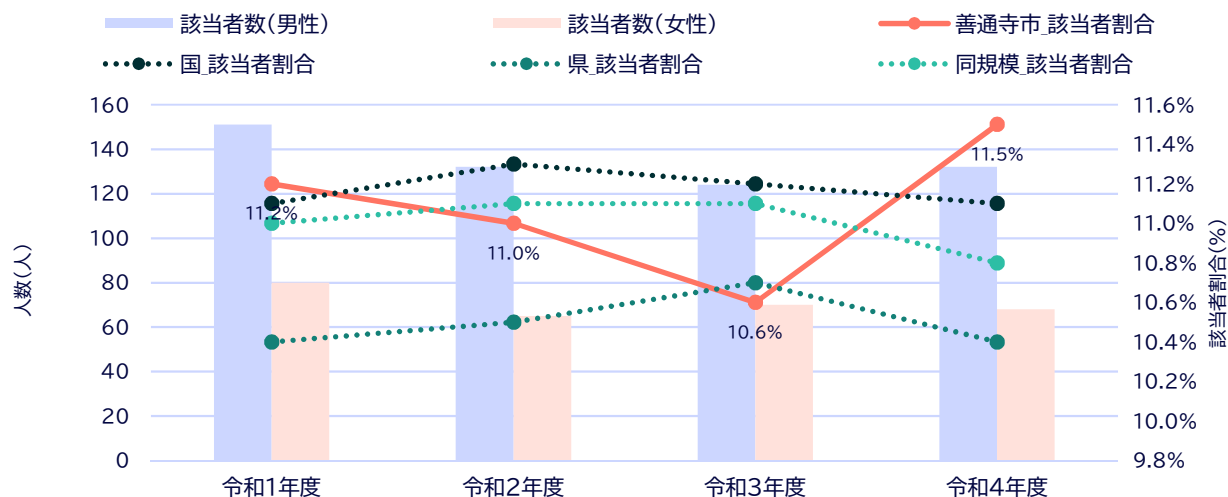
【出典】KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数をみると（図表10-2-2-7）、令和4年度におけるメタボ予備群該当者数は200人で、特定健診受診者における該当割合は11.5%で、国・県より高い。

前期計画中の推移をみると、メタボ予備群該当者数は減少しており、特定健診受診者における該当割合は上昇している。

男女別にみると、メタボ予備群該当者数はいずれの年度においても男性の方が多く、特定健診受診者における該当割合はいずれの年度においても男性の方が高い。

図表10-2-2-7：特定健診受診者におけるメタボ予備群該当者数・割合



メタボ予備群 該当者	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合	該当者数(人)	割合
善通寺市	231	11.2%	197	11.0%	194	10.6%	200	11.5%
男性	151	17.5%	132	17.5%	124	16.2%	132	17.8%
女性	80	6.7%	65	6.2%	70	6.6%	68	6.8%
国	-	11.1%	-	11.3%	-	11.2%	-	11.1%
県	-	10.4%	-	10.5%	-	10.7%	-	10.4%
同規模	-	11.0%	-	11.1%	-	11.1%	-	10.8%

【出典】 KDB帳票 S21_001-地域の全体像の把握 令和元年度から令和4年度 累計

参考：メタボリックシンドローム判定値の定義

メタボ該当者	腹囲 85cm (男性)	以下の追加リスクのうち2つ以上該当
メタボ予備群該当者	90cm (女性) 以上	
追加リスク	血糖	空腹時血糖110mg/dL以上（空腹時血糖の結果値が存在しない場合、HbA1c 6.0%以上）
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	中性脂肪150mg/dL以上、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】 厚生労働省 メタボリックシンドロームの診断基準

(3) 国の示す目標

第4期計画においては図表10-2-3-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診の全国平均受診率70%以上、特定保健指導の全国平均実施率45%以上を達成することが設定されている。目標値は、第3期計画目標の目標値から変更されていない。市町村国保における目標値も第3期からの変更はなく、特定健診受診率及び特定保健指導実施率のいずれも60%以上と設定されている。

また、メタボ該当者及びメタボ予備群の減少率についても、第3期に引き続き、平成20年度比25%以上減と設定されている。

図表10-2-3-1：第4期計画における国が設定した目標値

	全国（令和11年度）	市町村国保（令和11年度）
特定健診受診率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上
メタボ該当者・メタボ予備群該当者の減少率（平成20年度比）	25%以上減	

【出典】厚生労働省 第4期特定健康診査等実施計画期間における保険者種別の目標値について

(4) 善通寺市の目標

特定健診受診率及び特定保健指導実施率の目標値は図表10-2-4-1のとおりであり、令和11年度までに特定健診受診率を60.0%、特定保健指導実施率を60.0%まで引き上げるように設定する。

特定健診対象者及び特定保健指導実施者の見込み数については、図表10-2-4-2のとおりである。

図表10-2-4-1：特定健診受診率・特定保健指導実施率の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健診受診率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%

図表10-2-4-2：特定健診対象者・特定保健指導実施者の見込み数

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
特定健診	対象者数（人）	4,288	4,209	4,129	4,050	3,971	3,891	
	受診者数（人）	2,573	2,525	2,477	2,430	2,383	2,335	
特定保健指導	対象者数（人）	合計	330	324	318	312	306	300
		積極的支援	66	65	64	63	61	60
		動機付け支援	264	259	254	249	245	240
	実施者数（人）	合計	198	194	190	187	184	180
		積極的支援	40	39	38	38	37	36
		動機付け支援	158	155	152	149	147	144

※各見込み数の算出方法

特定健診対象者数：40-64歳、65-74歳の推計人口に令和4年度の各層の国保加入率を乗じて算出

特定健診受診者数：特定健診対象者数に特定健診受診率の目標値を乗じて算出

特定保健指導対象者数：合計値は、特定健診受診者数に令和4年度の特定保健指導該当者割合を乗じて算出

支援区分別対象者数は、合計値に令和4年度の対象者割合を乗じて算出

特定保健指導実施者数：特定保健指導対象者数に特定保健指導実施率の目標値を乗じて算出

3 特定健診・特定保健指導の実施方法

(1) 特定健診

① 実施目的・対象者

「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」（以下、基本指針）にあるとおり、特定健診は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。

対象者は、善通寺市国民健康保険加入者で、当該年度に40歳から74歳となる人に実施する。

② 実施期間・実施場所

集団健診は、6月から2月にかけて実施する。実施場所は、特定健診を受ける人の利便性を考慮し、選定する。

個別健診は、6月から12月にかけて実施する。

集団健診、個別健診ともに具体的な会場については、特定健診実施時期にあわせて周知する。

③ 実施項目

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」で定められた項目に従い、特定健診受診者全員に図表10-3-1-1の「基本的な健診項目」を実施する。また、一定の基準のもと医師が必要と判断した場合には、「詳細な健診項目」を実施する。

図表10-3-1-1：特定健診の健診項目

	項目
基本的な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・診察（既往歴（服薬歴、喫煙歴を含む）、自覚症状）・身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）・血圧・血中脂質検査（空腹時中性脂肪（やむを得ない場合には随時中性脂肪）、HDLコレステロール、LDLコレステロール（Non-HDLコレステロール））・肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、γ-GT（γ-GTP））・血糖検査（HbA1c、空腹時血糖、やむを得ない場合には随時血糖）・尿検査（尿糖、尿蛋白）
詳細な健診項目	<ul style="list-style-type: none">・心電図検査・眼底検査・貧血検査・血清クレアチニン検査

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

④ 実施体制

健診の委託に際しては、利用者の利便性を考慮するとともに、健診の質の担保のために適切な精度管理維持が求められるため、国の委託基準（「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」）を満たす健診機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。

⑤ 健診結果の通知方法

集団の特定健診受診者については、健診結果説明会を開催し、対象者に結果通知表を手渡す。健診結果説明会に出席が困難な対象者については、結果通知表を郵送する。

個別の特定健診受診者については、実施医療機関が対象者に結果通知表を郵送する。

⑥ 事業者健診等の健診データ収集方法

善通寺市国民健康保険被保険者が「労働安全衛生法」に基づく健康診断や人間ドックを受診した場合は、本人から健診結果データを提供してもらい、特定健診受診率に反映する。

また、定期的に医療機関で検査をしている者などが、特定健診と同等の検査項目を検査済の場合、本人同意のもと、医療機関からデータ提供を受け、特定健診受診率に反映する。

(2) 特定保健指導

① 実施目的・対象者階層化の基準

基本指針にあるとおり、特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活の維持ができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とするものである。

特定保健指導は、特定健診結果を腹囲、リスクの高さ、喫煙歴、年齢により階層化し、積極的支援対象者及び動機付け支援対象者に実施する。なお、特定健診の質問票において服薬中であることが判別できた者については、既に主治医の指導を受けていることから特定保健指導対象外とする。また、2年連続して積極的支援対象者に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している場合、2年目は、動機付け支援相当の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

図表10-3-2-1：特定保健指導階層化の基準

腹囲	追加リスク	喫煙歴	対象年齢	
	(血糖・血圧・脂質)		40-64歳	65歳-
男性≧85cm 女性≧90cm	2つ以上該当	なし/あり	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり		
上記以外で BMI≧25kg/m ²		3つ該当	なし	
	なし/あり		積極的支援	
	2つ該当	あり	動機付け支援	
		なし		
1つ該当	なし/あり			

参考：追加リスクの判定基準

追加リスク	血糖	空腹時血糖100mg/dL以上、またはHbA1c5.6%以上
	血圧	収縮期血圧130mmHg以上、または拡張期血圧85mmHg以上
	脂質	空腹時中性脂肪150mg/dL以上（やむを得ない場合には随時中性脂肪175mg/dL以上）、またはHDLコレステロール40mg/dL未満

【出典】厚生労働省 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）

② 重点対象

対象者全員に特定保健指導を実施するが、効率的、効果的な特定保健指導を実施するため、特に支援が必要な層及び効果が期待できる層に重点的に特定保健指導の利用勧奨を行う。

③ 実施期間・内容

特定保健指導は通年実施する。

積極的支援及び動機付け支援ともに初回面接では、医師、保健師または管理栄養士の指導のもと、生活習慣改善のための行動計画を設定する。

積極的支援は、初回面接後、体重2kg及び腹囲2cm減少の達成を目指し、概ね3ヶ月から6ヶ月間、面談または電話や訪問で継続支援を実施する。最終日に体重、腹囲の変化や生活習慣の改善状況について評価を行う。

動機付け支援は、初回面接後、概ね3ヶ月から6ヶ月間、生活習慣の改善に取り組み、最終評価を行う。

④ 実施体制

特定保健指導の委託に際しては、特定健診と同様に国の委託基準を満たす機関を選定する。詳細は契約書及び仕様書で定める。利用者の利便性を考慮するとともに、保健指導の質を確保するなど適正な事業実施に努める。

また、特定保健指導実施機関が少ない地域や一部の対象者については、直営で指導を実施する。

4 その他

(1) 計画の公表・周知

本計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項に基づき、作成及び変更時は、善通寺市のホームページ等により公表し、広く内容等の周知を行う。

また、特定健診及び特定保健指導については、善通寺市のホームページ等への掲載、啓発用ポスターの掲示などにより、普及啓発に努める。

(2) 個人情報の保護

特定健診及び特定保健指導の記録の保存に当たっては、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」を参考に、個人の健康情報を漏えいしないよう、厳格に管理した上で適切に活用する。

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン等（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等）を遵守し、情報の保存及び管理体制を確保する。外部への委託に際しては、委託先との契約書に個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を定めるとともに、委託先の契約遵守状況を適切に管理する。

(3) 実施計画の評価・見直し

特定健診の受診率及び特定保健指導の実施率、並びにメタボ該当者及びメタボ予備群の減少率については、本計画の最終年度（令和11年度）に評価を行う。

実施中は、設定した目標値の達成状況を毎年度点検し、評価の結果を活用して、必要に応じて実施計画の記載内容の見直しを行う。

参考資料 用語集

行	No.	用語	解説
あ行	1	eGFR	血清クレアチニン値と年齢・性別からGFRを推算したもの。GFRは腎臓の中にある毛細血管の集合体である「糸球体」が1分間にどれくらいの血液を濾過して尿を作れるかを示す値であり、GFRが1分間に60ml未満の状態または尿たんぱくが3か月以上続くとCKD（慢性腎臓病：腎機能が慢性的に低下し、尿たんぱくが継続して出る状態）と診断される。
	2	医療費の3要素	医療費の比較には、医療費総額を被保険者数で割った1人当たり医療費を用いる。一人当たり医療費は以下の3つの要素に分解でき、これを医療費の3要素という。 受診率：被保険者千人当たりのレセプト件数 1件当たり日数：受診した日数/レセプト件数 一日当たり医療費：総医療費/受診した日数
	3	HDL-C	余分なコレステロールを回収して動脈硬化を抑える、善玉コレステロール。
	4	ALT	アミノ酸をつくり出す酵素で大部分が肝細胞に含まれている。肝臓の細胞が障害を受けるとALTが血液中に流れ出し血中濃度が上がるため、ALTの数値が高い場合は、肝臓の病気が疑われる。
	5	LDL-C	肝臓で作られたコレステロールを全身へ運ぶ役割を担っており、増えすぎると動脈硬化を起こして心筋梗塞や脳梗塞を発症させる、悪玉コレステロール。
か行	6	拡張期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最小となる血圧は心臓が拡張したときの血圧で拡張期血圧と呼ばれる。
	7	虚血性心疾患	虚血性心疾患には、狭心症や心筋梗塞がある。狭心症は動脈硬化などによって心臓の血管（冠動脈）が狭くなり、血液の流れが悪くなった状態。一方、心筋梗塞は、動脈硬化によって心臓の血管に血栓（血液の固まり）ができて血管が詰まり、血液が流れなくなって心筋の細胞が壊れてしまう病気。
	8	空腹時血糖	血糖値は、血液に含まれるブドウ糖（グルコース）の濃度のこと、食前食後で変動する。空腹時血糖は食後10時間以上経過した時点での血糖値。
	9	KDBシステム	国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療（後期高齢者医療含む）」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステム。
	10	血清クレアチニン	たんぱく質が分解・代謝されてできた老廃物。通常は尿とともに排泄されるが、腎機能が低下すると排泄できず血液中に増えていく。
	11	健康寿命	世界保健機関（WHO）が提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
	12	後期高齢者医療制度	公的医療保険制度の1つで、75歳以上の人、そして65歳から74歳までで一定の障害の状態にあると後期高齢者医療広域連合から認定を受けた人が加入する医療保険。
	13	高血圧症	高血圧は、血圧が高いという病態。高血圧症とは、繰り返し測っても血圧が正常より高い場合をいう。
	14	後発医薬品 （ジェネリック医薬品）	先発医薬品の特許期間終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして厚生労働大臣が承認を行っているもの。
	15	高齢化率	全人口に占める65歳以上人口の割合。
さ行	16	脂質異常症	中性脂肪やコレステロールなどの脂質代謝に異常をきたした状態。
	17	疾病分類	世界保健機関（WHO）により公表されている「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」（略称、国際疾病分類：ICD）に準じて定めたものであり、社会保険の分野で疾病統計を作成する際の統一的基準として、広く用いられているもの。
	18	収縮期血圧	血圧は一般的には動脈内部の圧力のことを指し、心臓の収縮に伴って大きく変動する。最大となる血圧は心臓が収縮したときの血圧で収縮期血圧と呼ばれる。
	19	受診勧奨対象者	特定健診受診者のうち、医療機関の受診を促す基準として設定されている受診勧奨判定値を超える者。
	20	人工透析	機能が著しく低下した腎臓に代わり、機械で老廃物を取り除くこと。一般的に行われている「血液透析」は、患者の腕の血管から血液を取り出し、老廃物を除去する。

行	No.	用語	解説
	21	腎不全	腎臓の中にある毛細血管の集合体で、血液を濾過する「糸球体」の網の目が詰まり、腎臓の機能が落ち、老廃物を十分排泄できなくなる状態。
	22	診療報酬明細書 (レセプト)	病院などが患者に対して治療を行った際、費用（医療費）を保険者に請求するとき使用する書類のこと。病院などは受診した患者ごとに毎月1枚作成する。
	23	生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が原因で起こる疾患の総称。重篤な疾患の要因となる。日本人の3大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症などはいずれも生活習慣病であるとされている。
	24	積極的支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに2又は3以上該当した者に対して実施する特定保健指導。65歳以上75歳未満の者については「積極的支援」の対象となった場合でも「動機付け支援」とする。
た行	25	中性脂肪	肉や魚・食用油など食品中の脂質や、体脂肪の大部分を占める物質。単に脂肪とも呼ばれる。
	26	動機付け支援	腹囲とBMIから、内臓脂肪蓄積のリスクありと判定された者のうち、血圧高値・脂質異常・血糖高値・喫煙ありの追加リスクに1又は2つ該当した者に対して実施する特定保健指導。
	27	糖尿病	インスリンの作用不足により高血糖が慢性的に続く病気。網膜症・腎症・神経障害の3大合併症をしばしば伴う。
	28	糖尿病性腎症	糖尿病の合併症の一つ。高血糖状態が継続したことで腎臓の濾過装置である糸球体が障害され、腎機能の著しい低下を認める。一度低下した腎機能の回復は難しく、進行すると人工透析が必要となる場合も多い。
	29	特定健康診査	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳～74歳の方を対象として、保険者が実施することになっている健診。メタボリックシンドロームの対策が目的の一つとなっているために、俗に「メタボ健診」と言われることもある。
	30	特定健康診査等実施計画	保険者が特定健診・特定保健指導の実施に当たって、その規模、加入者の年齢構成、保健事業の体制・人材等のリソース、地域的条件等を考慮し、あらかじめ実施率目標や実施方法を定めることで、事業を効率的・効果的に実施し、その実施状況の評価ができるよう、作成する計画。
	31	特定保健指導	特定健康診査の結果に基づき、主にメタボリックシンドロームの予防や解消を目的に行われる健康支援のこと。メタボリックシンドロームの人には「積極的支援」、その予備群には「動機付け支援」、それ以外の受診者には「情報提供」が行われる。
な行	32	日本再興戦略	平成25年6月に閣議決定された、規制緩和等によって、民間企業や個人が真の実力を発揮するための方策をまとめたものであり、日本経済を持続的成長に導く道筋を示す戦略。
	33	尿酸	細胞内の核に含まれるプリン体が分解される際に生じる老廃物。
	34	脳血管疾患	脳の動脈硬化が進み、脳の血管が詰まったり破れたりする病気の総称。
は行	35	BMI	体格指数の一つで、肥満度を表す指標として国際的に用いられている。肥満や低体重（やせ）の判定に用いられ、体重（kg）/身長（m ² ）で算出される。
	36	PDCAサイクル	「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返すことにより、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

行	No.	用語	解説
	37	標準化死亡比 (SMR)	基準死亡率（人口10万対の死亡者数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡者数と実際に観察された死亡者数を比較するもの。国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は国の平均より死亡率が高いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断される。
	38	腹囲	へその高さで計る腰回りの大きさ。内臓脂肪の蓄積の目安とされ、メタボリックシンドロームを診断する指標の一つ。
	39	平均自立期間	要介護2以上を「不健康」と定義して、平均余命からこの不健康期間を除いたもので、0歳の人が必要介護2の状態になるまでの期間。
	40	平均余命	ある年齢の人々が、その後何年生きられるかの期待値であり、本計画書では0歳での平均余命を示している。
	41	HbA1c	赤血球の中にあるヘモグロビンA (HbA) にグルコース（血糖）が非酵素的に結合したものの。糖尿病の過去1～3か月のコントロール状態の評価を行う上での重要な指標。
ま行	42	未治療者	健診受診者のうち、受診勧奨対象者かつ健診実施から6か月以内に医療機関を受診していない者。
	43	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさることにより、心臓病や脳卒中などになりやすい病態のこと。単に腹囲が大きいだけでは、メタボリックシンドロームには当てはまらない。
や行	44	有所見者	特定健診受診者のうち、異常の所見のあった者。

疾病中分類別単位の「その他の〇〇」に含まれる細小分類別疾患

疾病分類(中分類)	疾病分類(細小(82)分類)
その他の感染症及び寄生虫症	非定型(非結核性)抗酸菌症
	ヘリコバクターピロリ感染症
その他の悪性新生物<腫瘍>	喉頭がん
	食道がん
	膵臓がん
	骨がん
	卵巣腫瘍(悪性)
	前立腺がん
	腎臓がん
	膀胱がん
	脳腫瘍
	甲状腺がん
その他の内分泌、栄養及び代謝障害	痛風・高尿酸血症
その他の精神及び行動の障害	認知症
その他の神経系の疾患	一過性脳虚血発作
	睡眠時無呼吸症候群
その他の眼及び付属器の疾患	糖尿病網膜症
	緑内障
その他の耳疾患	難聴
その他の心疾患	心臓弁膜症
	不整脈
	心房・心室中隔欠損症
その他の循環器系の疾患	大動脈瘤
	食道静脈瘤
その他の呼吸器系の疾患	インフルエンザ
	間質性肺炎
	気胸
その他の消化器系の疾患	逆流性食道炎
	腸閉塞
	虫垂炎
	クローン病
	潰瘍性腸炎
	腸閉塞
	大腸ポリープ
その他の肝疾患	肝硬変
	脂肪肝
その他の皮膚及び皮下組織の疾患	尋常性乾せん<癬>
	アレルギー性じんま<蕁麻疹>
その他の腎尿路系の疾患	急性膀胱炎
	腎性尿崩症
その他の特殊目的用コード	コロナウイルス感染症2019
	ペニシリンへの耐性
その他の理由による保健サービスの利用者	腸管感染症の感染源との接触及び病原体への曝露
	腸チフスのキャリア<病原体保有者>